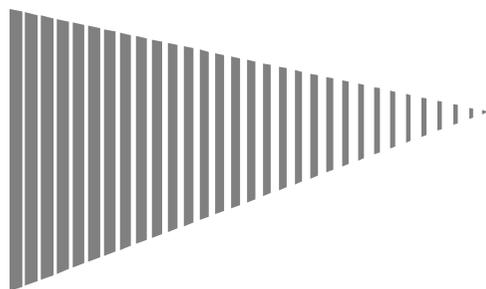


獨協医科大学 様

# コンプライアンス研修会



**EY**

Building a better  
working world

---

# 本日のテーマ

---

## I. 今大学に何が起きているのか？

大学を取り巻く環境の急激な変化とステークホルダーの期待について、今何が起きているのかを共有します。その中で未だに続く公的研究費の不正使用事例を紹介します。

## II. 公的研究費の不正使用の処分例

文科省による公的研究費不正に対する処分例を確認します。

## III. コンプライアンスの本質

大学が社会に対して果たすべきコンプライアンスとはどうあるべきか、大学組織の一員である教員及び職員がどう対応すべきかについて解説します。

## IV. タスクフォース中間とりまとめ

## V. 公的研究費の管理・監査のガイドライン改正

## VI. まとめ

個人や組織が何に取り組むべきか考えます。

---

## 不正とは

---

### <大辞泉第三版>

- 正しくないこと。正当でないこと。

### <ガイドラインの定義>

- 故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用

# 不正とは

## ＜ガイドラインの定義＞

- 故意若しくは**重大な過失**による

わずかの注意さえすれば、未然に防げたにもかかわらず、漫然とこれを見過ごしたような場合

競争的資金等の**他の用途への使用**

目的外使用

又は競争的資金等の**交付の決定の内容**やこれに付した条件に違反した**使用**

**預け金、プール金**

---

# 預け金、プール金とは

---

## 預け金

業者に架空取引を指示し、契約した物品が納入されていないのに納入されたなどとして代金を支払い、その支払金を当該業者に管理させるもの。

## プール金

カラ出張や出勤簿の改ざん等により旅費や謝金等を不正に請求するなどして、その差額等を研究室や個人等が管理するもの。

文部科学省HP 公的研究費の不適切な経理に関する調査について より

---

# 預け金、プール金とは

日本経済新聞 8月29日 金曜日

English

中文

Web刊

速報

ビジネスリーダー

マーケット

マネー

テクノロジー

ライフ

スポーツ

朝

トップ : 特集 : コラム : 読者アンケート : 紙面連動 : 社説・春秋 : 映像 : アジアBiz : ニュース18時

## 大学の「預け金」防止体制を調査へ 文科相、大学に職員派遣

2012/8/3 12:59

小 中 大 保存 印刷 リプリント

京都大元教授の物品購入を巡る汚職事件を受け、平野博文文部科学相は3日の閣議後の記者会見で、各大学における研究費の不正使用防止体制を調査する方針を明らかにした。今春に公表した一斉調査で「不正がなかった」と回答した大学にも職員を派遣し、学内の検査体制を調べる。

調査対象は、物品を架空発注して代金の研究費を業者に管理させ、目的外に使う「預け金」という不正経理。大学に不正経理の検査体制の報告を求めるほか、大学を訪問して物品の納入を確認する方法などを調べる。

今年度は不正経理を認めた約40大学を重点的に調査し、来年度以降は「なかった」と答えた大学も無作為に抽出して調べる。

文科省が昨年、全大学を一斉調査した際、**京大は「不正はない」と回答していた。**

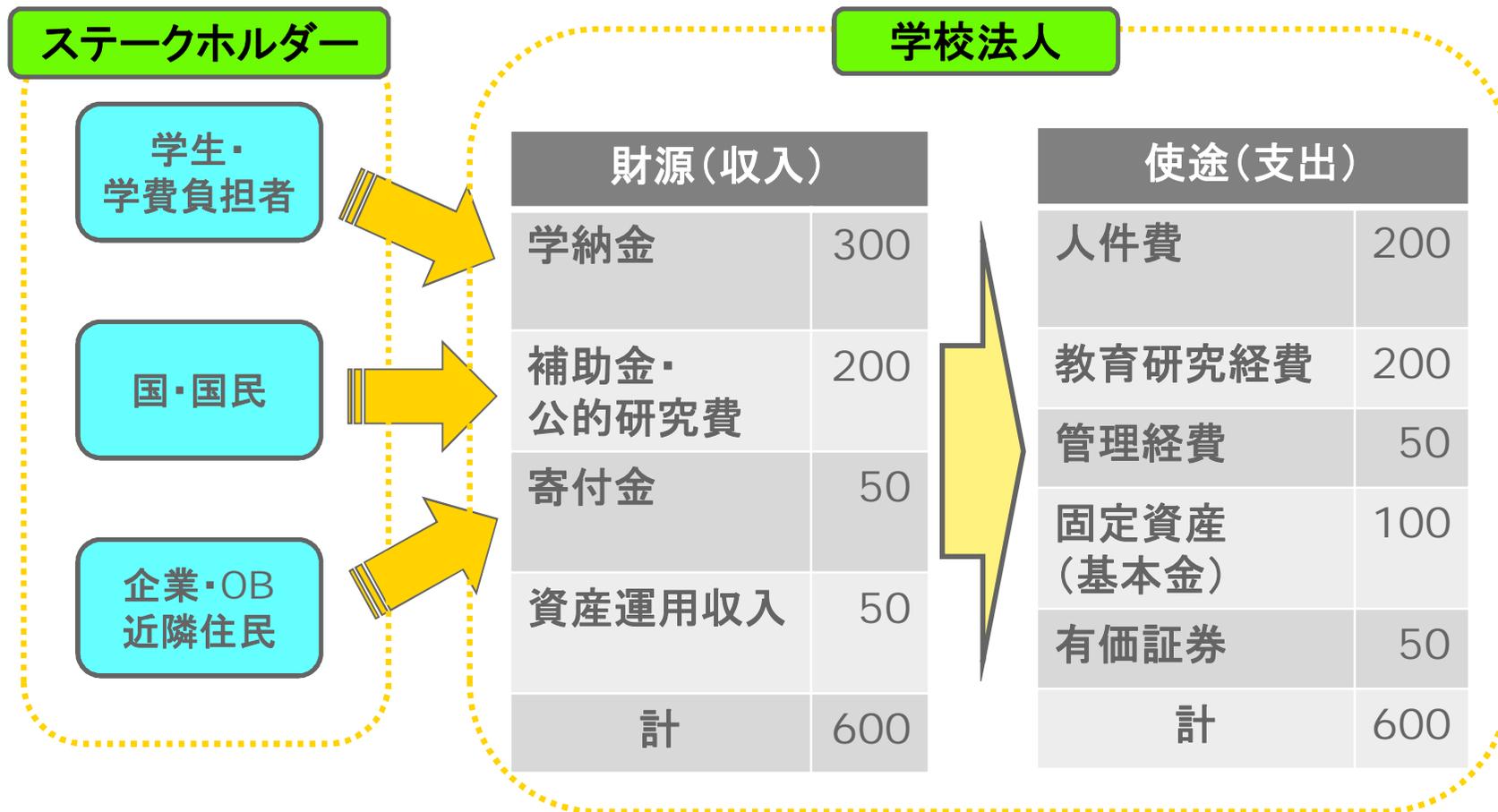
---

---

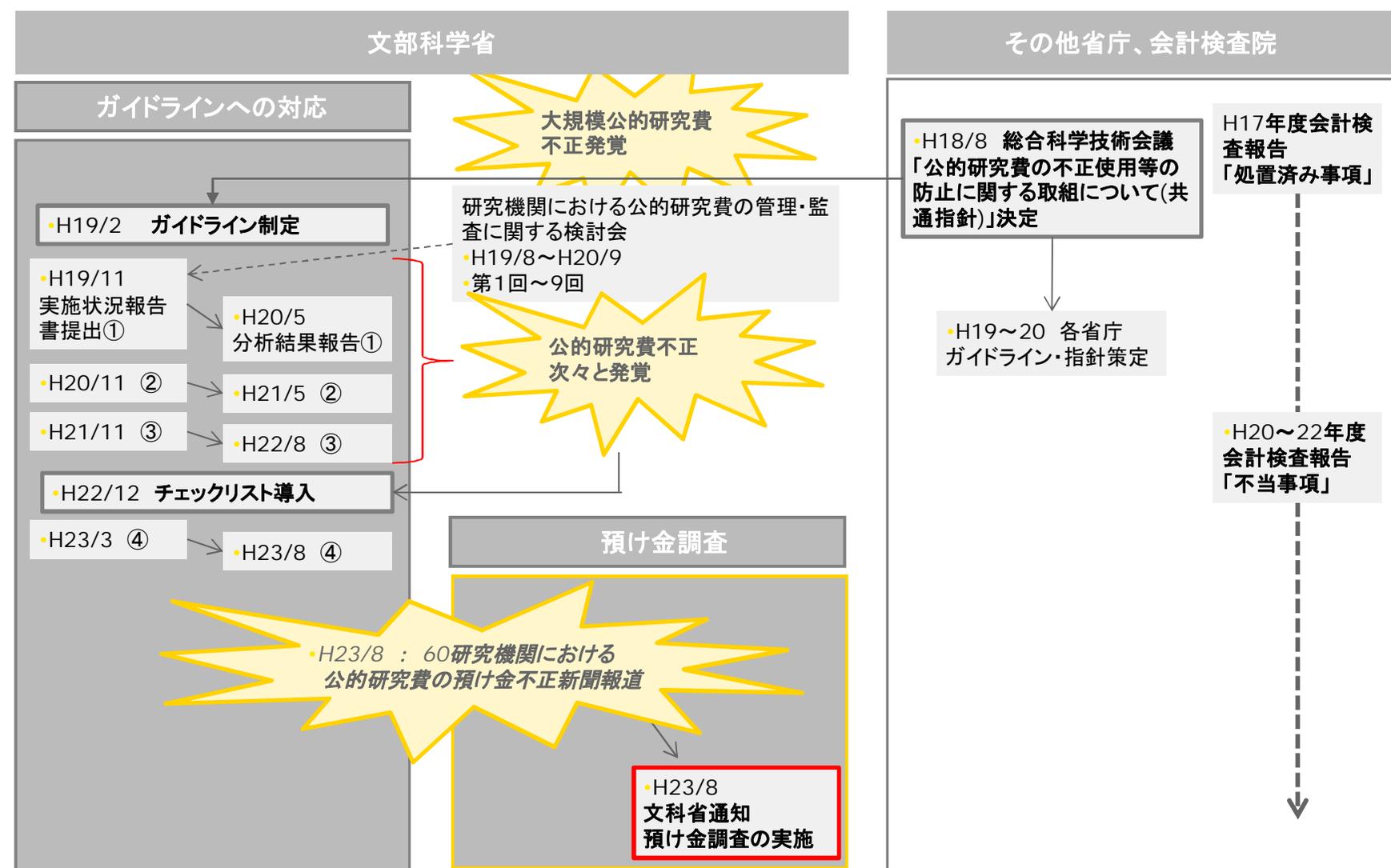
I	大学に今何が起きているのか？
II	研究費の不正使用、及び教職員の処分の実例
III	コンプライアンスの本質
IV	タスクフォース中間とりまとめ
V	公的研究費の管理・監査のガイドライン(改正)
VI	研究活動の不正行為への対応のガイドライン(改正)
VII	まとめ

# I - 1. 大学に今何が起きているのか？ →私学の財源とその使途

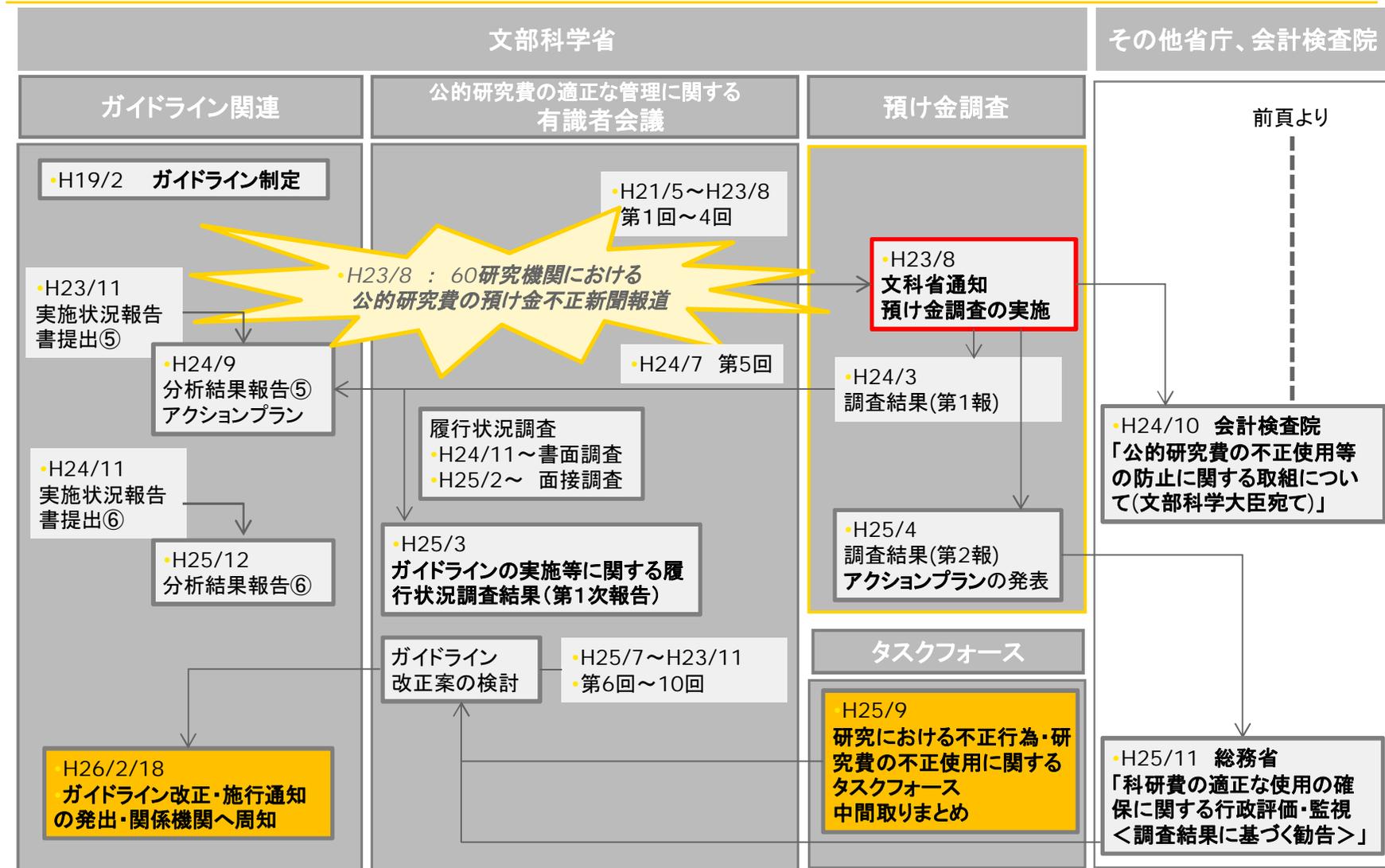
- 学校運営の財源は、「学生の家計からの学納金」と、「国民の税金からなる補助金」である。
- 公益増進法人として、税務上の優遇措置を受けている(法人税・固定資産税の免税など)



## I-2. 預け金問題とその結果 預け金問題の発生前後の取組



# I - 3. 預け金問題とその結果 預け金問題の発生前後の取組



## I - 3. 預け金問題とその結果 預け金問題の発生前後の取組 (2)

- ～平成18年 大手研究機関における公的研究費の不正使用発覚  
文科省 科研費の機関管理強化(納品検収センター義務付け、等)
- 平成19年2月 文科省 「研究機関における公的研究費の管理・監査の  
ガイドライン(実施基準)」の制定等
- 平成19年～平成22年 公的研究費不正、次々と発覚
- 平成22年 文科省 「体制整備等の自己評価チェックリスト」の制定
- 平成23年 文科省 科学研究費助成事業の一部基金化
- 平成23年8月 60研究機関における公的研究費の預け金不正、新聞報道
- 平成23年9月 文科省 各大学への預け金・プール金の有無の一斉調査の指示
- 平成24年10月 会計検査院 「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組  
について(文部科学大臣宛て)」
- 平成25年5月 参議院本会議 「大学等研究機関の公的研究費に係る不適正な  
会計処理について」として警告議決
- 平成25年8月 文科省「研究における不正行為・研究費の不正使用に関する  
タスクフォース」が設置
- 平成25年11月 総務省「科研費の適正な使用の確保に関する行政評価・監視  
＜調査結果に基づく勧告＞」

### ■ 企業不祥事続出

- ・社会全体のコンプライアンス意識の向上
- ・内部通報、外部通報制度導入進む
- ・J-sox(上場企業の内部統制の監査)

### ■ リーマンショック

- ・経済環境悪化

### ■ 民主党政権、事業仕分け

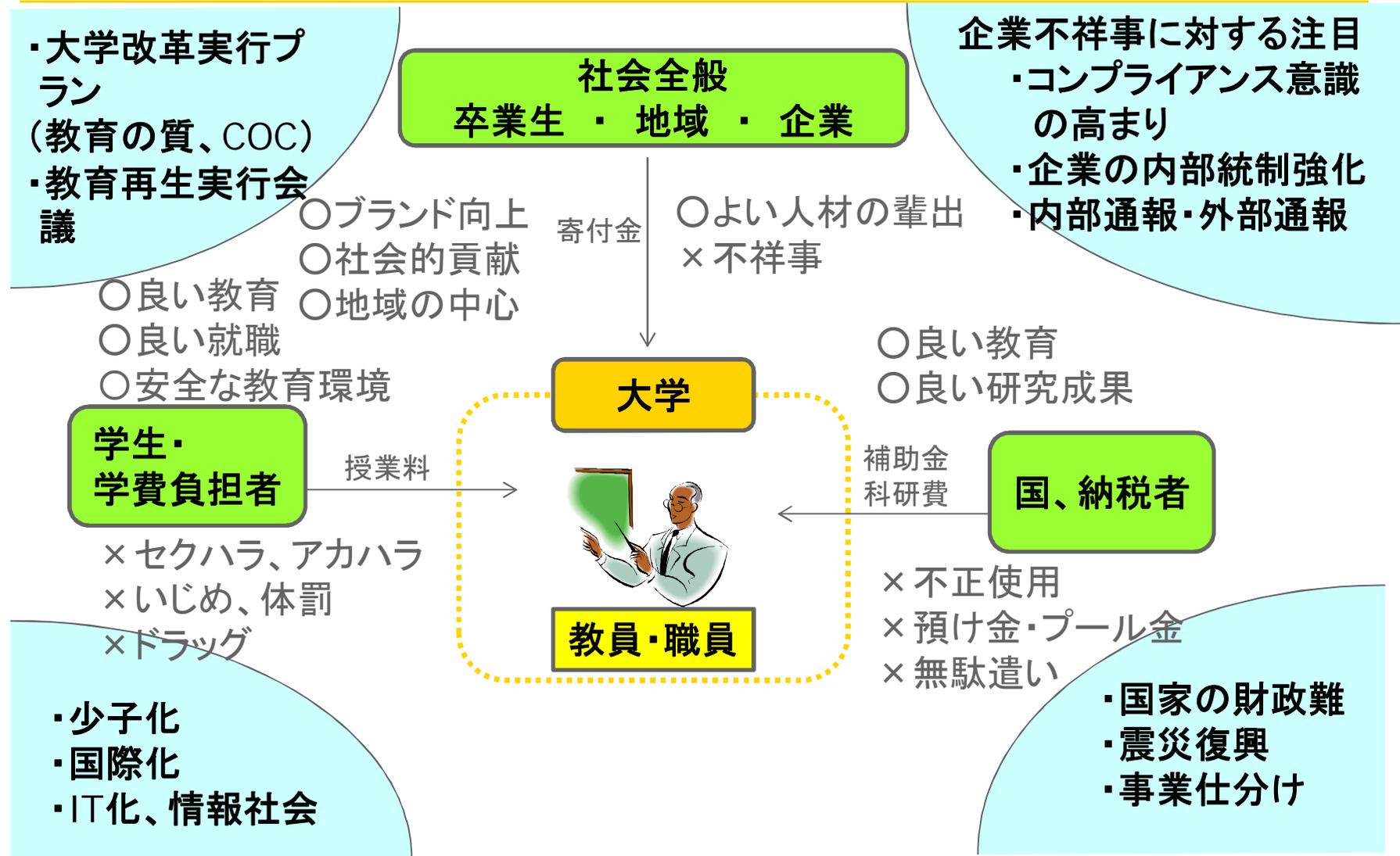
- ・税金の使い方に国民の注目集まる

### ■ 東日本大震災、原発問題、不景気継続

- ・増税
- ・国の長期的な財政難

# I-4 大学に今何が起きているのか？

→大学を取り巻く急激な環境変化、社会の期待の変化



---

## I - 5. それでも続く研究費不正使用(1)

### 東京工業大学の事例

(2014年1月11日発表 HPより)

---

東京工業大学大学院生命理工学研究科元教授の研究室における研究費の不正使用

<調査の経緯>

**関係者からの情報**等から元教授の研究室における研究費等の扱いに疑問が生じる

→予備調査

→**調査委員会を設置**し、本調査

→学内における関係書類の精査や、内部監査を前倒しし、特に、元教授の研究室に重点を置いて監査を実施

→調査委員会で、元教授・准教授・秘書・関係する業者等から複数回にわたり事情を聴取、経理関係書類の精査を実施

<判明した事実>

- 当該研究室では従前より研究室に所属する際に**学生に通帳を提出させ、研究室で保管し、学生への謝金等の入金・出金を主に秘書が行っていた。**
- 平成20年に元教授と秘書で預け金を始め、**平成25年3月まで架空発注・請求**が行われた。
- 預け金処理でプールされた資金は、**秘書が預かったままとなっていた卒業生の通帳の口座等に振り込まれ、**秘書により引き出されていた。
- 元教授及び秘書は、引き出した資金を研究室のために使用したと主張しているが、記録等は廃棄されているため証明する資料は存在せず、その用途は不明である。
- 不正に使用されたと現時点で認められる研究費の額は、記録等に基づき裏付けがとれたもの、今後精査を要するものを合わせて、約1,900万円である。
- 准教授**の研究費の一部も預け金に回されていた。准教授自身が預け金処理には関与したとは認められないが、**具体的な経理事務は秘書任せ**であった。

---

I-6. それでも続く研究費不正使用(1)  
東京工業大学の事例  
(2014年1月11日発表 HPより)

---

<関係者の処分等>

元教授:懲戒解雇相当、秘書:懲戒解雇、准教授:訓告

<今後の予定>

これまでの調査結果に基づき、関係者の処分等を行ったが、さらに事実を明らかにすべき部分が残されているため、引き続き詳細に調査を実施し、新たに明らかになった事項が生じた場合にはその結果を公表する。

また、今回のような事態が二度と起きないように、研究室の秘書業務や検収システム等の見直し、ペナルティの一層の明確化などを含めた研究費使用ルールの見直しなど、再発防止のための具体的な対策を早急に定め、その徹底に努めていく。

---

## I-7. それでも続く研究費不正使用(2)

### 北海道大学の事例

(2013年11月13日発表 HPより)

---

平成25年11月13日  
北海道大学公的研究費等の不適切な経理処理について

#### 1. 調査に至る経緯

H23年7月からの札幌国税局による**消費税等に係る税務調査で取引先に研究費の預け金と思われる金銭処理があるとの指摘**

#### 2. 調査体制

平成23年12月14日に**調査委員会を設置**

→当初は、学外委員(弁護士、公認会計士)2名を含む5名の体制により調査

→その後、平成24年5月21日付けで学外委員(弁護士2名、公認会計士2名)4名を**追加**

#### 3. 調査方法

##### (1) 調査方針

- ① 会計書類が残存している平成16年度以降について調査を進めること
- ② 調査委員会による調査の前に、関係部局における第一次調査(スクリーニング)を実施
- ③ 対象者には退職者・転出者も含めること

(2) 調査委員会は、関係部局における第一次調査(スクリーニング)の状況を踏まえ、

- ① 当面の対象を平成19年度以降に預け金の記録がある在職者とする
- ② 次に①に該当する教員にかかる平成16年度から18年度の調査
- ③ 学外委員(6名)で面談調査を実施

---

## I-8. それでも続く研究費不正使用(2)

### 北海道大学の事例

#### (2013年11月13日発表 HPより)

---

#### 4. 調査概要

##### (1) 事務局における予備的調査等

1) 取引のある約4,500社の中から、取引件数、取引額、業種などを考慮し、計737社を対象に予備的調査

→総額260,549,830円(該当教員35名)の不適切な経理処理があった認定

→該当教員のうち1名については、調査委員会において私的流用があったと認定

2) 不適切な処理があった旨の回答がある業者は12社、札幌国税局から指摘のあった2社、自主的に申告してきた2社

3) 業者に対し、帳簿や関係資料の提出を求め、学内の経理関係書類との突き合わせ、外部の公認会計士による検討・分析

4) 16社から提出された預け金にかかる帳簿数は995冊、帳簿に氏名の記載があった教員の数は390名、帳簿に講座等名のみが記載された講座等の数は164講座等、関係部局の数は27部局。

##### (2) 調査委員会における調査作業等

##### 1) 関係部局における調査(スクリーニング)

① 関係部局において関係教員に帳簿を示して面談を実施。

② 面談できなかった退職・転職者については、郵送による書面調査を実施。

##### 2) 業者側の資料

① 「預かり金台帳」等とそれに関わる資料を提出させる。

② 当該預け金の情報より、架空請求により預け金が作られたことを「請求書控」等により裏付け。

③ 預け金を用いた実際の取引について、「納品書」等により確認。

##### 3) 本学側の資料

① 架空請求については、支払伝票等と突合して大学が実際に支払ったことを確認するとともに、架空納品にかかる納品書の押印や受領サインを確認し、研究室側の関与があったことを裏付け。

② 預け金にかかる支払伝票等を関係部局から提出させ、個々の財源を特定。

##### 4) 調査委員会による関係業者及び関係教員との面談

① 関係業者との面談では、社内における預かり金の手続きや管理方法、教員とのやり取りの状況などのほか、特に確認が必要と判断した個別の取引について聴き取りを行い、帳簿等の信憑性を判断。

② 関係教員との面談では、取引の内容に応じて特に確認が必要と判断したもの、架空請求にかかる納品書の受領印やサイン、予算管理、発注手続きの状況などについて聴き取りを行い、総合的に判断。

# I-9. それでも続く研究費不正使用(2)

## 北海道大学の事例

### (2013年11月13日発表 HPより)

#### 5. 調査結果(平成19年度以降に預け金の記録がある在職教員にかかる調査) (4)金額別内訳

##### (1) 中間報告の内容(平成24年12月21日公表)

- ① 調査対象期間:平成19年度以降
- ② 面談を実施した教員99名、業者8社
- ③ 不適切な経理処理があったと事実認定した教員35名
- ④ 上記③の金額223,747,285円

##### (2) 継続調査の結果(中間報告以降)

- ① 調査対象期間:平成16年度～平成18年度
- ② 再面談を実施した教員14名、新たな調査対象業者5社
- ③ 不適切な経理処理があったと事実認定した教員35名
- ④ 上記③の金額260,549,830円  
(平成19年度以降にかかる追加認定分3,278,480円を含む)

##### (3) 集計結果

- ① **不適切な経理処理があったと事実認定した教員44名**  
内訳
  - ・平成19年度以降のみの認定者 9名
  - ・平成18年度以前のみの認定者 9名
  - ・両方の期間にまたがる認定者 26名
- ② 上記①の**金額484,297,115円**
- ③ 不適切な経理処理に関与した業者 13社

金額(円)	人数
3千万～	5
2千万～3千万未満	5
1千万～2千万未満	5
5百万～1千万未満	6
百万～5百万未満	17
百万未満	6
計	44

##### (5) 財源別内訳

###### [預け金]

財源	継続調査認定額(円)	集計認定額(円)
公的研究費	178,779,328	323,934,294
民間との共同研究費	17,893,157	23,745,521
大学自己資金(一般財源)	25,896,928	65,779,217
寄附金	4,777,533	16,838,862
不明	12,192,322	16,598,831
小計	239,539,268	446,896,725

###### [品名替え]

財源	継続調査認定額(円)	集計認定額(円)
公的研究費	19,371,434	33,878,316
民間との共同研究費	42,063	637,623
大学自己資金(一般財源)	1,547,190	2,224,451
寄附金	49,875	660,000
不明	0	0
小計	21,010,562	37,400,390
合計	260,549,830	484,297,115

# I-10. それでも続く研究費不正使用(2)

## 北海道大学の事例

(2013年11月13日発表 HPより)

### 6. 当該教員への処分

[処分内訳]

量定	人数	職種別内訳
停職2か月	15	教授13, 准教授1, 特任教授1
停職1か月	12	教授7, 准教授3, 特任教授1, 特任准教授1
出勤停止10日	3	教授1, 准教授1, 特任教授1
戒告	12	教授3, 准教授3, 講師1, 助教3, 特任教授1, 特任助教1
訓告	1	教授1
計	43	

### 7. 再発防止策

<p>(1) 意識改革による防止策等</p> <p>1) 教員に対する取組</p> <p>①研究費使用に関するハンドブックの作成・配付</p> <p>②<b>研究費の不正使用防止に関する研修会受講の義務化</b> (研修会を受講しなければ、公的研究費の申請は不可)</p> <p>③不正を行わない旨の誓約書の提出</p> <p>2) 業者に対する取組</p> <p>①不正防止に関する説明会</p> <p>②<b>取引先の入出構管理の強化</b> (<b>構内へ入出構する車両の積載物を納品受付センターで確認</b>)</p> <p>③一般取引先からの誓約書提出の義務化</p> <p>④主要取引先の選定方法の見直し</p> <p>⑤主要取引先への会計帳簿等提出の義務化</p>	<p>(2) システム強化による防止策等</p> <p>管理体制等の強化</p> <p>①納品物品の事後抽出確認</p> <p>②<b>納品先までの職員の同行</b></p> <p>③<b>納品受付センター未経由納品物等の第三者確認(未経由納品物: 宅配便など)</b></p> <p>④<b>納品受付センター経由物品のマーキング対応</b> (<b>納品確認時にマーキングすることにより、反復使用を防止</b>)</p> <p>⑤資産管理対象納品物品のシリアル番号の届出義務化</p> <p>⑥納品後の随時確認</p> <p>⑦<b>電子購買システムの導入</b> (道内4大学が共同で進める電子購買システムの導入により、教員と業者との直接接触を極力回避)</p>
---	---

## I-11. それでも続く研究費不正使用(3)

### 大阪大学の事例

(2011年2月11日発表 HPより)

大阪大学医学系研究科における研究費の不正使用に関する調査結果(概要)

平成22年8月20日に中間報告→その後調査対象年度を広げて調査→平成23年2月に発表

#### 1 当事者

医学系研究科特任教授

#### 2 調査の経緯

「医学系研究科の某教授が特任研究員の名前で架空の旅行命令を切らせるなど研究費不正使用をしている疑いがある」との**通報**  
→**調査委員会を設置**

#### 3 調査の対象・方法等

某教授が所属する研究室に係る平成16年度以降の研究費について調査を行った。

某教授を含め関係者から49回の事情聴取及び経理関係書類の精査を実施した。某教授から2回、意見書の提出があった。

#### 4 不正に使用されたと認められる研究費の額41,762,725円

#### 5 事実関係

##### (1) 旅費

- 某教授について、3,626,310円の**カラ出張**等
- 研究室の助教等の名義の旅費について、13,288,670円のカラ出張等
- 某教授の海外出張について、出張伺いと実際の出張の内容が不一致なもの4,134,295円
- 某教授の海外出張における出張旅費の内453,690円については、**某教授の家族の旅費**であると認められる。

##### (2) 奨学寄附金によるタクシーの利用

- 奨学寄附金による**タクシー代の使用**について、3,353,910円が不正な使用等と認められる。

##### (3) 架空伝票操作による物品の購入

- 平成16年度以降、研究室に係るパソコン等の**物品購入に関して架空伝票**(15,935,423円)が作成されている。

##### (4) 特任研究員等の給与の支給と一部戻し

- 特任研究員が**欠勤している期間の給与970,427円**が支払われている。
- 特任研究員等5人が、支払われた給与から少なくとも合計3,781,057円を**研究室に戻し**ている。

##### (5) 通帳の預金の使途

- 某教授以外のカラ出張の旅費及び特任研究員等から戻しのあった給与は、概ね研究室の通帳に預金されている。
- 通帳から某教授に少なくとも合計7,175,692円が渡されている。
- 平成21年8月の**某教授の家族のアメリカ旅行旅費**444,210円が、研究室の通帳の預金から支払われていることが認められる。

##### (6) 私的流用

- 少なくとも4,524,210円は、某教授が研究費を**私的に流用**したものと認められる。

---

## I - 12. 最近の不正事例で知っておくべき知識

---

### 1. どうやって発覚したか？

⇒外部通報・内部通報

⇒税務調査

### 2. 発覚した後は？

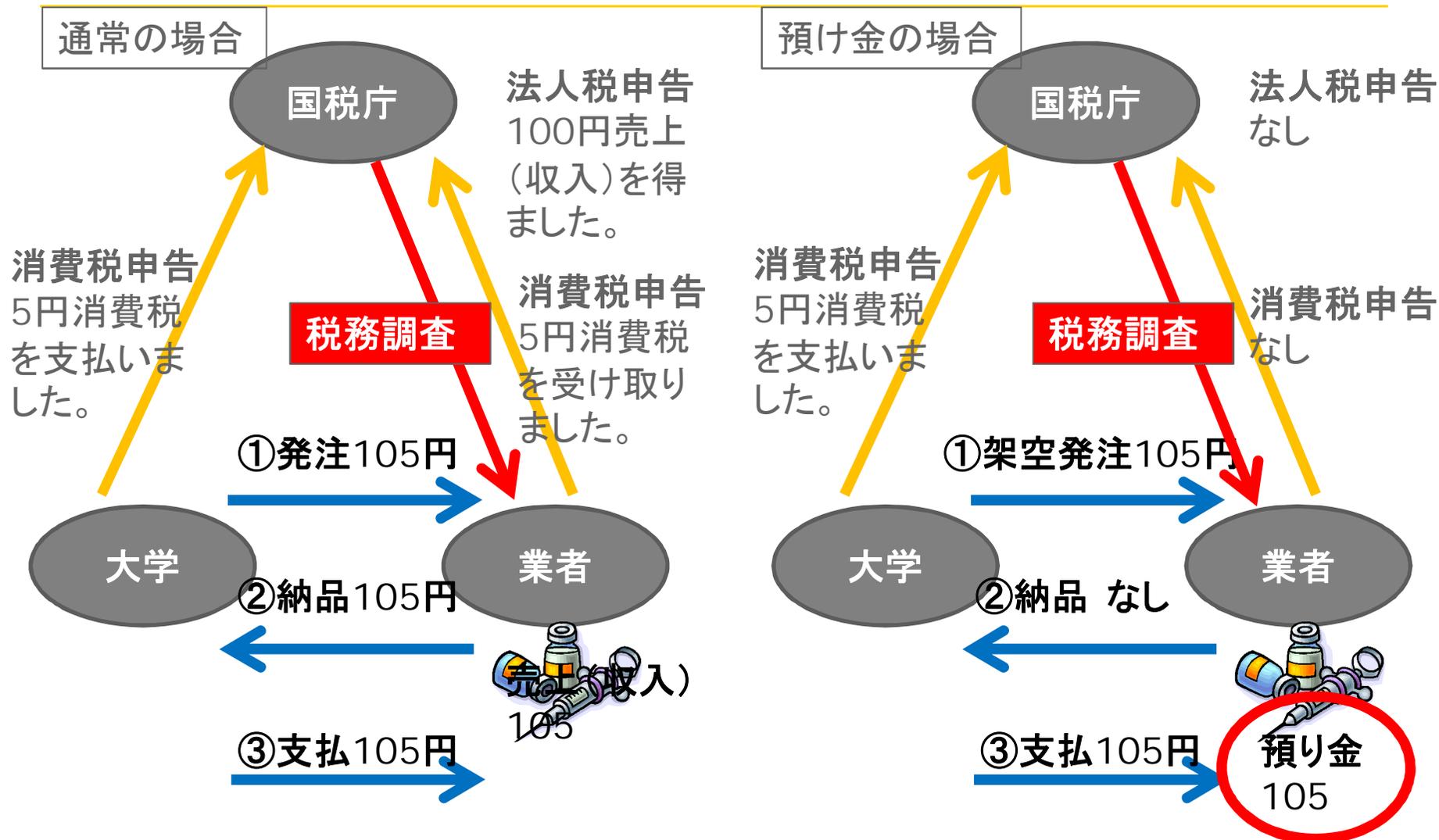
⇒調査委員会で徹底的に調査

### 3. そして……どうなったか？

⇒厳しい処分(懲戒解雇)、研究資金募集停止

⇒誰がコストを負担するのか？

# I - 13. 預け金と税務調査



---

---

I	大学に今何が起きているのか？
II	研究費の不正使用、及び教職員の処分の実例
III	コンプライアンスの本質
IV	タスクフォース中間とりまとめ
V	公的研究費の管理・監査のガイドライン(改正)
VI	研究活動の不正行為への対応のガイドライン(改正)
VII	まとめ



# 平成18年度～平成24年度における競争的資金の不正な使用に関して 返還命令及び応募制限措置を行った事例（平成25年3月31日現在）①

研究機関	財源	発覚年度	対象年度	不正の概要	文部省の対応
愛知医科大学	科学研究費補助金	平成20年度	平成11年度～17年度	平成11年度～平成17年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていたり、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていたり、研究代表者が研究分担者に名義を貸して補助金の交付を受け、使用しているものがあつた。	○補助金の返還命令 平成21年2月17日(学振) 1,530万円  ○応募資格の停止 5年: 2人、4年: 10人
愛知県がんセンター	科学研究費補助金	平成21年度	平成15年度～19年度	平成15年度～平成19年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、虚偽の請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせ、当該購入代金をもとに実際には請求書等の内容と異なる物品(高額な顕微鏡等)を納品させていたほか、コピー機の使用料や修理代等に充てていた。	○補助金の返還命令 平成22年3月31日(本省) 415万円 平成22年3月31日(学振) 360万円 (返還命令総額775万円)  ○応募資格の停止 4年: 6人(6人)、1年: 6人
岡山大学	科学研究費補助金	平成20年度	平成15年度	平成15年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成20年5月19日(学振) 81万円  ○応募資格の停止 4年: 1人(1人)
岡山大学	科学研究費補助金	平成21年度	平成14年度～平成16年度	平成14年度～平成16年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせ、当該購入代金を業者に預けて別途に経理し、補助事業に関連しない研究用物品等の購入費に充てていた	○補助金の返還命令 平成21年10月30日(学振) 283万円  ○応募資格の停止 4年: 5人(5人)、1年: 5人
吉備国際大学	科学研究費補助金	平成19年度	平成16年度及び平成17年度	平成16年度及び平成17年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成19年12月19日(学振) 169万円  ○応募資格の停止 4年: 1人(1人)
金沢大学	科学研究費補助金	平成19年度	平成14年度	平成14年度の科学研究費補助金において、正規の手続きを経て購入し機関による納品検収を受け、補助金の支出手続がなされた物品・消耗品等を業者に持ち帰らせ、それらに支出させた補助金を「預け金」として業者に管理させ、必要に応じ正規の手続きを経ずに物品等を納品検収を受けることなく納入させ、その代金を「預け金」から支出していた。	○補助金の返還命令 平成19年7月11日(学振) 130万円  ○応募資格の停止 4年: 1人(1人)

## 平成18年度～平成24年度における競争的資金の不正な使用に関して 返還命令及び応募制限措置を行った事例（平成25年3月31日現在）②

研究機関	財源	発覚年度	対象年度	不正の概要	文部省の対応
九州大学	科学研究費補助金	平成19年度	平成17年度及び平成18年度	平成17年度及び平成18年度の科学研究費において、研究室に所属する研究生の名義貸しを依頼し、自らが管理する銀行口座を開設し、架空の謝金請求を行い、研究期間終了後に使用する研究費として保管していた。	○補助金の返還命令 平成20年1月28日(本省) 78万円 ○応募資格の停止 4年: 1人(1人)
慶應義塾大学	科学研究費補助金	平成19年度	平成15年度	平成15年度に交付された科学研究費補助金において、学内規程により原則として支払えないこととされていたビジネスクラス航空運賃を捻出するため、エコノミークラス航空運賃のとの差額分等について、消耗品を購入したように架空の請求書を作成するよう業者に命じ、これを大学に請求して不正に受領していた。また、私用目的で購入した書籍代(中学生参考書)や研究に直接関係のない物品(シェーバー)の購入代金を立替払金として大学に請求していた。	○補助金の返還命令 平成18年9月21日(本省) 47万円 ○応募資格の停止 5年: 2人(2人)
広島工業大学	科学研究費補助金	平成19年度	平成9年度、平成10年度、平成12年度、平成13年度及び平成15年度～平成18年度	平成9年度、平成10年度、平成12年度、平成13年度及び平成15年度～平成18年度の科学研究費補助金において、旅費、謝金を架空請求し、また業者から無償で貸借した計測装置についてレンタル料を請求し、大学から補助金を支出させ自らの銀行口座で管理し、研究費(遠隔地での測定会実施に際しての必要経費)として使用したほか、一部については家族旅行の費用に使用していた。	○補助金の返還命令 平成20年2月1日(本省) 428万円 平成20年1月28日(学振) 336万円 (返還命令総額764万円) ○応募資格の停止 5年: 1人(1人)、1年: 4人
広島大学	科学研究費補助金	平成21年度	平成15～平成17年度及び平成19年度	平成15年度～平成17年度及び19年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、虚偽の請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせ、当該購入代金を業者に預けて別途に経理し、補助事業に関連しない研究用物品の購入費等に充てていたり、実際には請求書等の内容と異なる物品(パソコン等)を納品させていた。	○補助金の返還命令 平成22年3月16日(本省) 47万円 平成22年3月24日(学振) 395万円 (返還命令総額442万円) ○応募資格の停止 4年: 4人(4人)、1年: 9人
広島大学	重点地域研究開発推進事業	平成21年度	平成17年度	平成17年度の重点地域研究開発推進事業において、虚偽の納品書と請求書により消耗品等を購入したように装い、同大学に支出させ、預け金として業者に管理させていた。	○委託費の返還命令 平成21年6月8日(JST) 133万円 ○応募資格の停止 4年: 1人(1人)
国立感染症研究所	科学研究費補助金	平成20年度	平成15年度～平成17年度	平成15年度～平成17年度の科学研究費補助金において、研究補助員に虚偽の謝金受領書を作成させ、研究代表者が立替払をしたとして不正に補助金を受領し、保管していた。	○補助金の返還命令 平成20年11月21日(学振) 154万円 ○応募資格の停止 4年: 1人

## 平成18年度～平成24年度における競争的資金の不正な使用に関して 返還命令及び応募制限措置を行った事例（平成25年3月31日現在）③

研究機関	財源	発覚年度	対象年度	不正の概要	文部省の対応
国立天文台	科学研究費補助金	平成19年度	平成10年度～平成13年度	平成10年度～平成13年度の科学研究費補助金において、架空の謝金請求を行い、大学院生の旅費として使用していたほか、一部に祝電等の支出が確認された。	○補助金の返還命令 平成19年5月16日(本省) 82万円 平成19年5月18日(学振) 152万円 (返還命令総額234万円) ○応募資格の停止 5年: 1人(1人)
埼玉医科大学	科学研究費補助金	平成19年度	平成16年度	平成16年度の科学研究費補助金において、海外渡航に係る旅費に、妻子を同伴するための費用を含んで精算したほか、研究課題の目的から外れた共同研究の打ち合わせをするために、旅行予定外の目的地に滞在した。	○補助金の返還命令 平成19年4月20日(本省)、57万円 ○応募資格の停止 5年: 1人(1人)
山口大学	科学研究費補助金	平成22年度	平成11年度～平成20年度	平成11年度～平成20年度の科学研究費補助金について、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。併せて、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていた。また一部を私用物品の購入費に充てていた	○補助金の返還命令 平成23年3月30日(本省) 170万円 平成23年3月31日(学振) 801万円 (返還命令総額971万円) ○応募資格の停止 5年: 1人(1人)、4年: 10人(10人)、 2年: 2人(2人)
山口大学	地域イノベーション創出総合支援事業	平成22年度	平成16年度～平成19年度	平成16年度～平成19年度の地域イノベーション創出総合支援事業(17年度以前は重点地域研究開発推進事業)において、虚偽の納品書と請求書により消耗品等を購入したように装い、同大学に支出させ、預け金として業者に管理させていた。	○委託費の返還命令 平成22年10月6日(JST) 402万円 ○応募資格の停止 4年: 5人(5人)
山口大学	未来開拓学術研究費補助金	平成22年度	平成16年度	平成16年度の未来開拓学術研究費補助金において、業者に架空の支払いに必要な書類を作成させ、研究代表者が所属する宮崎大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、研究に使用する試薬、消耗品、機器及び機器附属品等の購入に充てていた。	【宮崎大学】※2 ○補助金の返還命令 平成22年11月11日 250万円
山口大学	戦略的創造研究推進事業	平成22年度	平成13年度～平成15年度	平成13年度～平成15年度に配分された研究費において、取引先企業からJSTに提出された書類の中に、記載内容と実際の納品物が異なっていた納品書や、取引実態のない請求書がありそれらの書類によりJSTから支払いを受けていた。	○返還命令 平成22年10月6日 A社: 112万円、B社: 230万円 合計: 342万円 ○応募資格の停止 4年: 1人(1人) ○取引停止 A社: 14ヶ月、B社: 1ヶ月

# 平成18年度～平成24年度における競争的資金の不正な使用に関して 返還命令及び応募制限措置を行った事例（平成25年3月31日現在）④

研究機関	財源	発覚年度	対象年度	不正の概要	文部省の対応
産業技術総合研究所	科学技術振興調整費	平成20年度	平成16年度	平成16年度に交付された科学技術振興調整費において、納入実績のない架空の納入書・請求書の作成を業者に指示し、支払われた代金を預け金として管理させていた。	○返納 平成20年6月22日 <b>11万円</b> ○応募資格の停止 4年：1人(1人)
産業技術総合研究所	独創的シーズ展開事業	平成20年度	平成17年度	平成17年度の独創的シーズ展開事業(権利化試験)において、納品実績のない消耗品等について架空の納品書及び請求書を提出し、同研究所から業者に支出させ、業者に預け金として管理させていた。	○返還命令 平成20年7月4日 180万円 ○応募資格の停止 4年：1人(1人)
産業創造研究所	戦略的創造研究推進事業	平成18年度	平成13年度	平成13年度の委託事業において、従事実績の認められない労務費(人件費)の請求が確認されたもの。	○返還命令 平成19年1月31日 533万円 ○取引停止 1年間
松本歯科大学	科学研究費補助金	平成22年度	平成15年度～平成18年度	平成15年度～平成18年度の科学研究費補助金について、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた	○補助金の返還命令 平成23年3月30日(本省) 42万円 平成23年3月31日(学振) 560万円 返還命令総額702万円)  ○応募資格の停止 4年：6人(6人)、2年：2人(2人)
松本歯科大学	独創的シーズ展開事業	平成22年度	平成17年度	平成17年度の大学発ベンチャー創出推進事業において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学に支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○委託費の返還命令 平成23年3月28日(JST) 104万円 ○応募資格の停止 4年：1人(1人)
信州大学	科学研究費補助金	平成21年度	平成15年度～平成7年度	平成15年度～平成17年度の科学研究費補助金について、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品の購入等に充てていた。	○補助金の返還命令 平成21年6月23日(学振) 266万円  ○応募資格の停止 4年：1人(1人)、1年：4人

# 平成18年度～平成24年度における競争的資金の不正な使用に関して 返還命令及び応募制限措置を行った事例（平成25年3月31日現在）⑤

研究機関	財源	発覚年度	対象年度	不正の概要	文部省の対応
信州大学	21世紀COEプログラム	平成21年度	平成14年度、平成15年度、平成18年度	平成14年度、平成15年度、平成18年度に交付された21世紀COEプログラムにおいて、業者に架空の発注を行い、預け金とし、翌年度以降の研究室及び当該教員の教育研究に使用した。	○補助金の返還命令 平成21年5月11日 370万円  ○応募資格の停止 4年：1人（1人）
新潟大学	科学研究費補助金	平成20年度	平成14年度～平成18年度	平成14年度から平成18年度の科学研究費補助金において、実体のない謝金出勤表を大学院学生に作成させて請求し、大学に補助金を支出させ、大学院学生の学会参加の旅費に充てていた	○補助金の返還命令 平成20年5月13日（学振） <b>34万円</b>  ○応募資格の停止 4年：1人（1人）、1年：8人  【山形大学分】（※2） ○補助金の返還命令 平成20年5月27日（学振） 66万円
静岡大学	先端計測分析技術・機器開発事業	平成19年度	平成17年度	平成17年度の先端計測分析技術・機器開発事業において、虚偽の納品書と請求書により消耗品等を購入したように装い、同大学に支出させていた。また、この支出金の一部を「預け金」として業者に管理させ、必要に応じ正規の手続きを経ずに物品等を納品検収を受けることなく納入させ、その代金を「預け金」から支出していた。	○委託費の返還命令 平成19年10月16日（JST） 353万円  ○応募資格の停止 4年：1人（1人）
静岡大学	科学研究費補助金	平成20年度	平成15年度	平成15年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、平成14年度に科学研究費補助金で購入した物品の附属品の支払いに充てていた	○補助金の返還命令 平成20年7月23日（学振） 51万円  ○応募資格の停止 4年：1人（1人）
静岡大学	科学技術振興調整費	平成20年度	平成14及び平成15年度	平成14及び15年度に予算示達された科学技術振興調整費において、納入実績のない架空の納入書・請求書の作成を業者に指示し、支払われた代金を別途購入して未払いとなっていた設備品の支払いに充てていた。	○返納 平成20年8月21日 248万円 平成20年8月22日 31万円 平成20年8月25日 92万円 （返還命令総額371万円）  ○応募資格の停止 4年：1人（1人）

## 平成18年度～平成24年度における競争的資金の不正な使用に関して 返還命令及び応募制限措置を行った事例（平成25年3月31日現在）⑥

研究機関	財源	発覚年度	対象年度	不正の概要	文部省の対応
早稲田大学	科学技術振興調整費	平成18年度	平成17年度	平成17年度に交付された科学技術振興調整費において、ポスター作成費等の代金の架空請求に関与していた。	○返納 平成19年3月9日 22万円  ○応募資格の停止 4年：1人（1人）
早稲田大学	科学技術振興調整費	平成18年度	平成11年度～平成15年度	平成11年度～平成15年度に交付された科学技術振興調整費等において、実際の無い実体の無いアルバイト賃金を支出させ、受け取った学生から個人の講座に入金させ、私的流用（投資信託化）していた。また、関連する業者（社外取締役役に就任）からの架空請求があった。	○返納 平成18年12月22日 9,386万円  ○応募資格の停止 5年：1人（1人）
早稲田大学	科学研究費補助金	平成19年度	平成13年度～平成15年度	平成13年度～平成15年度に交付された科学研究費補助金において、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていた。また、当該研究者が社外取締役を470万円していた企業が大学に対して架空請求を行っていた	【早稲田大学分】 ○補助金の返還命令 平成18年12月28日（本省）470万円 ○応募資格の停止 5年：1人（1人）  【東京大学分】（※2） ○補助金の返還命令 平成18年12月28日（本省）508万円 平成18年12月26日（学振）508万円 （返還命令総額1,016万円）
早稲田大学	戦略的創造研究推進事業	平成19年度	平成9年度～平成18年度	平成9年度～平成18年度に配分された研究費において、取引先企業からJST（直接執行）及び大学（委託）に提出された書類の中に、記載内容と実際の納品物が異なっていた納品書や、取引実態のない請求書があり、それらの書類によりJST及び大学から支払いを受けていた。	○返還命令 平成19年4月11日 A社：1,271万円、B社：794万円、 C社：11万円、D社：322万円、 E社：322万円、F社：261万円 合計：2,981万円  ○応募資格の停止 5年：1人（1人）  ○取引停止 A社～F社とも3ヶ月

## 平成18年度～平成24年度における競争的資金の不正な使用に関して 返還命令及び応募制限措置を行った事例（平成25年3月31日現在）⑦

研究機関	財源	発覚年度	対象年度	不正の概要	文部省の対応
早稲田大学	科学研究費補助金	平成20年度	平成15年及び平成16年度	平成15年度及び平成16年度の科学研究費補助金において、業者に架空の取引を指示し、実際に購入、納品させた物品等とは異なる品名が記載された虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより実際には異なる物品を納品させていた	○補助金の返還命令 平成21年3月31日(学振) 70万円  ○応募資格の停止 4年: 1人
大阪大学	独自のシーズ展開事業	平成19年度	平成15年度	平成15年度の研究成果最適移転事業費において、納品実績のない消耗品等について架空の納品書及び請求書を提出し、同大学から業者に支出させ、業者に預け金として管理させていた。	○返還命令 平成19年11月15日 249万円  ○応募資格の停止 4年: 1人 ○取引停止: 3ヶ月
大阪大学	科学研究費補助金	平成23年度	平成15年度	平成15年度の科学研究費補助金について、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成24年3月28日(本省)、314万円 ○応募資格の停止 4年: 2人(2人)
大阪大学	科学研究費補助金	平成23年度	平成16年度～平成22年度	平成16年度～平成22年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、虚偽の請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を補助金から支払わせ、当該代金をもとに実際には請求書等の内容と異なる研究用物品等を納品させたり、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させたり、研究目的に関係のない物品を納品させていた。また、出張について、実際に行っていないものや旅行命令に記載された期間や出張先等が実際と一致していないものがあり、一部については、業者に虚偽の請求書等を作成させて、家族の旅費を請求していた。更に欠勤していた特任研究員等の謝金を請求したりしていた。	○補助金の返還命令 平成23年11月24日(学振)、1,515万円 ○応募資格の停止 5年: 1人(1人) 4年: 3人(3人) 1年: 7人
筑波大学	科学研究費補助金	平成20年度	平成9年度及び平成10年度	平成9年度及び平成10年度科学研究費補助金について、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた	○補助金の返還命令 平成21年3月25日(本省) 99万円 ○応募資格の停止 4年: 1人

## 平成18年度～平成24年度における競争的資金の不正な使用に関して 返還命令及び応募制限措置を行った事例（平成25年3月31日現在）⑧

研究機関	財源	発覚年度	対象年度	不正の概要	文部省の対応
中央大学	科学研究費補助金	平成19年度	平成14年度～平成17年度	平成14年度～平成17年度に交付された科学研究費補助金において、同じ出張の旅費や郵送料を、科学研究費補助金と他の経費とで重複して請求したり、資料・書籍などの領収書の金額を改ざんし、補助金を不正に受領し、留学中の家族への小包送付料への支出などに当てていた。	○補助金の返還命令 平成19年3月23日(本省) 76万円 平成19年3月28日(学振) 13万円 (返還命令総額89万円) ○応募資格の停止 5年: 1人(1人)、1年: 25人
朝日大学	科学研究費補助金	平成19年度	平成14年度、平成16年度及び平成17年度	平成14年度、平成16年度及び平成17年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成19年10月1日(本省) 630万円 平成19年10月2日(学振) 265万円 (返還命令総額895万円) ○応募資格の停止 4年: 1人(1人)、1年: 2人
長岡技術科学大学	科学研究費補助金	平成21年度	平成9年度～平成11年度	平成9年度～平成11年度の科学研究費補助金について、実体のない謝金を架空に請求し、プール金として自らで管理し、学生の学会参加に必要な経費等に使用していた	○補助金の返還命令 平成21年9月4日(本省) 94万円 平成21年9月1日(学振) 10万円 (返還命令総額104万円)  ○応募資格の停止 4年: 1人(1人)
東京医科大学	科学研究費補助金	平成21年度	平成15年度～平成17年度	平成15年度～平成17年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせ、当該購入代金を業者に預けて別途に経理し、補助事業に関連しない研究用物品等の購入費に充てていた。	○補助金の返還命令 平成21年12月4日(本省) 160万円 平成21年11月12日(学振) 318万円 (返還命令総額478万円)  ○応募資格の停止 4年: 6人(6人)
東京歯科大学	科学研究費補助金	平成20年度	平成13年度及び平成14年度	平成13年度及び平成14年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた	○補助金の返還命令 平成21年1月8日(学振) 47万円  ○応募資格の停止 4年: 2人

# 平成18年度～平成24年度における競争的資金の不正な使用に関して 返還命令及び応募制限措置を行った事例（平成25年3月31日現在）⑨

研究機関	財源	発覚年度	対象年度	不正の概要	文部省の対応
東京大学	科学研究費補助金	平成21年度	平成16年度～平成18年度	平成16年度～平成18年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、虚偽の請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせ、実際には請求書等の内容と異なる物品の納品等をさせていたほか、当該購入代金を業者に預けて別途に経理し、補助事業に関連しない文具類等の購入費に充てていた。	○補助金の返還命令 平成22年3月15日(本省) 161万円 平成22年3月12日(学振) 58万円 (返還命令総額218万円)  ○応募資格の停止 4年: 2人(2人)、1年: 15人
東北大学	科学研究費補助金	平成20年度	平成14年度～平成16年度	平成14年度～平成16年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた	○補助金の返還命令 平成20年7月25日(学振) 513万円  ○応募資格の停止 4年: 2人(2人)、1年: 1人
東北大学	科学技術振興調整費	平成20年度	平成15年度～平成18年度	平成15年度に予算示達、また、平成16～18年度に交付された科学技術振興調整費において、納入実績のない架空の納入書・請求書の作成を業者に指示し、支払われた代金を預け金として管理させていた。	○返納 平成20年8月22日 (平成16年度～平成18年度不正) 747万円 平成20年10月31日 (平成15年度不正) 1万円  ○応募資格の停止 4年: 2人(2人)
日本医科大学	科学研究費補助金	平成19年度	平成10年度～平成15年度	平成10年度～平成15年度に交付された科学研究費補助金において、業者に指示し、架空請求により大学から業者に支払われた補助金を預け金として業者に管理させ、別途、研究に必要な物品をその都度業者から直接納品させていた。 また、謝金を過大に請求し、現金で保管し、本事業と直接関係のない実験補助員の謝金の支払いに使用していた	○補助金の返還命令 平成19年3月13日(本省) 6,358万円 平成19年2月21日(学振) 100万円 (返還命令総額6,458万円)  ○応募資格の停止 4年: 1人(1人)

# 平成18年度～平成24年度における競争的資金の不正な使用に関して 返還命令及び応募制限措置を行った事例（平成25年3月31日現在）⑩

研究機関	財源	発覚年度	対象年度	不正の概要	文部省の対応
日本赤十字 北海道看護 大学	科学研究費 補助金	平成18年度	平成17年度	平成17年度に交付された科学研究費補助金において、実態を伴わない印刷物の発注を行い、架空請求により大学から業者に支払われた補助金を預け金として業者に管理させていた。	○補助金の返還命令 平成19年3月28日(学振) <b>24万円</b> ○応募資格の停止 4年: 1人(1人)、1年: 1人
放射線医学 総合研究所	科学研究費 補助金	平成20年度	平成15年度～平 成18年度	平成15年度～平成18年度科学研究費補助研究所金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、研究所から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ研究所に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた	○補助金の返還命令 平成21年1月21日(本省) 483万円 平成21年1月16日(学振) 162万円 (返還命令総額645万円) ○応募資格の停止 4年: 3人
法政大学	21世紀CO Eプログラム	平成19年度	平成16年度	平成16年度に交付された21世紀COEプログラムにおいて、研究拠点形成活動の一環として刊行物のCD-ROM化を業者に発注したが、当該作業の多くの部分を発注業者から自らが請け負うという不適切な経理処理により、結果的に資金を還流させていた。	○補助金の返還命令 平成19年5月11日 92万円 ○応募資格の停止 5年: 1人(1人)
北海道大学	科学研究費 補助金	平成19年度	平成10年度～平 成11年度	平成10年度～平成11年度に交付された科学研究費補助金において、大量の消耗品を架空請求し、業者にその金額に相当する奨学寄附金を寄附するよう指示した。また、実態を伴わない謝金を水増ししてプール金として経理し他用途に使用したり、出張の日程変更による精算手続きを行わずに正規の旅費との差額分(使途不明)を受領していた。	○補助金の返還命令 平成19年3月26日(本省) 25万円 平成19年3月27日(学振) 61万円 (返還命令総額86万円) ○応募資格の停止 5年: 1人(1人)
名古屋大学	科学研究費 補助金	平成21年度	平成14年度及び 15年度	平成14年度及び平成15年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせ、当該代金を業者に預けて別途に経理し、補助事業に関連しない研究用物品等の購入費のほか一部を私用物品の購入費に充てていた。	○補助金の返還命令 平成21年10月19日(学振) 182万円 ○応募資格の停止 4年: 1人(1人)、5年: 1人(1人)
名古屋大学	科学研究費 補助金	平成22年度	平成15年度及び 平成16年度	平成15年度及び平成16年度の科学研究費補助金について、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成23年3月30日(本省) 946万円 ○応募資格の停止 4年: 1人(1人)

# 平成18年度～平成24年度における競争的資金の不正な使用に関して 返還命令及び応募制限措置を行った事例（平成25年3月31日現在）⑪

研究機関	財源	発覚年度	対象年度	不正の概要	文部省の対応
名城大学	科学研究費補助金	平成22年度	平成19年度	平成19年度の科学研究費補助金について、研究協力者である学生に虚偽の出勤簿を作成させ、同大学に謝金の架空請求を行わせ、当該架空請求に係る謝金を回収し、これを当該学生の学会参加に係る旅費等に充てていた。	○補助金の返還命令 平成22年9月29日(学振) <b>4万円</b>  ○応募資格の停止 4年: 1人(1人)
目白大学	科学研究費補助金	平成20年度	平成17年度	平成17年度の科学研究費補助金において、海外渡航に係る旅費について、研究出張とはなせない用務が含まれていた	○補助金の返還命令 平成20年12月11日(本省) <b>39万円</b>  ○応募資格の停止 5年: 1人
立命館大学	科学研究費補助金	平成19年度	平成13年度～平成18年度	平成13年度～平成18年度の科学研究費補助金において、研究室に所属する学生名義で架空の謝金請求を行い、謝金を受け取った学生から研究室に還流させ、留学生支援、学生の現地調査活動経費や学会参会費等研究室の運営費等に使用していた。	○補助金の返還命令 平成19年6月27日(本省) 61万円 平成19年5月30日(学振) 499万円  ○応募資格の停止 4年: 1人(1人)、5年: 1人(1人)
立命館大学	科学研究費補助金	平成19年度	平成15年度及び平成16年度	平成15年度及び平成16年度の科学研究費補助金について、留学生の学費や生活費等を支援するために、実体のないアルバイト費を不正に請求していた。	○補助金の返還命令 平成19年2月26日(学振) 80万円  ○応募資格の停止 4年: 1人(1人)、1年: 5人
立命館大学	21世紀COEプログラム	平成19年度	平成15年度～平成18年度	平成15年度～平成18年度に交付された21世紀COEプログラムにおいて、実体のないアルバイト資金の還流及び実父が経営する会社への架空発注により「私的流用」を行っていた。	○補助金の返還命令 平成19年5月11日 1,321万円  ○応募資格の停止 4年: 1人(1人)、5年: 1人(1人)

# 平成18年度～平成24年度における競争的資金の不正な使用に関して 返還命令及び応募制限措置を行った事例（平成25年3月31日現在）⑫

研究機関	財源	発覚年度	対象年度	不正の概要	文部省の対応
獨協医科大学	戦略的創造研究推進事業	平成19年度	平成14年度～平成18年度	平成14年度～平成18年度に配分された研究費において、取引先企業からJST(直接執行)及び大学(委託)に提出された書類の中に、記載内容と実際の納品物が異なっていた納品書や、取引実態のない請求書があり、それらの書類によりJST及び大学から支払いを受けていた。	○返還命令 平成19年10月29日 A社: 484万円 (社会技術研究開発事業を含む) 平成19年12月5日 大学: 24万円  ○応募資格の停止 4年: 2人(2人)  ○取引停止 A社は平成19年11月30日付けで廃業したため行わない。
獨協医科大学	科学研究費補助金	平成19年度	平成10年度～平成18年度	平成10年度～平成18年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成19年12月13日(本省)、286万円 平成19年12月28日(学振) 3,076万円 (返還命令総額5,362万円)  ○応募資格の停止 4年: 29人(29人)、1年: 15人  【岐阜大学分】(※2) ○補助金の返還命令 平成20年2月19日(学振) 100万円
獨協医科大学	科学研究費補助金	平成23年度	平成15年度～平成17年度	平成15年度～平成17年度の科学研究費補助金について、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成23年9月9日(本省)、718万円 平成23年8月24日(学振)、357万円 (返還命令総額1,075万円)  ○応募資格の停止 4年: 6人(6人) 1年: 3人

## 平成18年度～平成24年度における競争的資金の不正な使用に関して 返還命令及び応募制限措置を行った事例（平成25年3月31日現在）<sup>⑬</sup>

研究機関	財源	発覚年度	対象年度	不正の概要	文部省の対応
宮崎大学	科学研究費補助金	平成23年度	平成19年度～平成21年度	宮崎大学平成19年度～平成21年度の科学研究費補助金について、事務職員が研究者の許可なしに物品を発注し、納品されたものを自宅に持ち帰り私物化していた。	○補助金の返還命令 平成24年3月28日(本省)、2万円 平成24年3月28日(学振)、30万円 (返還命令総額32万円) ○応募資格の停止 2年: 3人(3人) 1年: 2人
東京工業大学	科学研究費補助金	平成23年度	平成16年度	平成16年度の科学研究費補助金について、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていた。	○補助金の返還命令 平成24年3月23日(本省)、6万円 平成24年3月23日(学振)、36万円 (返還命令総額42万円) ○応募資格の停止 4年: 1人(1人) 2年: 1人(1人) 1年: 1人
帯広畜産大学	科学研究費補助金	平成23年度	平成16年度～平成19年度	平成16年度～平成19年度の科学研究費補助金について、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成24年1月10日(本省)、724万円 平成24年1月10日(学振)、2,286万円 (返還命令総額3,010万円) ○応募資格の停止 4年: 15人(15人) 1年: 39人 【岐阜大学分】(※2) ○補助金の返還命令 平成24年1月10日(学振)、20万円

# 平成18年度～平成24年度における競争的資金の不正な使用に関して 返還命令及び応募制限措置を行った事例（平成25年3月31日現在）⑭

研究機関	財源	発覚年度	対象年度	不正の概要	文部省の対応
帯広畜産大学	戦略的創造研究推進事業	平成23年度	平成15年度及び平成16年度	平成15年度及び平成16年度に配分された研究費において、取引先企業からJST(直接執行)及び大学(委託)に提出された書類の中に、取引実態のない請求書があり、それらの書類によりJST及び大学から支払いを受けていた。	○返還命令 平成23年7月5日、A社：743万円 ○委託費の返還命令 平成23年9月12日 大学：156万円 (返還合計：899万円) ○応募資格の停止 4年：1人(1人) ○取引停止 A社：3ヶ月
帯広畜産大学	21世紀COEプログラム	平成23年度	平成15年度～平成18年度	平成15年度～平成18年度に交付された21世紀COEプログラムにおいて、業者に架空の発注を行い、預け金とし、業者に管理させていた。	○補助金の返還命令 平成23年9月30日、3,539万円 ○応募資格の停止 4年：10人(10人) 【岐阜大学分】 ○補助金の返還命令 平成23年9月30日、122万円
帯広畜産大学	重点地域研究開発推進事業	平成23年度	平成15年度～平成17年度	平成15年度～平成17年度の重点地域研究開発推進事業において、虚偽の納品書と請求書により消耗品等を購入したように装い、同大学に支出させ、預け金として業者に管理させていた。	○委託費の返還命令 平成23年9月12日(JST)、184万円 (財)北海道科学技術総合振興センター経由返還分を含む) ○応募資格の停止 4年：3人(3人)

# 平成18年度～平成24年度における競争的資金の不正な使用に関して 返還命令及び応募制限措置を行った事例（平成25年3月31日現在）<sup>⑮</sup>

研究機関	財源	発覚年度	対象年度	不正の概要	文部省の対応
松本歯科大学	科学研究費助成事業	平成24年度	平成15年度～平成18年度	平成15年度～平成18年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成25年3月29日(本省)24万円 平成25年3月29日(学振)301万円 (返還命令総額325万円) ○応募資格の停止 4年: 2人(2人) 2年: 2人(2人) 1年: 1人(1人) 嚴重注意: 3人
千葉工業大学	科学研究費助成事業	平成24年度	平成19年度及び平成20年度	平成19年度及び平成20年度の科学研究費補助金において、業者に架空の取引を指示し、虚偽の請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせ、実際には請求書等の内容と異なる物品の納品等をさせていた。また、過去に購入した消耗品の支払いに充てるために、虚偽の請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせた。	○補助金の返還命令 平成25年3月29日(学振)146万円 ○応募資格の停止 4年: 1人(1人) 2年: 1人(1人)
横浜国立大学	科学研究費助成事業	平成24年度	平成22年度	平成22年度の科学研究費補助金において、立替払い請求を行う際、領収書の使い回しや購入実態のない領収書をねつ造し、大学に対して図書を購入した旨の虚偽の報告を行い、同大学から補助金を支出させ、プール金としていた。	○補助金の返還命令 平成25年3月29日(本省) <b>4万円</b> ○応募資格の停止 嚴重注意: 1人
長崎大学	科学研究費助成事業	平成24年度	平成17年度	平成17年度の科学研究費補助金において、学会参加のための出張旅費を同大学へ申請後、当該学会から別途「講師旅費」の名目で旅費の支給を受けたにもかかわらず、その旨を報告せず、同大学に当初の申請額(全額)の支払いを行わせることによって過大に旅費の支給を受け、その差額を別の学会の参加費に充てていた。	○補助金の返還命令 平成25年3月29日(本省) <b>4万円</b> ○応募資格の停止 嚴重注意: 1人

## 平成18年度～平成24年度における競争的資金の不正な使用に関して 返還命令及び応募制限措置を行った事例（平成25年3月31日現在）⑯

研究機関	財源	発覚年度	対象年度	不正の概要	文部省の対応
東京農工大学	科学研究費助成事業	平成24年度	平成19年度～平成22年度	平成19年度～平成22年度の科学研究費補助金において、出張旅費の申請時に同大学に申告した内容と異なる交通手段を利用したにもかかわらず、その旨を報告せず、同大学に当初の申請額の支払いを行わせることによって過大に旅費の支給を受け、その差額を研究室の運営費としてプールし使用していた。	○補助金の返還命令 平成25年3月27日(学振) <b>26万円</b>  ○応募資格の停止 2年: 1人(1人)
愛知大学	科学研究費助成事業	平成24年度	平成17年度	平成17年度の科学研究費補助金において、出張旅費の申請時に同大学に申告した内容と異なる日程で出張したにもかかわらず、その旨を報告せず、同大学に当初の申請額(全額)の支払いを行わせることによって過大に旅費の支給を受けていた。	○応募資格の停止 厳重注意: 1人  【一橋大学分】(※4) ○補助金の返還命令 平成25年3月29日(学振) <b>1万円</b>
愛知医療学院短期大学	科学研究費助成事業	平成24年度	平成21年度	平成21年度の科学研究費補助金において、研究目的で購入した消耗品を研究目的以外の用途に使用するとともに、購入した消耗品の一部を不正に転売するなどし、私的に流用していた。	○補助金の返還命令 平成25年3月27日(学振) <b>1万円</b>  ○応募資格の停止 5年: 1人(1人)
東京海洋大学	科学研究費助成事業	平成24年度	平成18年度	平成18年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成25年3月28日(学振) <b>11万円</b>  ○応募資格の停止 2年: 1人(1人)

## 平成18年度～平成24年度における競争的資金の不正な使用に関して 返還命令及び応募制限措置を行った事例（平成25年3月31日現在）⑬

研究機関	財源	発覚年度	対象年度	不正の概要	文部省の対応
滋賀医科大学	科学研究費 助成事業	平成24年度	平成18年度及び 平成20年度～ 平成22年度	平成18年度及び平成20年度～平成22年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。また、出張実態の伴わない旅費の請求あるいは、出張旅費の申請時に同大学に申告した内容と異なる日程で出張したにもかかわらず、その旨を報告せず、同大学に当初の申請額(全額)の支払いを行わせることによって不正(不当)に旅費の支給を受けていた。	○補助金の返還命令 平成25年3月29日(学振) 34万円  ○応募資格の停止 4年: 1人(1人)
早稲田大学	科学研究費 助成事業	平成24年度	平成15年度及び 平成16年度	平成15年度及び平成16年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成25年3月29日(学振) 75万円  ○応募資格の停止 2年: 1人(1人)
関西学院大学	科学研究費 助成事業	平成24年度	平成21年度及び 平成22年度	平成21年度及び平成22年度の科学研究費補助金において、同大学に実態の伴わない虚偽の出張計画を申告し、不正に旅費の支給を受けていた。	○補助金の返還命令 平成25年3月28日(学振) <b>12万円</b>  ○応募資格の停止 1年: 1人(1人)
成蹊大学	戦略的創造 研究推進事 業	平成24年度	平成15年度及び 平成16年度	平成15年度及び平成16年度に配分された研究費において、取引先企業からJST(直接執行)及び大学(委託)に提出された書類の中に、取引実態のない請求書があり、それらの書類によりJST及び大学から支払いを受けていた。	○返還命令 平成25年3月12日(JST) 39万円  ○委託費の返還命令 平成25年3月12日(JST) 4万円
中央大学	戦略的創造 研究推進事 業	平成24年度	平成15年度及び 平成16年度	平成15年度及び平成16年度に配分された研究費において、取引先企業からJST(直接執行)に提出された書類の中に、取引実態のない請求書があり、それらの書類によりJSTから支払いを受けていた。	○返還命令 平成25年3月11日(JST) 80万円  ○応募資格の停止 3年: 1人(1人)
滋賀医科大学	戦略的創造 研究推進事 業	平成24年度		平成20年度～平成22年度に配分された研究費において、取引先企業から大学(委託)に提出された書類の中に、取引実態のない請求書があり、それらの書類により大学から支払いを受けていた。また、実際に用務先へ行ってないにもかかわらず旅費を受給したカラ出張により大学から支払いを受けていた。	○委託費の返還命令 平成25年3月11日(JST) 29万円  ○応募資格の停止 4年: 1人(1人) 2年: 1人(1人)

## 【ご参考】「競争的資金の適正な執行に関する指針」改正内容

国の「競争的資金の適正な執行に関する指針(平成17年9月9日・競争的資金に関する関係府省連絡会申合せ)」が平成24年10月に改正され、応募制限の大幅な変更がなされました(以下の別表1・2参照)。

これを受けて、例えばJSTでは「公的研究費に係る応募制限の改正についての詳細」([http://www.jst.go.jp/report/2012/pdf/kaisei\\_201212.pdf](http://www.jst.go.jp/report/2012/pdf/kaisei_201212.pdf))を公表し、適用時期を平成25年1月1日としています。(ただし、「私的流用」10年、「社会への影響が大きく且つ行為の悪質度も高いもの」5年及び「善管注意義務者違反」2年は、平成25年4月1日からの適用)

(別表1)

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者(3.)	不正使用の程度	応募制限期間	
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者(3.(1))	1. 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	2. 1. 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2~4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者(3.(2))		5年	
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者(3.(3))		不正使用を行った研究者の応募制限期間の半分(上限2年、下限1年、端数切り捨て)	

(別表2)

不正行為に係る応募制限の対象者(4.)	不正行為の程度	応募制限期間	
不正行為に関与した者(4.(2))	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者	10年	
	2. 不正行為があつた研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの)	5~7年
		上記以外の著者	3~5年
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者		2~3年
不正行為に関与していないものの、不正行為があつた研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定された者)(4.(3))	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2~3年	
	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1~2年	

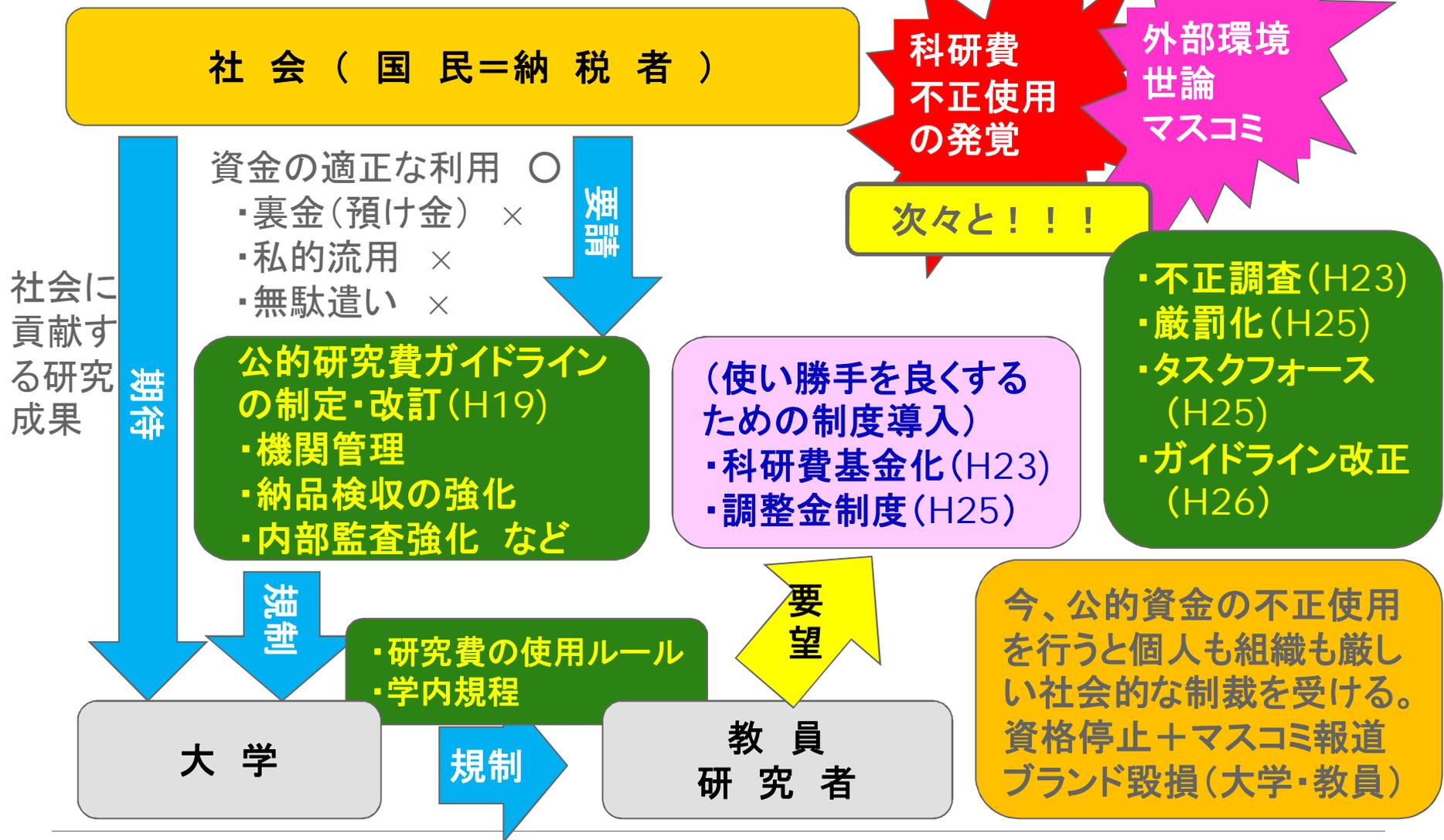
---

---

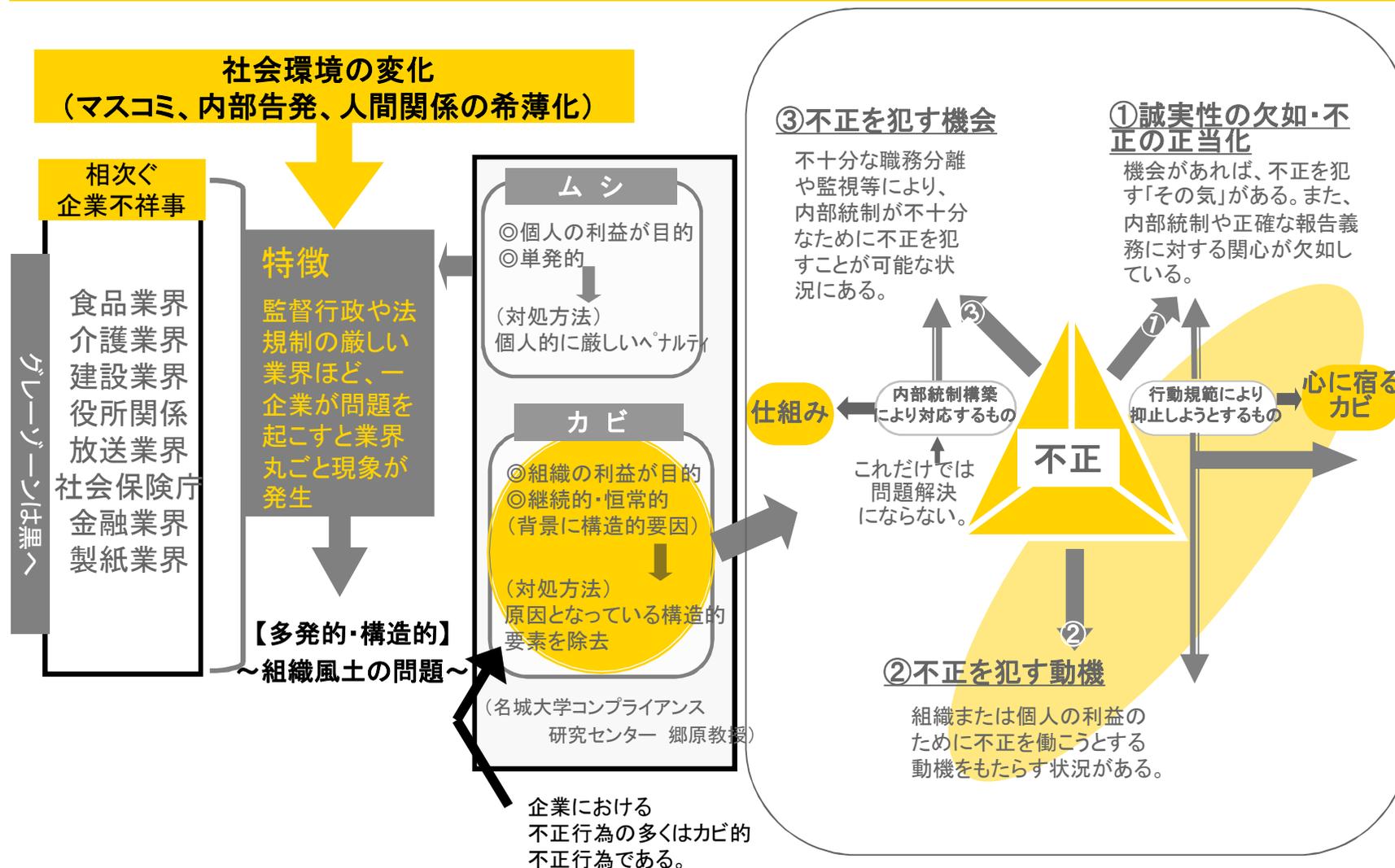
I	大学に今何が起きているのか？
II	研究費の不正使用、及び教職員の処分の実例
III	コンプライアンスの本質
IV	タスクフォース中間とりまとめ
V	公的研究費の管理・監査のガイドライン(改正)
VI	研究活動の不正行為への対応のガイドライン(改正)
VII	まとめ

### Ⅲ - 1. 社会からの要請や期待と法規制・コンプライアンス: 公的研究費の不正使用

- ✓ 研究費は自分のお金と思いませんか？
- ✓ 研究費の用途を社会にきちんと説明できますか？



## Ⅲ-2. コンプライアンスの理解のために →わが国における違法行為の特性



---

### Ⅲ－3. コンプライアンスの理解のために →不正のトライアングル

---

#### ① 不正を正当化する理由

- ・ 自分は正当に評価されていない(給料が安い・昇格しない)
- ・ 周りも同じようなことをやっている(上司は交際費使い放題)
- ・ 自分のしていることは社会のため(研究成果をあげる為)

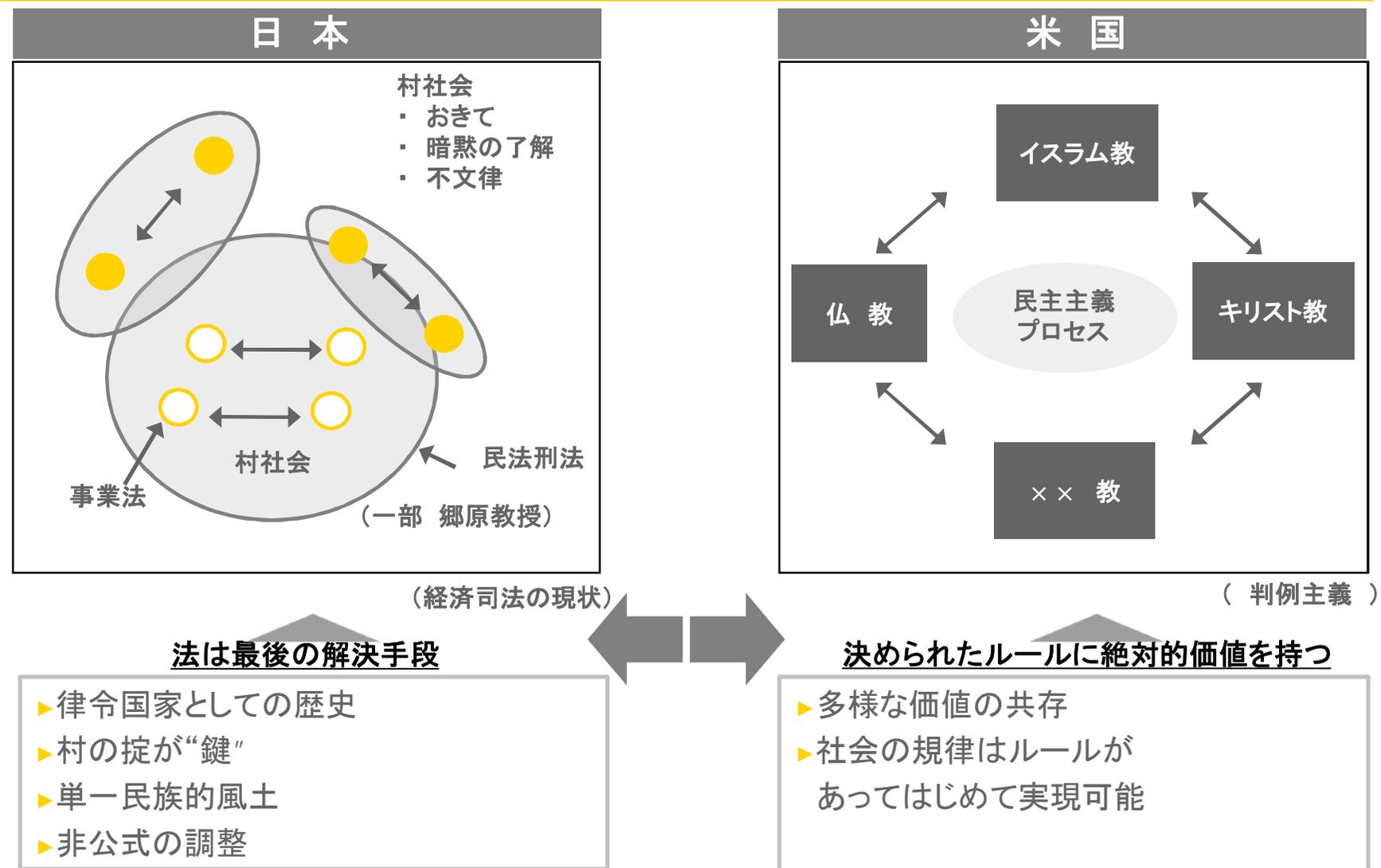
#### ② 不正を犯す動機の存在

- ・ 個人的な事情  
(借金・ギャンブル・投資の失敗・贅沢・業者が何でもやってくれる)
- ・ 社会的な問題(不況・孤立・不当な扱い～仕返し)
- ・ 制度的な不備(使い切らないと翌年度の予算が削られる)

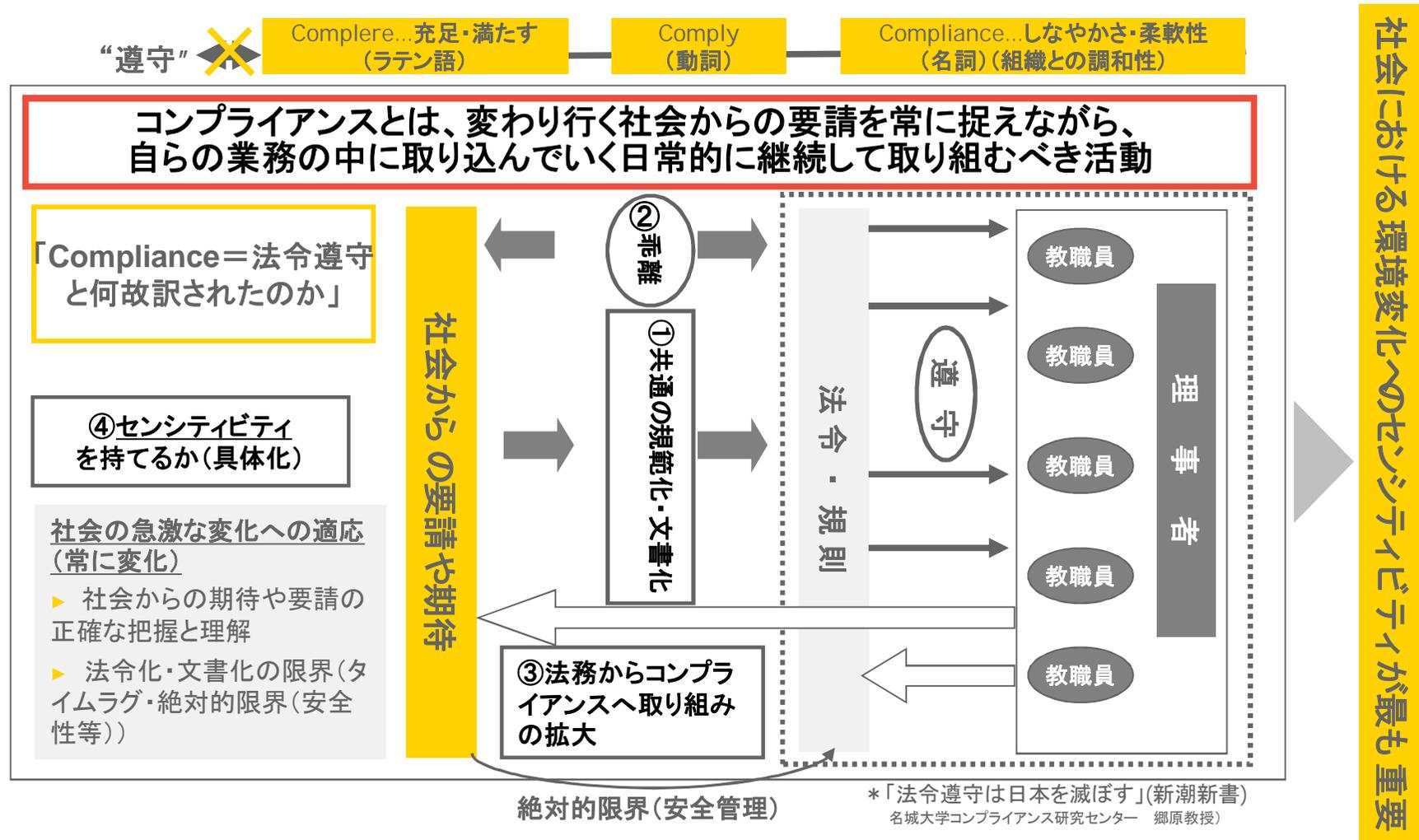
#### ③ 不正を犯す機会の存在

- ・ 目の前に現金があるが、誰も見ていない
- ・ 伝票の起票者と承認者が同じ(全部一人でやっている)
- ・ 内部統制機能が形骸化している(形式的なチェック・共謀)

### Ⅲ-4. コンプライアンスの理解のために →不祥事発生の発生源泉について経済社会における法令の位置づけ



### Ⅲ-5. コンプライアンスの正しい理解 →それは、「社会的要請への適応」



---

---

I	大学に今何が起きているのか？
II	研究費の不正使用、及び教職員の処分の実例
III	コンプライアンスの本質
IV	タスクフォース中間とりまとめ
V	公的研究費の管理・監査のガイドライン(改正)
VI	研究活動の不正行為への対応のガイドライン(改正)
VII	まとめ

---

2013年9月26日

研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース  
中間とりまとめ

---

【2013年9月】

「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスク  
フォース 中間とりまとめ」

- ・研究不正は研究活動に対する信任を失墜させ、科学技術・学術の健全な発展を阻害
- ・研究不正には、**研究における「不正行為」と研究費の「不正使用」**の2つがあり、それぞれへの対応を図ってきているが、不正事案は後を絶たない状況
- ・基本方針**「不正を事前に防止する取組」、「組織の管理責任の明確化」、「国による監視と支援」**

2013年9月26日

## 研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース 中間とりまとめ

【不正を事前に防止する取組】	具体的方策
<p>○倫理教育の強化 取り締まりを強化することも「抑止」にはつながるが、一方で見つけやすささえしなければ何をしてもよいといったモラルハザードを生み出しかねず、また、研究活動そのものの効率を大きく低下させては、社会経済の発展を阻害することになる。そのため、<b>研究者たるものが本来踏まえるべき絶対的な命題として「不正はしてはならないこと」という道徳観念をしっかりと意識させる</b>ことを通じて、不正の発生を防ぐことが肝要である。</p>	<p>(倫理教育プログラムの開発) 倫理教育については、前述のように各機関や研究者の個別の取組に負うところが大きく、欧米に比べ、必ずしも十分に普及していないことから、標準的な倫理教育プログラムの開発が必要である。このため、国は、国際的に普及しつつある米国の倫理教育プログラムをもとに、国際的に通用し、かつ、我が国の実情にも合ったプログラム開発を行っている「CITI Japan プロジェクト」に対する支援を継続し、また、日本学術会議の取組とも連携しながら、標準的なプログラムや教材の作成を進める。</p>
	<p>(競争的資金制度における倫理教育の義務づけ) 倫理教育の普及のため、国又は資金配分機関による競争的資金制度への申請や交付に当たっては、上記で開発されるプログラム等による<b>倫理教育の受講を義務づける</b>など、積極的な導入促進措置を行う。</p>
	<p>(倫理教育に関する国の体制の強化) これらの取組を推進すべく、国にも必要な人員を配置し、適切な倫理観を持った研究者を育てていくために必要な施策を講じていくことが必要である。こうした取組の結果として、研究コミュニティの「自浄作用」が高められ、国民からの不信を払拭していくことが望まれる。</p>

2013年9月26日

## 研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース 中間とりまとめ

【不正を事前に防止する取組】	具体的方策
<p>○不正事案の公開 現行のガイドラインにおいては、不正事案があった場合、調査結果を公表することとされているが、内容も含め事案を明らかにすることで、どのような行為がどのような観点で不正となり、どのようなペナルティが課されるかが可視化されることとなり、「研究不正」の抑止に有効である。また、事案の蓄積により、特に、必ずしも範囲が明確ではない「不正行為」の範囲が自ずから明らかになっていくことが期待される。</p>	<p>(不正事案の公開) ガイドラインでは、不正事案があった場合、その調査の結果や措置の内容を公表することを各機関に求めている。公表の際、<b>不正事案の内容や不正事案に対する対応策等がわかるようにし、これを一覧化して公開する</b>。また、「不正行為」については、ガイドラインでは氏名を公表することとしているが、改めて各機関の対応を求めることとする。一方、「不正使用」については、悪質な事案については氏名を公表することも含め、不正事案に対する緊張感を高めるための工夫が必要である。</p>
	<p>(不正行為に関する調査結果の国への報告) 「不正使用」のみならず、「不正行為」についても、不正事案の調査について、中間報告や調査結果の報告を求めているが、改めて各機関の対応を求めることとする。これにより、情報を収集し、上記一覧化の資料とするとともに、調査研究において事例を分析し、これを情報提供することで、教材作成や研究者、研究機関等の意識や取組の向上に資するものとする。</p>

2013年9月26日

## 研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース 中間とりまとめ

【不正を事前に防止する取組】	具体的方策
<p>○不正を抑止する環境の整備 「不正行為」については研究で得られたデータの保存義務を明確化することで第三者による検証可能性を確保することが、「不正使用」については緊急・臨時に調査する体制を整備することで資金管理の現場に常に緊張感を持たせることが、それぞれその抑止につながると考えられる。研究者が所属する組織の対応としては、これまでの経理的な側面を中心とした検収制度に専門的な知識による検収を導入することなどにより、「不正使用」に係る事前チェックを強固なものにすることが必要である。</p>	<p>(一定期間の研究データの保存・公開) <b>研究データを一定期間保存しておくことで検証可能性を確保</b>することは、不正の抑止のみならず、研究成果を広く研究者間で共有することや研究者自身の自己防衛のためにも必要であり、研究データの一定期間の保存を義務づけるよう各機関に求める。さらに、当該保存データを公開するなどによる透明性の向上により、その効果はより高まるものと考えられるので、研究データの保存・公開の在り方について、早急に具体的な検討にとりかかる必要がある。</p>
	<p>(不正使用に関する機動的な調査の実施) 「不正使用」の抑止策としては、国や資金配分機関がこれまで行っている不正事案が発生した後の調査だけでなく、<b>研究者が所属する組織に対する機動的な調査を行い、組織に緊張感を与え、不正が起こりにくい、不正を起こしづらい環境を整備</b>することが必要である。</p>
	<p>(ソフトウェア開発などの特殊な役務に関する検収の導入) 従来あまり想定されていなかったような事態への対処も必要である。 例えば、最近の不正事案においては、<b>ソフトウェアの開発のような特殊な役務に対しては現行の検収体制が必ずしも機能しなかった事例があり</b>、今後は、各機関において、<b>特殊な役務にも対応できる専門的な検収の導入を図る</b>などの措置が必要である。</p>
	<p>(機関におけるリスクアプローチ監査の導入) 現在、組織全体の見地に立って行われている監査に加え、不正事案が発生する要因を分析し、<b>不正事案が発生するリスクが高い部局や研究分野等に対して、集中的かつ機動的な監査(リスクアプローチ監査)を導入</b>する必要がある。</p>
	<p>(取引業者に対する誓約書提出の義務づけ) <b>取引業者に対して、不正を行わないことや、不正を行った場合に発動し得る措置を示した誓約書の提出の義務化等</b>も、研究に関する不正を抑止する観点から必要である。</p>
	<p>(取引業者が過去の不正取引を自己申告しやすくするための環境の醸成) また、取引業者が過去の不正取引について、研究機関に対して自己申告した場合に、取引停止期間の減免を行うなど、<b>取引業者が自己申告しやすい環境を醸成</b>し、研究費不正の抑止力を高めることが必要である。</p>

2013年9月26日

## 研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース 中間とりまとめ

基本方針:【組織の管理責任の明確化】	具体的方策
<p>○組織としての責任体制の確立</p> <p>近年は、民間企業に対して社会的責任、道義的責任を求める観点から、いわゆる「コーポレート・ガバナンス」として内部統制の強化が求められている。</p> <p>「研究不正」の問題においてもこの観点は重要であり、特に倫理教育に関する責任者を設置するなど責任体制を明確化し、研究者が所属する組織としての管理責任をしっかりと果たしていくことが求められる。</p> <p>また、組織としての対応を明確化する観点から、責任の所在・範囲を定めておく必要がある。このため不正事案に関して、所要の事項を定めた内部規程等の整備が求められる。</p> <p>「不正使用」については、大学等において、私的流用等の悪質な事案が発生した場合には刑事上の手続きをとるなどの厳正な措置を含んだ対処方針の策定を促すことも重要である。</p>	<p>(倫理教育責任者の設置)</p> <p>「不正行為」及び「不正使用」に関しては、研究者が所属する組織内に<b>倫理教育の責任者を置く</b>ことを求めるなど、組織として倫理教育等に取り組むようにする。</p>
	<p>(研究費の管理・執行責任者の設置)</p> <p>「不正使用」については、<b>部局内における研究室の予算管理・執行状況を横断的に監督する総括責任者を設置</b>することについてガイドライン上に規定し、部局レベルにおける組織管理の徹底を図る。</p>
	<p>(組織における規程の整備・公表)</p> <p>「不正行為」及び「不正使用」に共通して、組織としての責任を明確にし、組織としての管理責任を果たす体制を構築するため、<b>責任者の役割や責任の範囲を定めた必要な規程や体制の整備・公表</b>を求める。</p> <p>なお、複数の研究者を管理・指導する立場にある研究代表者には、研究活動や研究成果を適切に確認することを求めていく。</p> <p>また、多額の私的流用など、<b>悪質な「不正使用」には断固たる態度で臨む姿勢が不可欠</b>である。したがって、刑事上の措置も含めた厳正な対処を行うべく、組織において必要な手続きを定めるよう促していくことも重要である。</p>

2013年9月26日

## 研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース 中間とりまとめ

【組織の管理責任の明確化】	具体的方策
<p>○不正事案に関する管理責任の追及 「研究不正」を行った当事者だけでなく、その所属する<b>組織に対しても一定の責任を課していく</b>ことが必要である。 例えば、不正事案が発生した場合、まずは組織に対し内部調査を求めるが、この調査に期限を設けることで、組織に対しスピード感ある対応を求めることが考えられる。 組織としての責任が果たせない機関に対しては、国が何らかのペナルティを課すことも検討することが必要である。</p>	<p>(不正調査の期限設定) 各機関において、<b>緊張感とスピード感を持って対応するよう</b>、不正事案があった場合の調査について、<b>調査期間の期限を設定</b>するとともに、期限までに報告がない場合、国や資金配分機関から、その理由の説明を求めたり、督促するようにする。さらに正当な理由なく調査期間の期限を越えた場合には、研究費執行の一部見合わせを行う等、厳格なルールを設定する。</p> <p>(組織に対する措置の発動) 「不正使用」に関しては、個人に対する措置については、応募資格停止期間の長期化などの厳罰化が平成25年度事業から適用されたばかりでもあり、その効果も見極めることとなる。一方、組織に対する措置については、既にガイドラインにおいて、管理・監査に関する体制整備状況に問題がある組織について、改善が見られない場合は、是正措置として間接経費を削減すること等が定められているものの、具体的な発動条件や削減額が定められていないため、今後は、明確化などの制度設計を進める。 さらに、競争的資金制度において「不正使用」若しくは「不正行為」が発生した場合、<b>当該研究者が所属する組織への措置を発動する</b>といった制度設計も検討する必要がある。措置の内容としては、例えば、組織に対して是正措置の導入を促すべく管理条件を付与することとし、当該管理条件が満たされない場合には、間接経費を相応に削減することが考えられるが、不正事案の態様や組織における管理体制の状況等に応じたような手続きや措置が必要か、さらに検討する必要がある。 「不正使用」に関しては、上記によってもなお改善が見られない場合には、当該組織及び当該組織に所属する研究者に対する競争的資金(間接経費を含む)の配分の一定期間停止の措置も視野に入れ、その発動条件の明確化などの制度設計を進める。</p>

2013年9月26日

## 研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース 中間とりまとめ

【国による監視と支援】	具体的方策
<p>○国の監視機能の強化と充実 国としての関与を強める観点から、適正な範囲内において抑止力の強化に資する取組を行う必要がある。具体的には、研究組織に対し必要な体制整備を促すことが必要である。また、不正事案の発生時には報告を求め、その後の内部調査や事後対策の実施状況についてもフォローするなど、不正事案のモニタリングを強化することも求められる。さらに、国は、このような監視機能を十全に果たすために必要な体制を整備することが求められる。</p>	<p>(規程・体制の整備状況の調査) 国が、必要な規程や体制の整備状況を調査し、調査結果を公表することや、体制整備が不十分な場合に指導やアドバイスを行うことは重要である。その際、日本学術会議等の知見も得ながら行うことも検討する。</p>
	<p>(不正行為に関する調査結果の国への報告) 「不正行為」を含め、不正事案の調査について、中間報告や調査結果の報告を求めているが、改めて各機関の対応を求めることとする。これにより、<b>情報を収集し、一覧化、公開のための資料とする</b>とともに、調査研究において事例を分析し、これを情報提供することで、教材作成や研究者、研究機関等の意識や取組の向上に資するものとする。</p> <p>(研究費の管理・監査体制に関するモニタリング強化) 「不正使用」に関しては、国や資金配分機関は、必要な体制を整備し、機動的な調査等の実施等により、研究者が所属する組織に対するモニタリング機能の強化を図ることが必要である。事後調査、フォローアップと併せて実施することにより、有効性の更なる向上が見込まれる。</p>
	<p>(調査等への第三者的な視点の導入) 「不正行為」の調査には当該研究分野に関する専門的な知識が必要な場合が多く、国際的に見ても、第一義的には各機関において対応するものである。このため、より透明性を確保する観点から、例えば、告発窓口を第三者に委託する、<b>調査委員会に第三者委員を入れることなどを求める</b>。</p> <p>また、中長期的な課題としては、国や資金配分機関、日本学術会議のような第三者による調査についても検討する必要がある。「研究不正」への対応としては、まず現行の国や資金配分機関の体制の強化が図られることが不可欠だが、将来的には、公的な機関として、不正事案の調査機能を持ち、かつ、「研究不正」への対応、研究倫理に関する知見を集約した組織の設置についても検討する必要がある。</p>

2013年9月26日

## 研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース

### 中間とりまとめ

【国による監視と支援】	具体的方策
<p>○国による組織の不正防止対策への支援 組織に管理責任を求めるのと表裏一体の対応として、国が必要な支援を行うことも必要である。</p> <p>倫理教育に対しては、コンテンツの開発や普及に関しての支援が想定される。研究者が所属する組織に規程や体制の整備を求めることに対しては、標準的なモデルを作成し、ひな形として示すことなどが想定される。また、そうした支援をする上で、海外の状況も含め研究調査を実施することも重要である。さらに、不正事案発生後の調査等には相応の負担が生じることから、その調査等に対して国や資金配分機関が一定の支援を行い、調査の迅速性を高めることも考えられる。</p>	<p>(倫理教育や規程整備等への支援)</p> <p>倫理教育に関してはコンテンツの開発や普及について支援をすること、ガイドラインの見直しや運用強化に関しては組織に対して責任者の設置や規程・体制の整備を促し、組織として「研究不正」を抑止する環境の整備を求めていくことがそれぞれ必要である。組織独自の取組に期待される部分があるので、国や資金配分機関として必要な支援を行う。加えて、不正事案の発生後、迅速に調査が行えるよう、国や資金配分機関が必要な支援を行うことも考えていくべきである。</p>
	<p>(調査研究の実施)</p> <p>これまで、「研究不正」への対応や倫理教育に関する調査研究が必ずしも十分に行われて来なかったと言える。このため、各機関の取組を求めるためにも、不正事案の収集、分析や、不正対応、研究倫理に関する外国の事例や国内のグッド・プラクティスの調査分析など、「研究不正」に関する調査研究を行う。これにより、対応策に生かすとともに、これを情報提供することで、教材作成や研究者、研究機関等の意識や取組の向上にも資するものとする。</p>
	<p>(研究コミュニティにおける閉鎖性・内向き指向の打破)</p> <p><b>研究コミュニティの「閉鎖性」や「内向き指向」といった弊害を打破するためには、研究人材の流動性の向上や、人事における透明性確保、研究者の評価の在り方の見直しなどが必要</b>と考えられる。特に、研究室ぐるみで行われる「研究不正」の事例も報告されており、研究室が外に対して開かれることには大きな効果が期待できる。常に外部の目にさらされている、或いは、外部の研究者との交流があるという状況を作り出すことで、不正が起こりづらい環境が形成されることが期待される。</p>
<p>(組織改革への働きかけ)</p> <p>しっかりと目的意識を持って、自ら組織改革に乗り出すよう、研究者が所属する組織に対して国が働きかけを行っていくことが重要である。国が組織の取組の良い事例を取り上げ、ベストプラクティスとして広く周知するなど、組織改革の流れが波及していくよう努めていくことが必要である。</p>	

---

---

I	大学に今何が起きているのか？
II	研究費の不正使用、及び教職員の処分の実例
III	コンプライアンスの本質
IV	タスクフォース中間とりまとめ
V	公的研究費の管理・監査のガイドライン(改正)
VI	研究活動の不正行為への対応のガイドライン(改正)
VII	まとめ

# 1. ガイドラインの改正について

## I. 改正の背景・趣旨

- 平成25年8月、文部科学副大臣の下に、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」を設置し、これまでの対応の総括を行うとともに、今後の対応策等を検討し、同年9月に中間取りまとめを行った。
- これを受け、研究振興局に置かれた「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」における議論を踏まえ、中間取りまとめの基本方針である、①不正を事前に防止するための取組、②組織としての管理責任の明確化、③国による監視と支援について新たな基準を整備するとともに、④これまでの各機関の取組状況や近年の研究不正の発生要因も考慮しつつ、現行ガイドラインの具体化・明確化を図るといった趣旨の改正を行った。

## II. 改正の概要

### ①不正を事前に防止するための取組

- すべての構成員(研究者及び事務職員)の意識の浸透を図るため、コンプライアンス教育の受講義務化と受講管理(誓約書の徴取を含む)の徹底[第2節(3)関係]
- 研究者個人への抑止と機関の社会に対する透明性を高めるため、不正事案の氏名を含む調査結果の公表の徹底[第2節(4)関係]
- 不正を抑止するための環境の整備を促進するため、
  - ・ 不正使用に関する緊急・臨時の案件に対する国の機動調査の実施[第7節(1)関係]
  - ・ 特殊な役務(プログラム開発等)に関する検収の実施と具体的方法を提示[第4節関係]
  - ・ 不正リスクに対する抜き打ちなどを含めた重点的なリスクアプローチ監査の実施[第6節関係]
  - ・ 取引業者に対する誓約書の徴取、過去の不正取引の自己申告に対する減免措置等も含めた癒着防止のための対策の周知徹底[第4節関係]

出典 URL:[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/science/detail/\\_icsFiles/fieldfile/2014/02/18/1343887\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/fieldfile/2014/02/18/1343887_01.pdf)

## 2. ガイドラインの改正について

### ②組織の管理責任の明確化

- 内部統制の強化を図るため、新たに、コンプライアンス教育の受講管理、競争的資金等の管理・執行のモニタリング・改善指導の役割を担う「**コンプライアンス推進責任者**」を設置[第1節関係]
- 責任者の管理監督責任・役割等の明確化のため、
  - **懲戒規程を含む内部規程へのこれらの位置付け・整備**を促進[第2節(4)関係]
  - **処分の手続き等を含む、諸規程の積極的な情報発信**を要請[第5節関係]
- 迅速な全容解明のため、
  - **不正調査の期限(原則210日以内)設定**[第2節(4)関係]
  - **調査報告遅延による研究者個人への研究費執行停止等及び機関への当該競争的資金に係る間接経費の削減措置(日数に応じ、最大10%)の導入**[第8節関係]
- 機関の管理責任の下、体制整備を促進するため、
  - ①**管理条件の付与\*/管理条件の履行が認められない場合、②競争的資金制度の間接経費の削減(段階に応じ、最大15%)、③配分停止**等の段階的な措置導入[第7節(2)関係]

※管理条件・・・機関に対する体制整備の改善事項及びその履行期限を示した資金交付継続の条件

出典 URL:[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/science/detail/\\_icsFiles/fieldfile/2014/02/18/1343887\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/fieldfile/2014/02/18/1343887_01.pdf)

### 3. ガイドラインの改正について

#### ③国による監視と支援

- 国の機関に対する監視・情報発信機能を高めるため、
  - ・ 機関への調査・モニタリング機能の多様化・強化(機動調査の導入等) [第7節(1)関係]
  - ・ 機関の実効性ある取組事例も含めた、調査結果の公表等による情報発信の強化・組織改革への支援[第7節(1)関係]
- 機関の内部調査等の透明性を高めるため、第三者的な視点の導入(告発窓口の第三者機関等への設置、第三者を含む調査委員会の設置等)を要請[第2節(4)関係]
- 機関の不正防止対策を支援するため、調査報告書ひな形、内部規程に盛り込むべき具体的事項、自己点検チェックシート等を提示

#### ④現行基準の具体化・明確化

- 発注・検収、出張、非常勤雇用管理等[第4節関係]、内部監査[第6節関係]の具体的方法等について、それぞれ明示 など
- 近年の研究不正に見られるリスク[第3節(1)関係]・対策[第4節関係]等を明示  
(例)第三者チェックをすり抜ける取引業者による持ち帰りや反復使用 など

### III. 運用開始時期

- 平成26年度から運用開始し、間接経費措置額の削減等の措置は、平成26年度当初予算以降(継続も含む)における競争的資金制度を対象とする。

出典 URL:[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/science/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2014/02/18/1343887\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/02/18/1343887_01.pdf)

## 4. 何が問題なのか:ガイドラインで求められていること →意識改革

### 意識改革

- ・正当化の意識×
- ・動機×

税金を財源とする研究費は教員個人の金ではない。

→社会は、研究費の適切な使用を要求

→ルール(文科省の定めたガイドラインに沿って策定された学内規程)に従い、適切に効果的に、研究のために利用されることを要求している

最高管理責任者:学長

統括管理責任者:副学長や研究担当理事

コンプライアンス推進責任者:学部長、研究科委員長

#### (組織の実施事項)

- 行動規範の策定
- 規程の整備  
(物品購入のルール、権限と責任の明確化、事故発生時の第三者委員会の設置、懲罰の明確化)
- 不正防止計画の策定  
不正の発生リスクの把握とそれへの対応
- 研究費予算の繰越を容易に実施するためのバックアップ体制の整備

#### (コンプライアンス教育で全員に直接周知)

伝達すべき内容

- 研究費使用における教員の権限と責任  
発注先選定、発注金額決定の説明責任、不正使用時の弁償責任
- 研究行為や物品の使用状況についての説明責任
- 行動規範の周知
- 規程、マニュアルの周知に加え、その背景や趣旨の説明
- 研究費の繰越制度の周知
- 相談窓口(いつでも相談してもらう)
- 不正使用に対する措置→懲罰のルール
- 研究費使用に関するチェック体制・通報制度  
規程の体系、職員による検証体制、内部監査、モニタリング、内部通報、外部通報、業者との連携  
→必ずばれるということを伝える。
- 過去の不正処分事例  
必ずばれるということ、結果自分がどうなるのかということ  
→実績・名声のみならず将来をなくす。大学のブランド毀損。

#### (結果のフォロー)

- 受講履歴の管理  
直接教員が受講する(義務)
- 理解度の検証
- 誓約書の入手  
・機関のルールを遵守  
・不正を行わない  
・責任を負担する

転ばぬ先の意識と知識

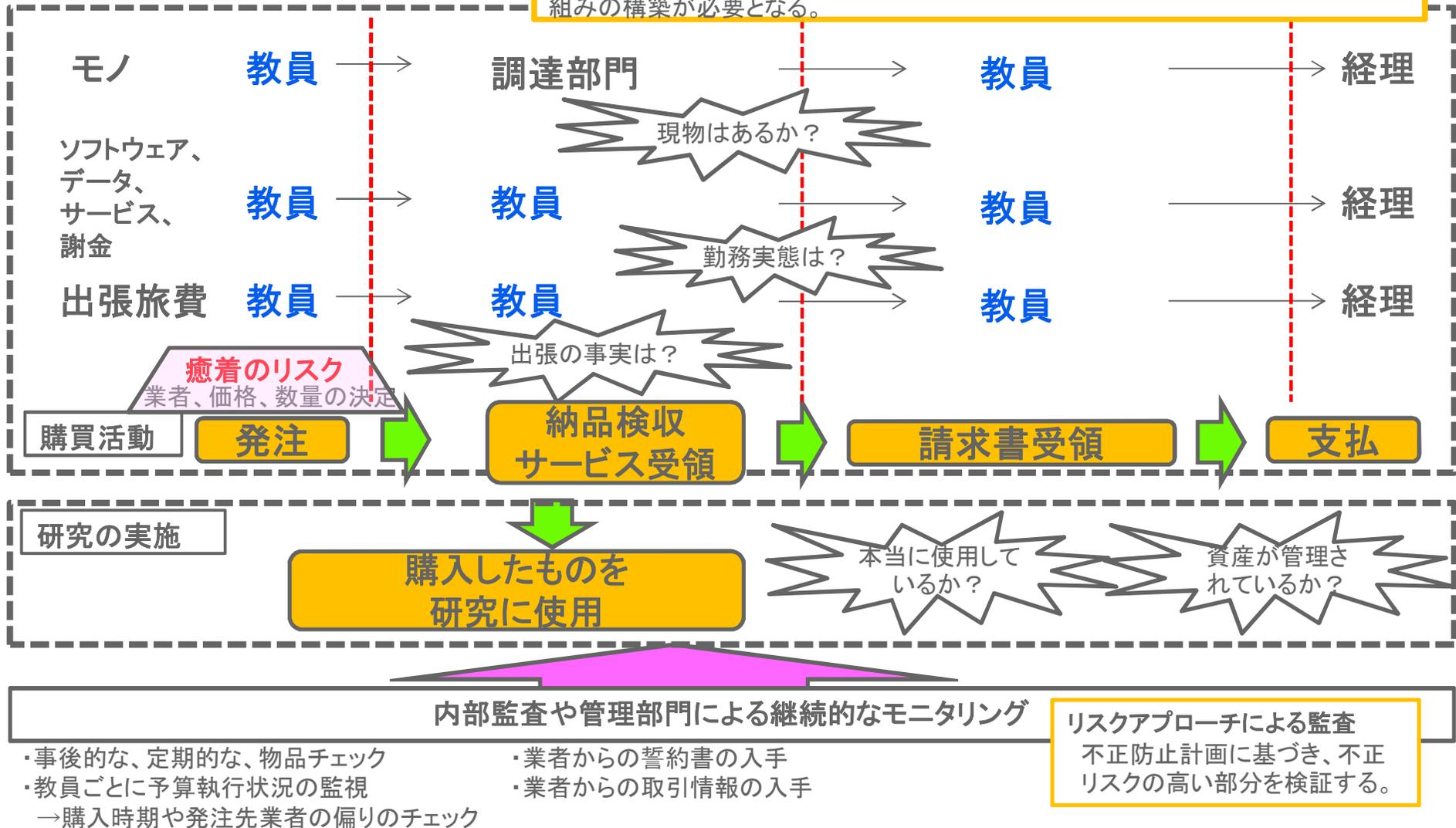
## 5. 何が問題なのか: ガイドラインで求められていること

→ 内部統制

ガイドラインでは、調達活動はすべて事務部門で行うことを原則としている。  
 下の図の「教員」をどこまで「事務部門」に置き換えられるかがポイント。  
 もし、教員発注などを残すのであれば、事務による事後チェックやモニタリングの仕組みの構築が必要となる。

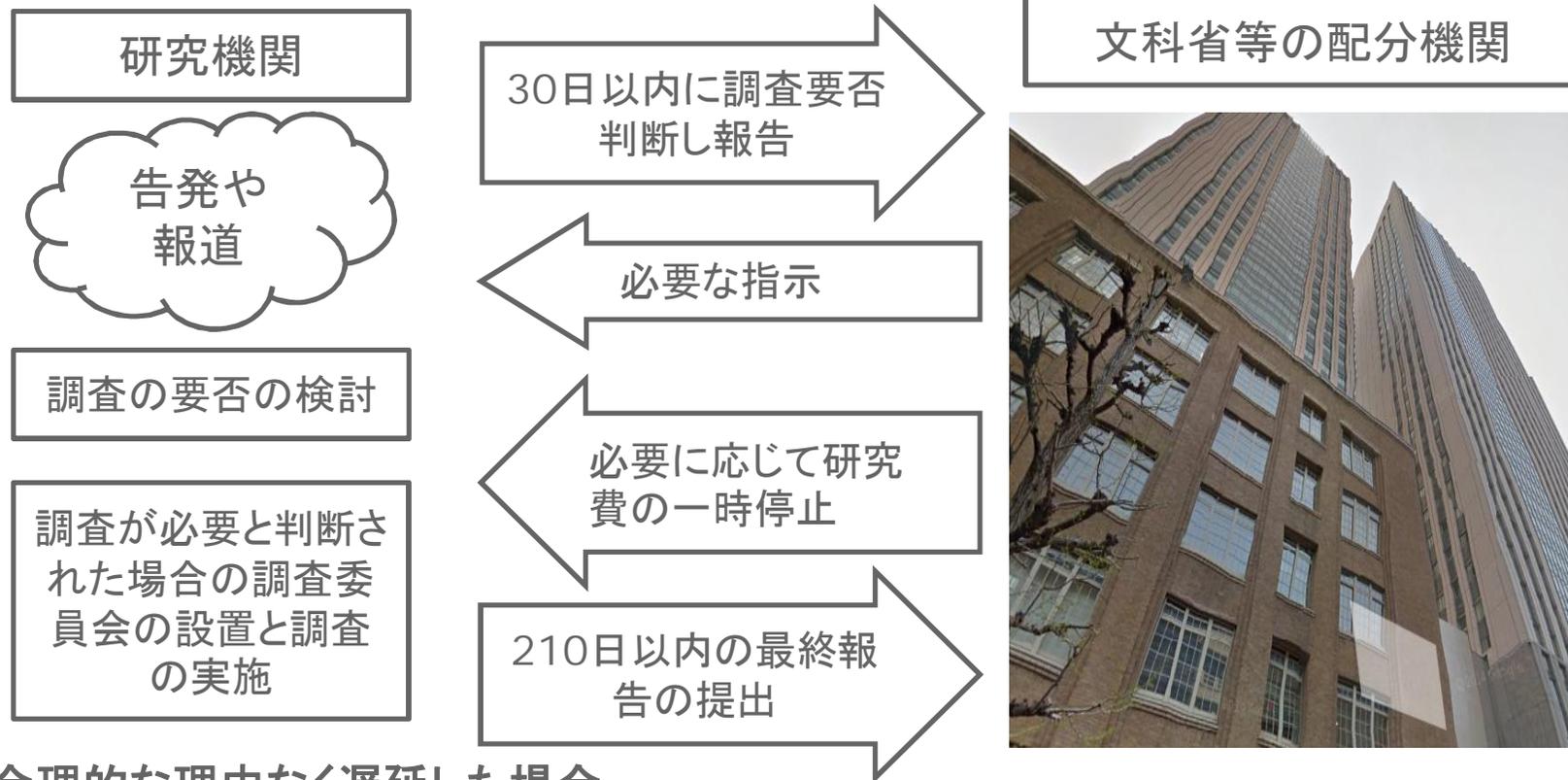
### 内部統制

不正の機会をなくす



## 6. ガイドラインで求められていること 不正発覚後の対応

不正に関する告発等を受け付けた場合の不正発覚時の調査委員会の設置から報告まで



### 合理的な理由なく遅延した場合

- 当該競争的資金にかかる間接経費措置額の削減
- 当該研究者が関わる競争的資金について、採択又は交付決定の保留、交付停止、機関に対する執行停止の指示等の措置

---

## 7. ガイドラインで求められていること 文部科学省によるモニタリング等及び不備がある機関への措置

---

### 文部科学省によるモニタリング

- ① 履行状況調査(毎年、一定数を抽出)
- ② 機動調査(緊急・臨時の案件に機動的に対応)
- ③ フォローアップ調査(改善状況調査)
- ④ 特別調査(不正発覚後の状況把握・指導)

### ①、②の調査の結果、体制整備等の状況について不備があると判断した場合 管理条件の付与

- 履行期限を1年としフォローアップ調査対象
- 管理条件の履行が認められない場合、当該機関に対する競争的資金における**間接経費措置額の段階的な削減(上限15%)**
- 削減額が上限に達しているにもかかわらず管理条件が履行されない場合、**配分の停止**
- 不正が認定された競争的資金においては**交付決定の取り消し及び研究費の一部又は全部の返還を求める**

## 8. ガイドラインで求められていること 不正に対する措置

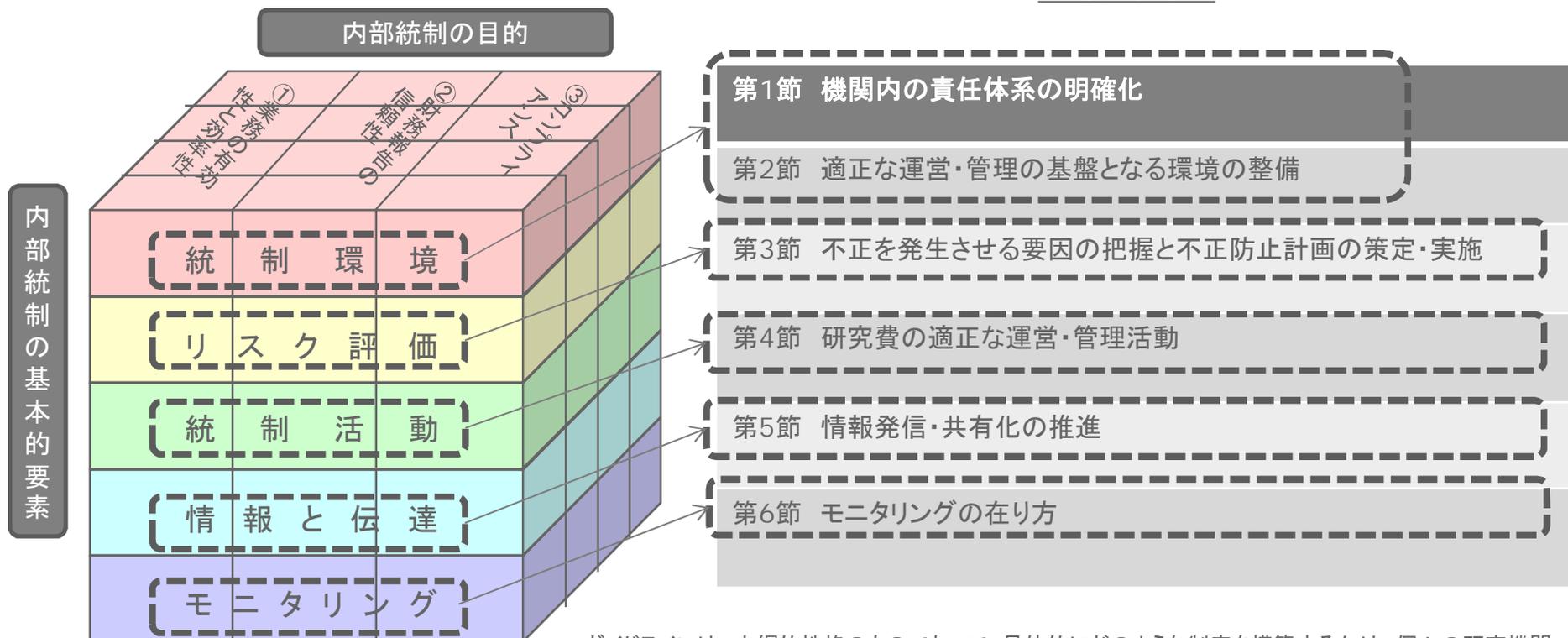
人事処分	就業規則等に基づく懲戒解雇・停職・減給等の懲戒処分 訓告・嚴重注意等の指導監督
刑事告訴 民事訴訟	所属機関の諸規定により民事または刑事告訴
氏名の公表	合理的な理由の無い限り研究者個人の氏名を含んだ調査結果の公表
研究費の一部・全部の返還	交付決定の取り消しや変換
研究申請・参加資格の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私的流用： 5年 → 10年</li> <li>・それ以外の不正使用： 2年～4年 → 1年～5年 不正使用用途で一律に判断されていたものが、行為内容に応じて判断される。</li> <li>・善管注意義務違反： なし → 最大2年</li> </ul>

## 9. ガイドラインの構成

- ▶ ガイドラインは、基本的には、内部統制の包括的フレームワークに基づいて構成されている。

### 内部統制の包括的フレームワーク

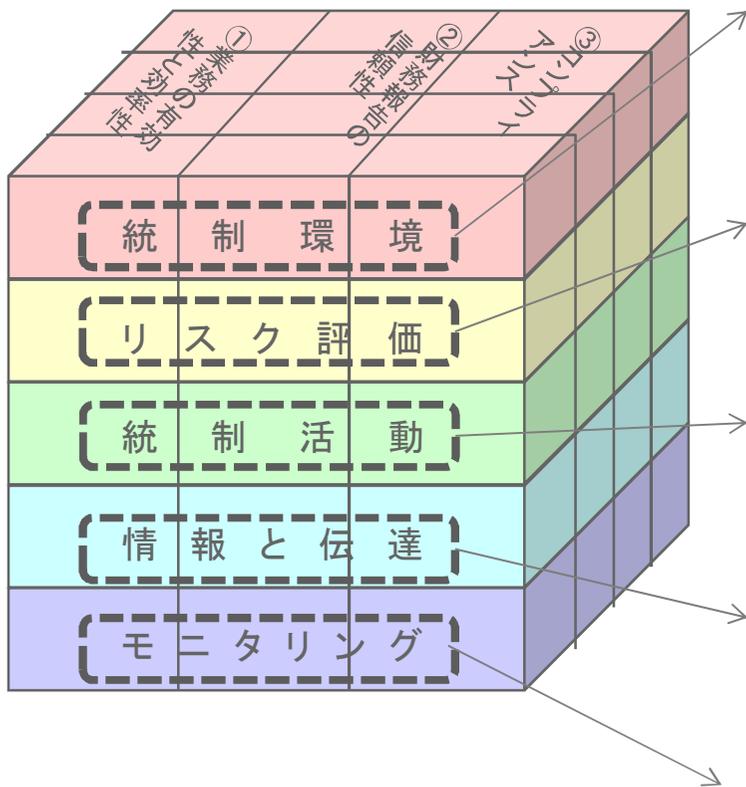
### ガイドライン



ガイドラインは、大綱的性格のものであって、具体的にどのような制度を構築するかは、個々の研究機関の判断に委ねられている。各研究機関において、組織の長の責任とリーダーシップの下、教職員である研究者と事務職員が自律的に関与して、留意事項を参照しつつ、それぞれの研究機関にふさわしい、より現実的で実効性のある制度を構築することが求められる。

# 10. ガイドラインにおける課題例と対策

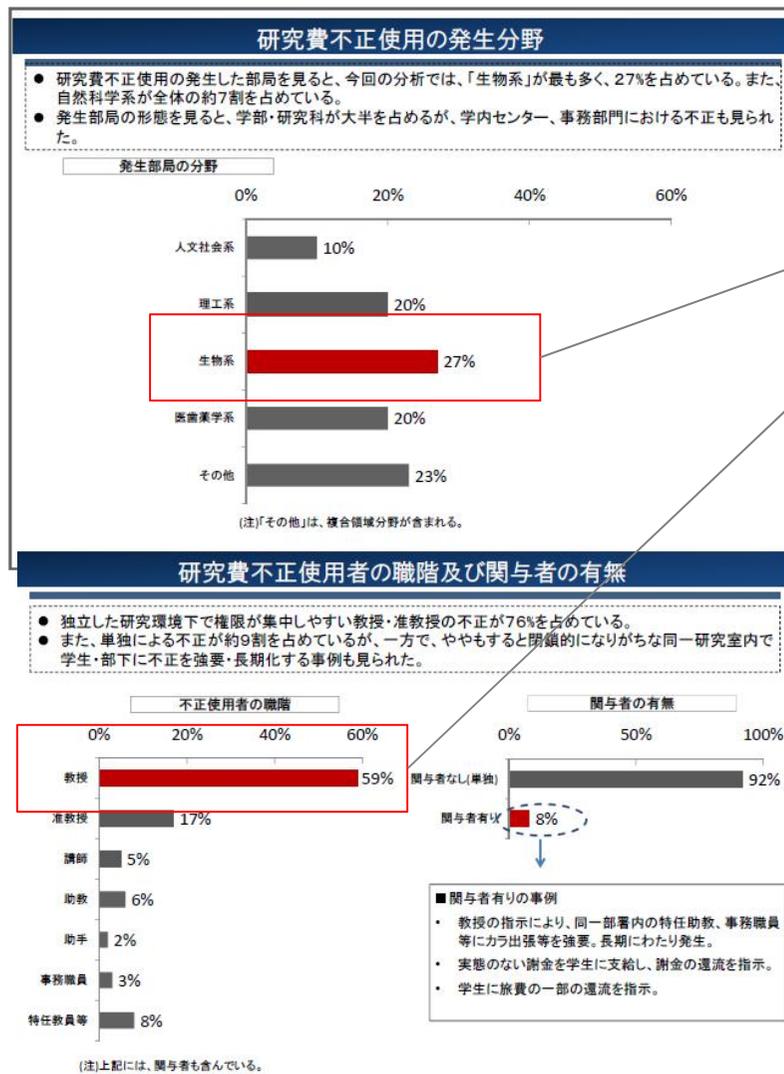
▶ POINT : 個別課題への対応ではなく、機関全体として如何にとりくめるか



課題例	対策
<p>元々性善説(=無責任体質、見て見ぬふり)にたつ組織風土にあり、積極的な対応がとられなかった。特に、研究者・教員に対しては、学長等のリーダーシップが発揮しにくい場合も多い。また、補助金は自分のお金との意識が強い。</p>	<p>幹部職員の強い意思の明確化と対応 教職員の意識改革と行動規範の策定 ガバナンス態勢の強化(理事の役割分担と責任) 懲罰規程の強化</p>
<p>・リスクに対するトップの認識が不十分 ・全機関に共通(内包)するリスクの洗い出し、対応策の検討が行われたことがない。(組織と組織の隙間への対応ができていない。)</p>	<p>組織内のリスク要因の体系化・対応プラン 現場の問題意識の吸い上げと対応策の明確化 組織と組織の隙間に生じるリスクへ対応できる体制の整備</p>
<p>・危機管理マニュアル等の整備が不十分 ・全学的な取り組みが行われず、各部署ごとの対応に留まっている。 ・倫理綱領や行動指針の策定が進んでいない。 ・既存の制度が形骸化しているものが散見される。</p>	<p>内部通報制度の充実 外部からの声の経営への反映 P→D→C→Aを回転させ、特に、C→Aに力点を置く。 効果的な体制整備(納品書の厳格化など)</p>
<p>・組織としての基本的な考え方がない。 ・各種情報伝達が一方的で現場に伝わりにくい。 ・事務職員同士でも伝わらない。伝わる努力をしていない。</p>	<p>学内の情報伝達を双方向なものにする。 組織内部における啓蒙活動の徹底(現場に伝わるための仕組みを構築) 意識改革を目的とした教育研修に力点</p>
<p>・業務プロセスにおけるモニタリングのあり方の検討が不十分な監査対象領域が限定的・慣例的で実務対応できない。 ・ガバナンスとしての監査機能の位置づけが不明確</p>	<p>モニタリング機能の強化(現場への牽制、ガバナンス体制の再構築) 内部監査・監査室の機能強化 取引業者に対する牽制行為の強化</p>

# (参考)研究費不正使用の分析

## 1. ヒト(だれが?) 研究費不正使用の発生前分野等



▶ 出典:文科省 公的研究費の管理・監査に関する研修会

不正使用の発生前分野は自然科学系が約7割であり、職階別では教授が単独で行っているケースが多い



### 第3節(1)(留意事項)

#### ①不正リスク要因として追加

(ス)個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境(特定個人に会計業務等が集中、特定部署に長い在籍年数、上司の意向に逆らえないなど)や、牽制が効きづらい研究環境(発注・検収業務などを研究室内で処理、孤立した研究室など)。



このような具体的な要因に対応する不正防止計画を策定する必要がある。

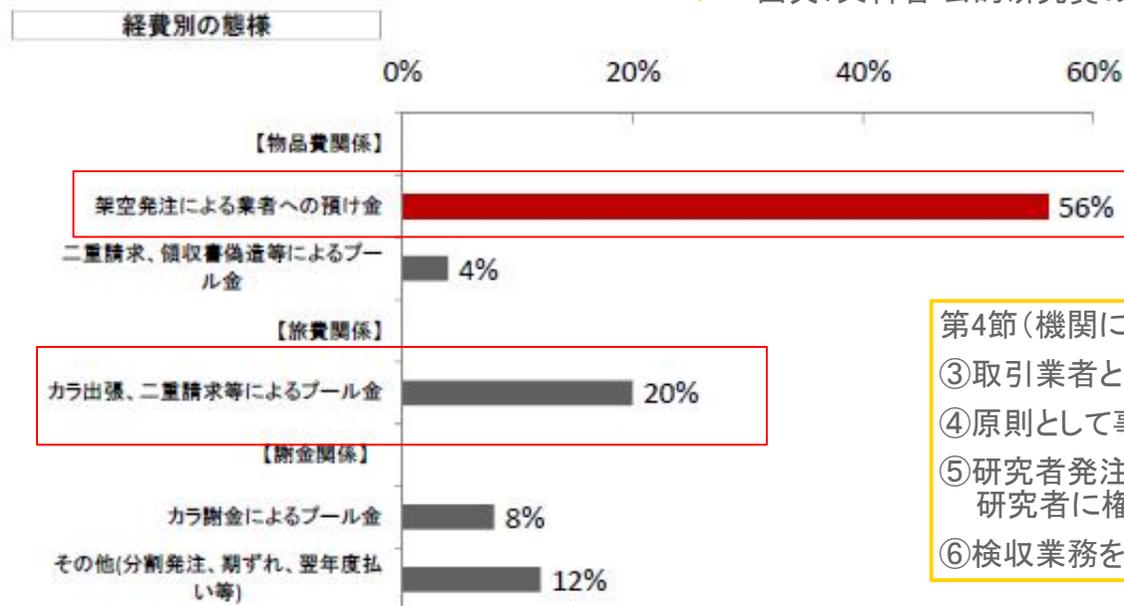
## (参考)研究費不正使用の分析 2. モノ(どうやって?) 不正使用の態様

➤ 架空発注による業者への預け金が56%と一番多い。

### 研究費不正使用の態様

- 研究費不正使用の態様を見ると、「架空発注による業者への預け金」が最も多く、56%を占めている。

▶ 出典:文科省 公的研究費の管理・監査に関する研修会



(注)機関の報告書に基づき、態様別の事例数をカウントしている。

#### 第4節(機関に実施を要請する事項)

- ③取引業者との癒着防止対策の実施
- ④原則として事務部門による発注検収の実施
- ⑤研究者発注を容認する場合は、明確なルールを定め、研究者に権限と責任を理解してもらう必要
- ⑥検収業務を省略する場合は補完措置の徹底

(参考)研究費不正使用の分析

2-1. モノ(どうやって?) 不正の発生態様に従った対応策

目的	対応		
	原則的な対応等	例外・ <b>具体的取組</b>	補完的統制
癒着の防止	事務部門による発注	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究者に発注権限付与</li> <li>・<b>オープンスペースでの打合せ推奨</b></li> </ul>	(責任の明確化) ・発注選択公平性 ・発注金額の適正性 ・弁償責任等 (事務部門による取引状況・内容の検証)  (定期的抽出による事後確認)
	事務部門による検収	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検収業務の省略</li> <li>・<b>不正が認められた機関はマーキングやシリアル管理の必要性</b></li> <li>・<b>検収担当者の現場確認</b></li> <li>・<b>プログラム等特殊な役務等の検収ルール</b>の作成と運用</li> </ul>	
カラ出張・カラ謝金等の防止	事務部門による予算執行状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>事務部門による研究者の出張計画の実行状況確認(用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書の提出)</b></li> <li>・必要に応じて<b>事実確認</b></li> <li>・<b>パソコン等の所在管理</b></li> </ul>	
	事務部門による非常勤雇用者の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>採用時や定期的に面談、出勤簿・勤務内容の確認</b></li> </ul>	

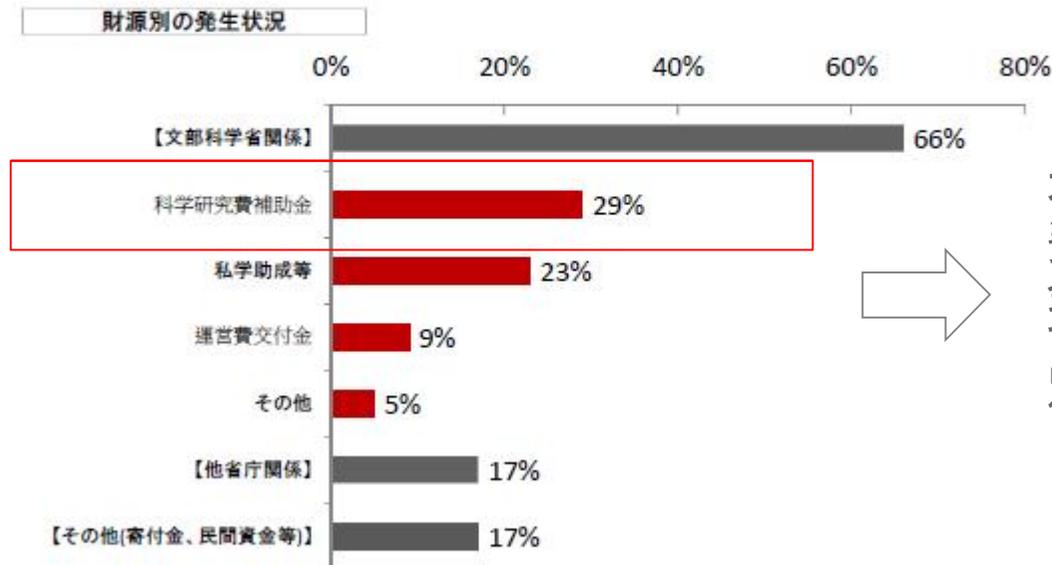
# (参考)研究費不正使用の分析

## 3. カネ(財源) 不正使用の財源

▶ 出典: 文科省 公的研究費の管理・監査に関する研修会

### 研究費不正使用の財源

- 競争的資金に拘わらず、多様な財源で不正使用が見られた。機関における公的資金全般の統一なルールによる管理体制の整備も今後の課題の一つである。

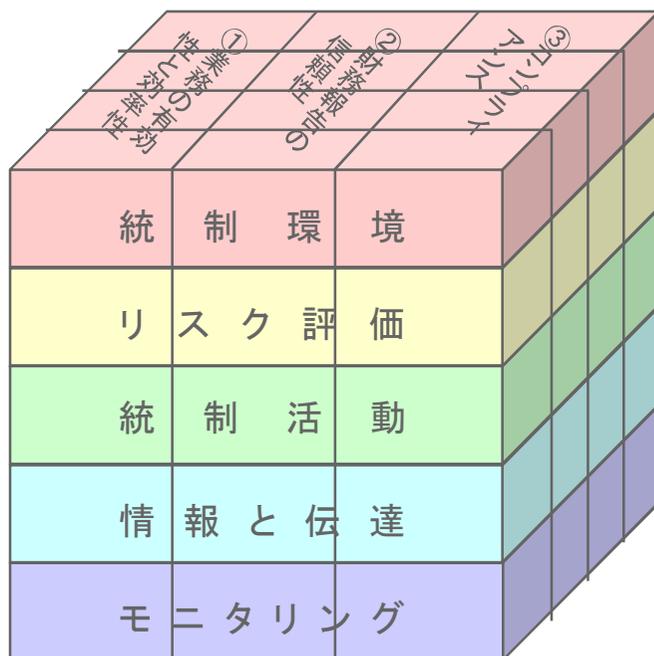


不正は科学研究費補助金に限って発生しているものではないが、財源別には一番多い。

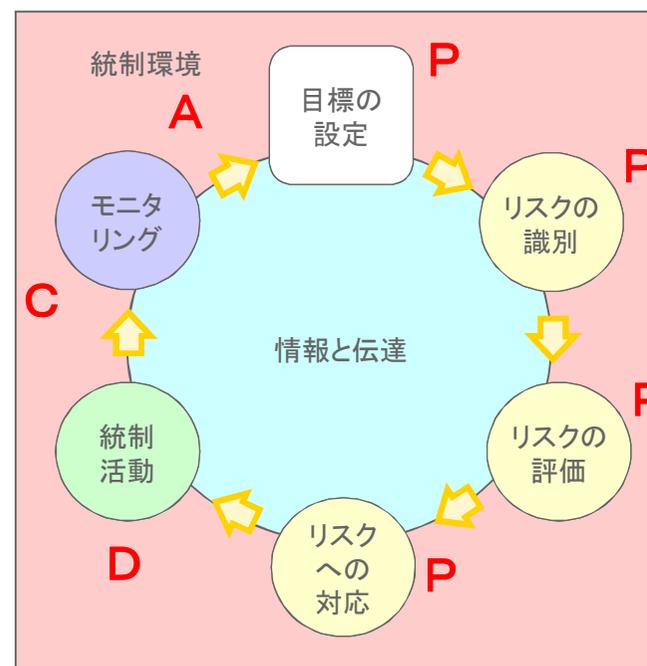
## 8. マネジメントサイクルへの展開

- ▶ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(以下、ガイドラインという。)の改正案(以下、ガイドライン改正案という。)の「はじめに」において、各機関における取り組みにガイドラインの改正点を取り組み、PDCAサイクル<Plan(計画)・Do(実施・実行)・Check(点検・評価)・Action(改善)>を徹底することが求められています

内部統制の包括的フレームワーク

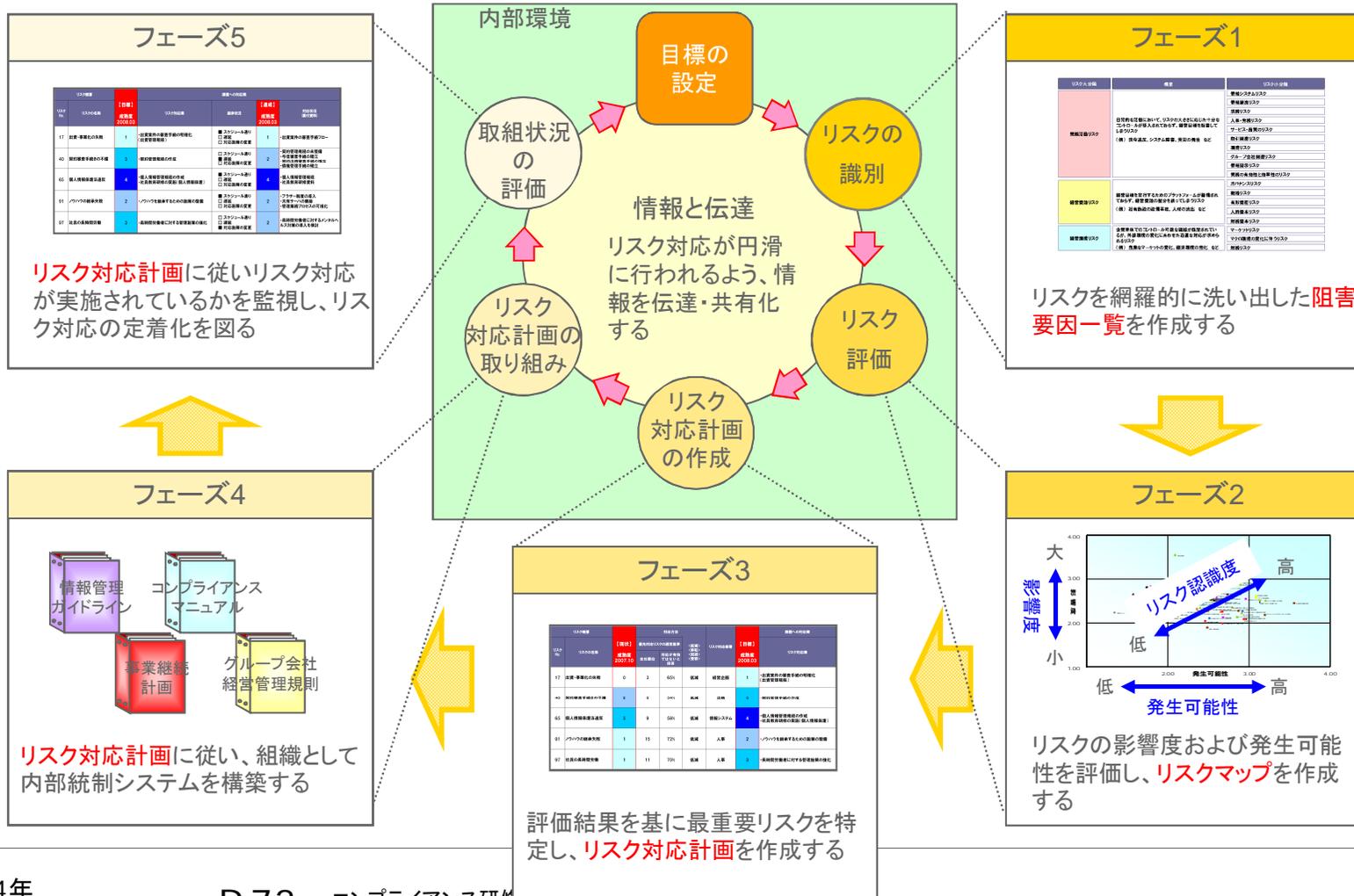


マネジメントサイクル

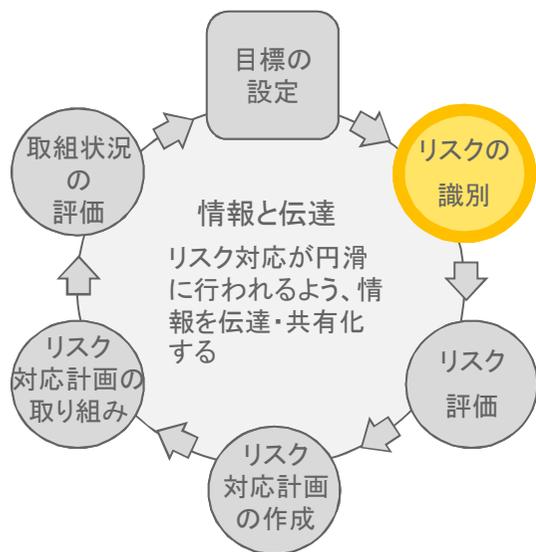


# 9. 経営管理のPDCA

- ▶ POINT1 Plan⇒Do⇒Check⇒Actionは回っていますか？
- ▶ POINT2 回転台には食材が豊富に回っていますか？
- ▶ POINT3 治療計画はできていますか？
- ▶ POINT4 リスク対応計画がフィードバックされていますか？



# 10. リスクの識別

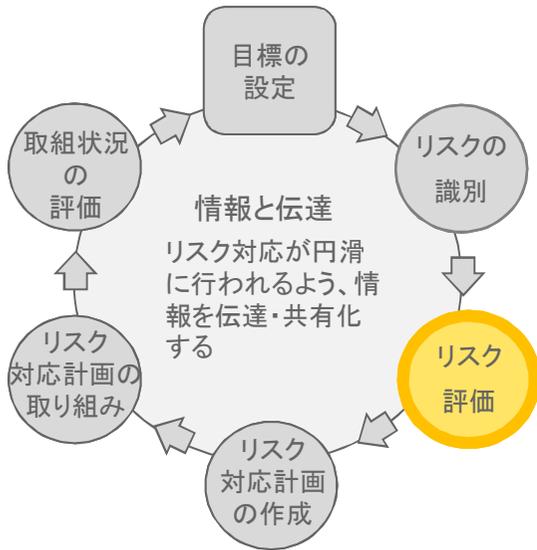


- ・管理体制を自己点検(文書・ヒアリング調査)する。事務処理プロセスを評価する(文書調査・ヒアリング調査)。
  - ・教職員を対象とした浸透度・意識調査(アンケート調査実施例を右記)
- (機関に実施を要請する事項)
- ・第2節(3)②
  - ・第3節(1)①、等

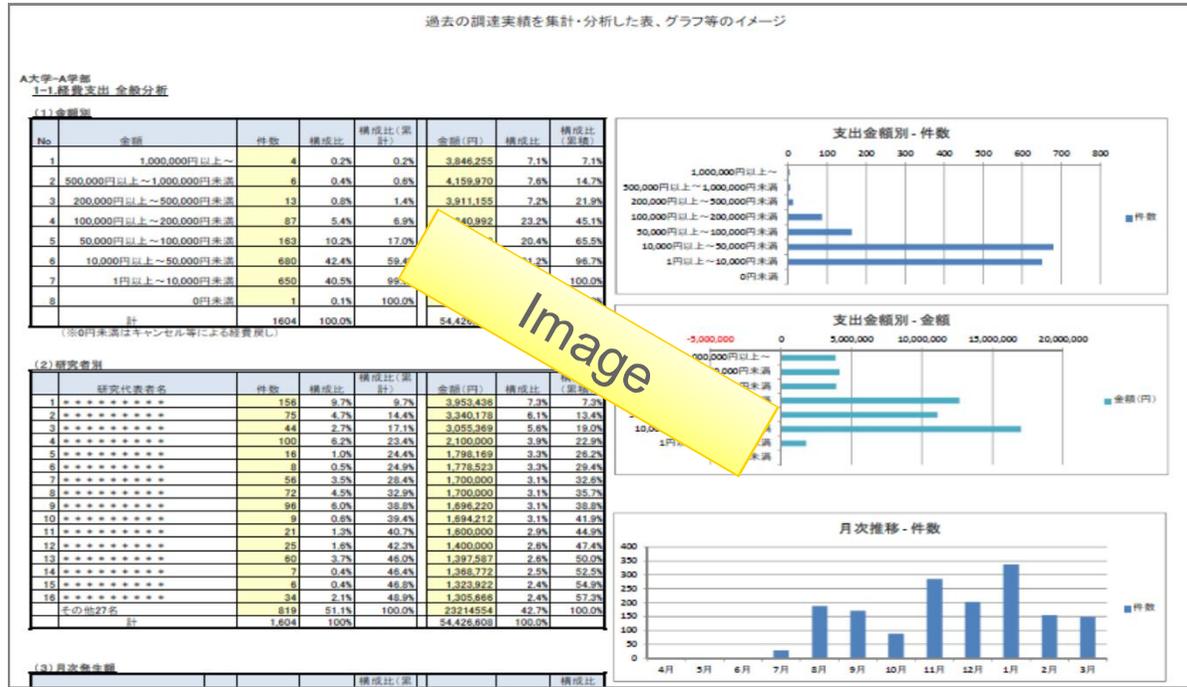
▶ アンケート調査は、下記の4つのステップにて作成することを想定しています。

Step1 仮説設定	Step2 調査票 フレーム設計	Step3 具体的項目 への落とし込み	Step4 設問の作成
<p>調査の論点を整理</p> <p>自己評価チェックリストに基づく論点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 研究費不正の重大さに対する認識度の把握</li> <li>▶ 事務職員の立場の認識度の把握</li> <li>▶ 研究費の使用ルールに関する問題点の把握 など</li> </ul> <p>より良い環境構築に基づく論点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 教職員の満足度の把握</li> <li>▶ 教職員の不満足度の把握 など</li> </ul> <p>預け金等の調査の論点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 預け金等の有無の把握</li> </ul>	<p>仮説を元に調査票の骨組みを作成</p> <p>浸透度調査項目</p> <p>認識度把握項目</p> <p>問題抽出項目</p> <p>満足度把握項目</p> <p>不満足度把握項目</p> <p>↑ クロス集計</p> <p>属性</p> <p>預け金等確認項目</p>	<p>項目・カテゴリーの設定 質問形態の決定</p> <p>問1: ルールの浸透度</p> <p>問2: マニュアルの浸透度</p> <p>問3: 窓口の浸透度</p> <p>問4: 罰則の浸透度</p> <p>問5: 不正の重大さの認識度</p> <p>問6: 事務職員の立場の認識度</p>	<p>質問を具体化</p> <p>問1: ルールの浸透度 XX万円以上の物品の調達には、XXの承認が必要であることを知っていますか? YES・NO</p> <p>問5: 不正の重大さの認識度 不正は本学の存在をゆるがすものである そう思う 1 2 3 4 思わない</p>

# 11. リスク評価

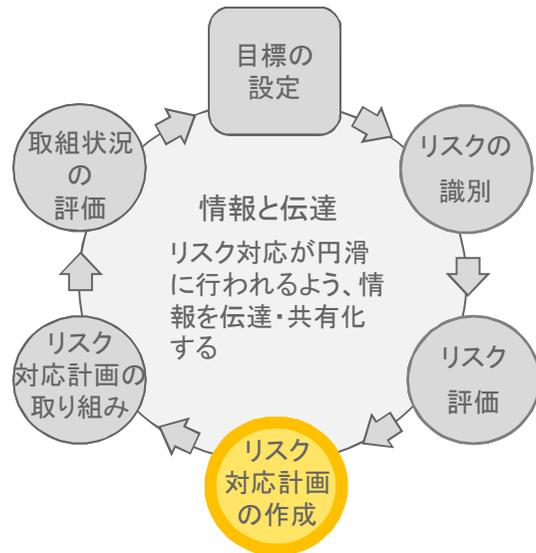


- Phase1で把握した現状と機関が目指す体制・気風の在り方との差分から、改善すべき課題を洗い出す(ディスカッションなど)。
- 把握した事務処理プロセスよりリスクを評価し、改善すべき課題を洗い出す(ディスカッションなど)。  
(機関に実施を要請する事項)
  - 第3節(1)①
- (実施上の留意事項)
  - 第3節①、②等



- <主な実施事項>
- 過去の調達実績の集計・分析
  - 調達実績分析結果報告書(案)の策定
  - 過去の調達実績を集計・分析した表、グラフ等
  - 調達実績分析結果報告書(案)

## 12. リスク対応計画の作成

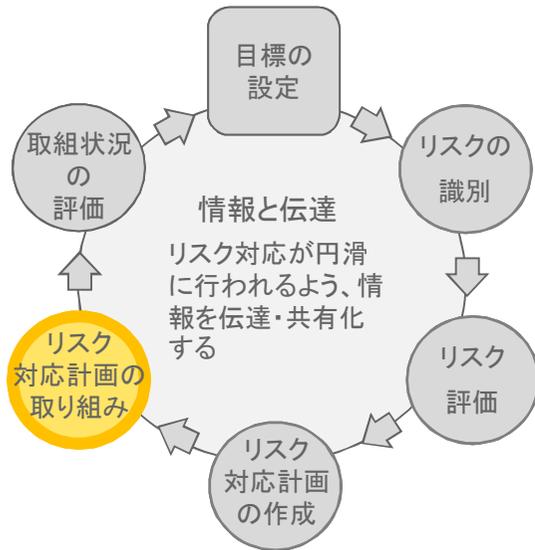


- ・ Phase2で洗い出された課題に対して、“いつまでに”、“誰が”、“何をするのか”を整理し、実行計画案を策定(ディスカッションなど)
- ・ 実行計画案を経営に上程し、必要なリソースの配分を受ける。  
(機関に実施を要請する事項)
  - ・ 第3節(1)②
  - ・ 第3節(2)①、②
- (機関に実施を要請する事項)
  - ・ 第3節③～⑥、等

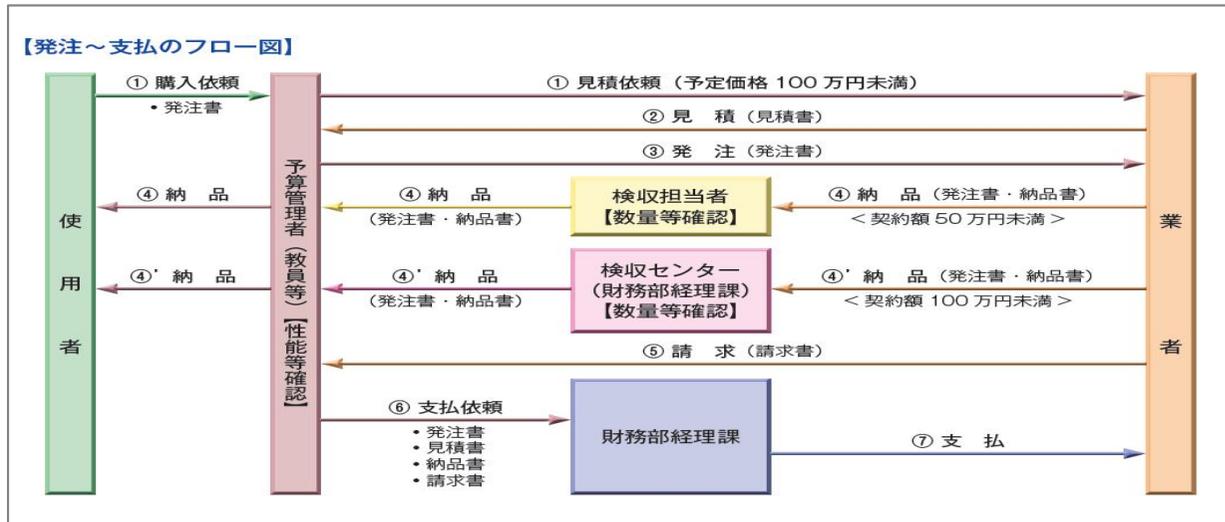
出典：国立大学法人信州大学 不正防止計画(平成24-26年度) 抜粋

番号	区分	不正を発生させる要因	不正防止計画	年度計画		所管部署
				24年度	25年度	
I. 関係者の意識向上に関する事項						
1	意識	どのような行為が研究費不正とみなされるのか十分に理解されていない。	教職員に対し、不正使用の事例を紹介する。研究費不正は研究活動に深刻な影響を及ぼすことを周知する。	24年度	教職員に対し、不正事例の紹介と随時研究費不正の重大さを周知するとともに、各部署においても意識啓発を行うよう依頼する。	(周知) 研究推進部 (25意識調査) 財務部総務監査G
				25年度	教職員に対し、不正事例の紹介と随時研究費不正の重大さを周知するとともに、各部署責任者においても、主体的に意識啓発を行うよう依頼する。 10月に教職員の意識調査を実施する。	
				26年度	教職員に対し、不正事例の紹介と随時研究費不正の重大さを周知するとともに、各部署責任者においても、主体的に意識啓発を行うよう依頼する。	
II. 適正な運営・管理の基盤となる環境に関する事項						
2	通報制度	通報窓口を設置しているが、認知度が低く、内部通報制度が十分に機能していない。	教職員及び業者に対し、通報窓口を周知する。職員に対し、通報に適切に対応できるよう、説明を行う。	24年度	7月と2月は教職員に、10月は業者に対し、通報窓口をメール等で案内する。10月の「財務担当部署意見交換会」で通報に対する対応方針を職員に説明する。	(周知) (25意識調査) 財務部総務監査G
				25年度	24年度の取組みを継続する。10月に教職員の意識調査を実施する。	
				26年度	24年度の取組みを継続する。	
3	執行ルール	研究費の使用ルールが十分に理解されていない。	「研究費執行ハンドブック」を配布し、使用ルールを周知する。	24年度	9月と3月、教職員に「研究費執行ハンドブック」が使用されるよう周知する。9月～11月、「ハンドブック」の内容の確認を行う。それを受け必要に応じ、改訂を行う。	(ハンドブック) 研究推進部 (25意識調査) 財務部総務監査G
				25年度	24年度の取組みを継続する。10月に「研究費執行ハンドブック」の認知度調査を実施する。	
				26年度	24年度の取組みを継続する。	

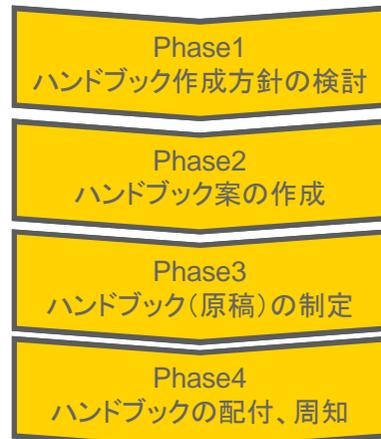
# 13. リスク対応計画の取り組み



出典: 国立大学法人埼玉大学 会計ハンドブック 抜粋



- ・ 実行計画に沿って施策を実施する。  
(想定される施策)
- 責任体系の明確化
- ルールの充実・強化
- ハンドブック(規程類含む)の作成
- 行動規範の作成
- コンプライアンス研修(教育)の実施
- モニタリングの充実・強化
- 情報システムの導入・見直し
- (機関に実施を要請する事項)
- ・ 第4節①～⑩、等



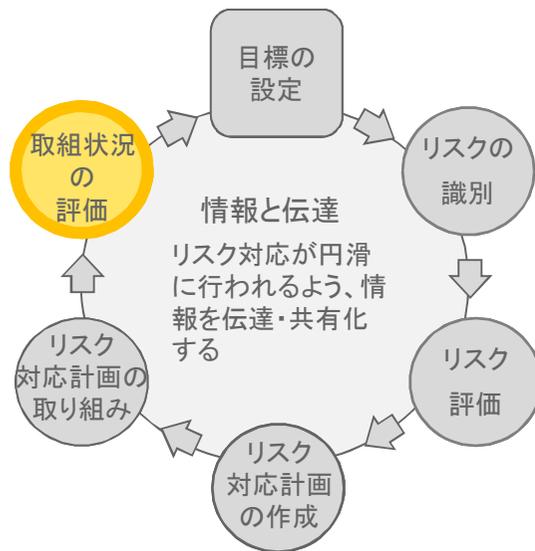
ハンドブックの作成にあたり、「目的」、「対象者」、「様式」、「スケジュール」などの作成方針を決定する。

方針に基づき、弊法人にてハンドブック(初案)を作成するとともに、機関の意見・要望を初案に反映し、事務局案を作成する。

関係者への説明、意見の反映、経営承認等を通じてハンドブックを制定する。

説明会等において、ハンドブックの内容を説明する。

## 14. 取組状況の評価



(機関に実施を要請する事項)  
・ 第6節①～⑥. 等

- ①モニタリング体制の整備・運用状況の評価と改善提案の提示  
現状の不正防止のためのモニタリング体制を検証し、大学にとって重要度が高い課題の洗い出しを踏まえて、不正リスク低減・業務の効率化のための改善のご提案を実施します。
- ②リスクアプローチに基づく内部監査の実施支援(過年度の10%調査)  
不正が発生する要因を分析し、当該リスクに対して重点的にサンプル抽出し、効果的・効率的な内部監査の実施を支援し、そこで発見された誤りやルールからの逸脱等について、原因を分析し、対応策をご提案致します。
- ③リスクアプローチに基づく期中モニタリング実施の支援  
通常取引処理過程で行うことが容易でない確認検証作業など、内部監査部門等が期中に実施するモニタリングが効果的・効率的に実施されるよう計画策定から支援します。
- ④不正防止計画の進捗状況についてのモニタリング実施支援  
不正防止計画の達成状況について、関係書類の調査、担当部署へのヒアリング等を通じて項目ごとの整理を実施します。それにより、不正防止計画の見直しを行い、具体的な取組施策を検討することが可能となります。不正防止計画の進捗管理を行うことで、計画の策定だけにとどまるのではなく、計画の実行、見直し、改善策の検討といったPDCAサイクルを回し、ガイドラインで求められている継続的な取組とすることが可能になります。

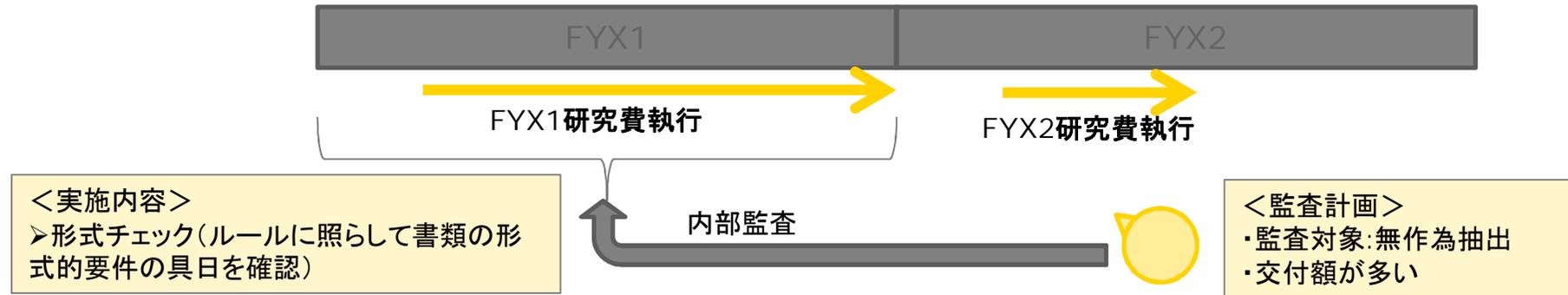
### ③の実施手順例



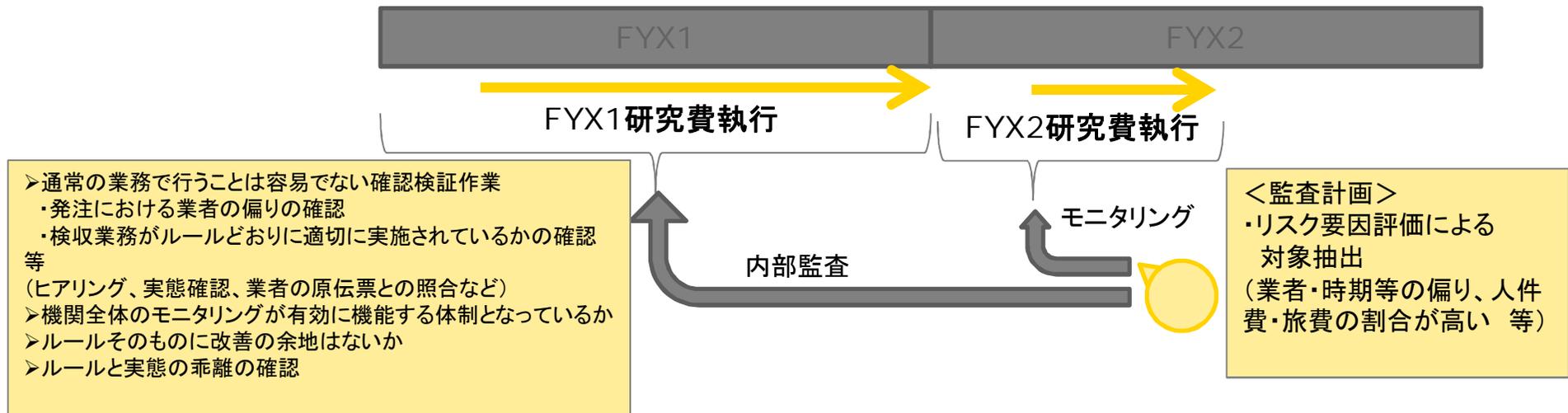
## 15. 取組状況の評価(モニタリング)

- ▶ モニタリング及び内部監査の実施について、以下の対応が求められていると言えます。

### 【従来の科研費内部監査】



### 【実施が求められている「科研費のモニタリング」】



---

## (参考)

# 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)改正

---

### (用語の定義)

本ガイドラインにおいて用いる用語の定義について示す。

#### (1)競争的資金等

文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される**競争的資金を中心とした公募型の研究資金**。

#### (2)機関

上記(1)の**競争的資金等の配分を受ける全ての機関**(大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人、国及び地方公共団体の試験研究機関、企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人等)。

#### (3)配分機関

上記(2)の機関に対して、上記(1)の競争的資金等を配分する機関(文部科学省、文部科学省が所管する独立行政法人)。

#### (4)構成員

上記(2)の機関に所属する非常勤を含む、研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者。

#### (5)不正

**故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用。**

また、研究活動に関係する不正については、上記のほか、研究活動における不正行為(ねつ造、改ざん、盗用等)も挙げられるが、これらについては、「研究活動の不正行為への対応ガイドライン」において、それぞれの機関が整備すべき事項等が示されている。体制整備等においては、共通的事項も含まれているが、それぞれのガイドラインを踏まえ、対策を講じることが必要である。

#### (6)コンプライアンス教育

不正を事前に防止するために、機関が構成員に対し、自身が取り扱う競争的資金等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させるために実施する教育

#### (7)管理条件

文部科学省が、調査の結果、機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、改善事項及びその履行期限を示した競争的資金の交付継続の条件。

なお、**文末が「望ましい」という表現になっている事項は、より対策を強化する観点から例示しているものであり、それぞれの機関のリスクやコスト、リソースなどを踏まえ、実施することが考えられる。**

## (参考)

# 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)改正

### 第1節 機関内の責任体系の明確化

機関が、競争的資金等の運営・管理を適正に行うためには、機関内の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して機関内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を機関内外に周知・公表することが必要である。

(機関に実施を要請する事項)

① 機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者(以下、「**最高管理責任者**」という。)を定め、その職名を公開する。最高管理責任者は、原則として、機関の長が当たるものとする。

<役割>最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

② 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者(以下、「**統括管理責任者**」という。)を定め、その職名を公開する。

<役割>統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

③ 機関内の各部局等(例えば、大学の学部、附属の研究所等、一定の独立した事務機能を備えた組織)における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者(以下、「**コンプライアンス推進責任者**」という。)を定め、その職名を公開する。

<役割>コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、

- 1) 自らが掌理する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- 2) 不正防止を図るため、**部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督**する。
- 3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、**構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導**する。

(実施上の留意事項)

① 図に示す体制及び役割のように、機関の組織規模・部局等の構成員の数を踏まえ、役割の実効性を確保する観点から、各機関において適当と判断する場合は、例えば、**コンプライアンス推進責任者については、大学の学科、専攻、研究所の部門等の組織レベルで複数の副責任者を任命**し、日常的に目が届き、実効的な管理監督を行い得る体制を構築するなど、部局単位で責任の範囲を区分することができる。その場合は責任の範囲が曖昧にならないよう、より明確に規定することが必要である。

また、上記③の競争的資金等の管理・執行に関しては、事務部門にも副責任者を任命するなど、コンプライアンス推進責任者へ管理・執行の情報が着実に伝達される体制を構築することも必要である。

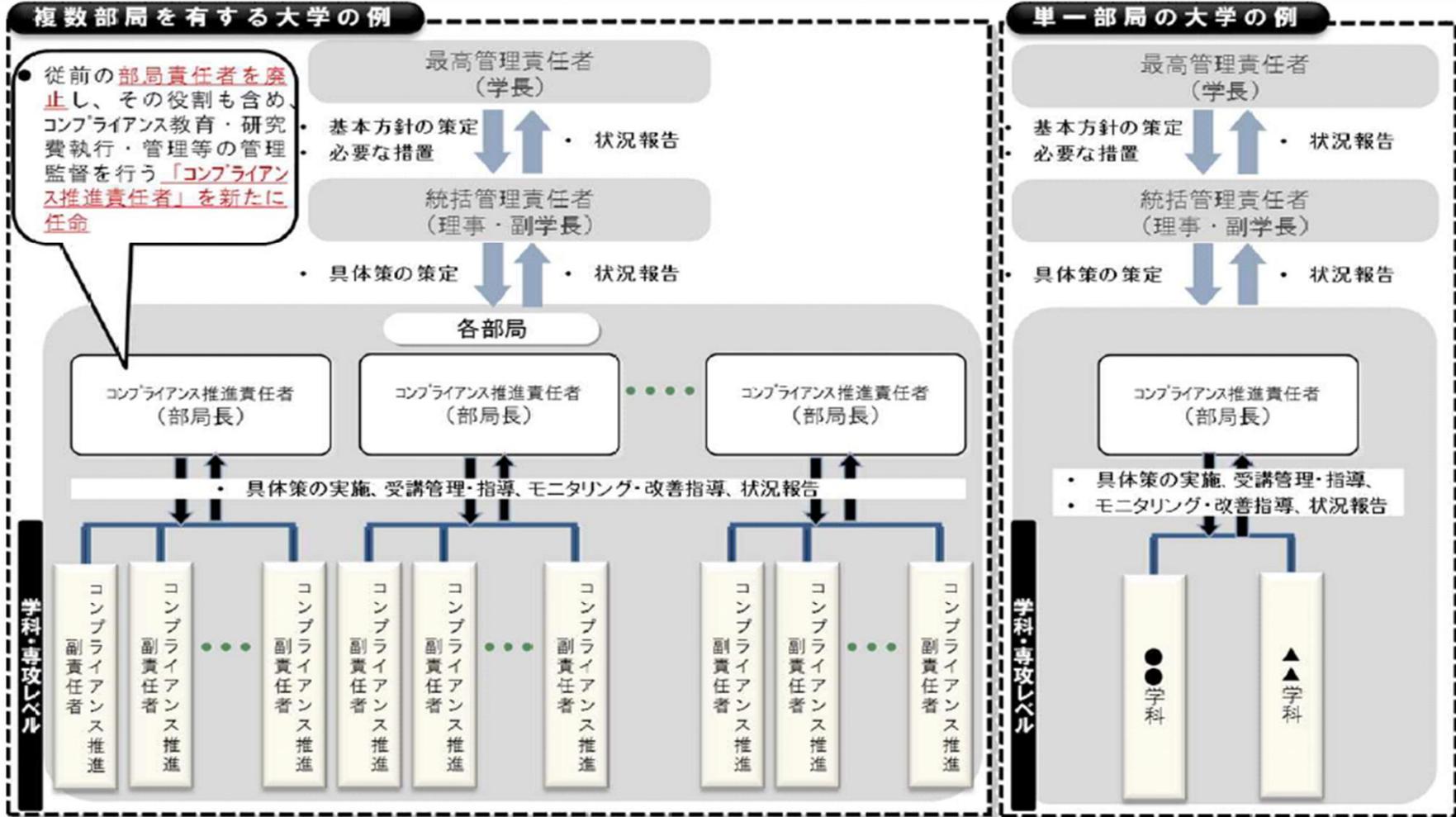
② 機関が、コンプライアンス教育や必要な改善指導などを実施していないと、機関の管理責任を問われるとともに、さらに、不正を行った者の責任を追及できないことになりかねない。このため、**機関内の管理責任の明確化の観点から、各責任者の役割(責務)等を定めた内部規程等を整備し**、それらの管理監督の責任が十分果たされず、結果的に不正を招いた場合には処分の対象となることも内部規程等において明確に位置付け、内部に周知徹底することも必要である。

③ **最高管理責任者は、定期的に各責任者から報告を受ける場を設け、意思の浸透を図るとともに、実効性のある対策とするために、必要に応じて基本方針の見直し、必要な予算や人員配置などの措置をリーダーシップの下で行う。**基本方針の見直しに当たっては、研究活動そのものの効率の低下を招かず、構成員の負担の軽減、機関の管理コストの低減といった多面的な視点から、単に厳格化するのではなく、機関として不正が起こらないような組織風土が形成されるよう、実態を踏まえ、柔軟に基本方針を見直し、その実効性を確保することが重要である。このため、間接経費等を効果的に活用し、研究支援体制と管理体制の二つの側面から必要な予算や人員配置などの措置を行い、競争的資金等がより効果的かつ効率的に活用される環境を醸成することも求められる。

④ 第7節及び第8節に掲げる間接経費措置額の削減等の措置を受けた場合、最高管理責任者は、再発防止の観点から、機関内においても、不正が発生した部局等に対する措置を講じるとともに、不正に関与していない部局等や構成員の研究活動の遂行に影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。また、大学等の教育機関にあっては、併せて、学生の教育研究活動・環境に影響を及ぼさないよう、最大限の努力を払わなければならない。

図 研究費の不正防止に関する機関内の責任体系図

※大学において、コンプライアンス関連の規程等により、研究費の不正使用防止を包括する体制等が既に整備されている場合は、本ガイドラインにおける責任体系をそれらに明確に位置付けた上でこれを準用することが可能。



※複数部局を有する大学においては、役割の実効性を確保する観点から、部局長がコンプライアンス教育及び研究費執行・管理責任を統括する役割を担った上で、学科又は専攻レベルの一定規模で複数の副責任者を配置し、管理監督を行うことが考えられる。一方、単一部局の大学において、部局全体に目が届く規模の組織であれば、部局長自らがコンプライアンス教育及び研究費執行・管理責任者の役割を統括することも考えられる。

## (参考)

# 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)改正

<b>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</b> 最高管理責任者は、不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなくてはならない。	
<b>(1) ルールの明確化・統一化(機関に実施を要請する事項)</b> 競争的資金等に係る事務処理手続に関するルールについて、以下の観点から見直しを行い、明確かつ統一的な運用を図る。 ① 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって <b>分かりやすいようにルール</b> を明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行う。 ② <b>機関としてルールの統一</b> を図る。ただし、研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、機関全体として検討の上、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部局等間で統一的運用を図る。 ③ ルールの全体像を体系化し、競争的資金等の運営・管理に関わる <b>全ての構成員に分かりやすい形で周知</b> する。	<b>(実施上の留意事項)</b> ① 機関内ルールの策定に当たっては、慣例にとられることなく、実態を踏まえ、業務が最も効率的かつ公正に遂行できるものとする。 ② ルールの例外的な処理は、ルールと実態の乖離を招く恐れが強いことから、極力これを認めない。やむを得ず認める必要がある場合については、例外処理の指針を定め、手続を明確化して行うものとする。また、例外的処理を認めたケースについて先例集を作成して周知させるなど、実務が散漫にならないよう最大限の努力を惜しんではならない。 ③ ルールの周知に当たっては、研究者、事務職員など、それぞれの職務に応じた視点から、 <b>分かりやすい形での周知</b> に努める。また、競争的資金等の運営・管理に関わるリサーチアシスタント等への周知はもとより、競争的資金等の運営・管理に関わるその他の学生などにも広く周知することが望ましい。
<b>(2) 職務権限の明確化</b> (機関に実施を要請する事項) ① 競争的資金等の事務処理に関する構成員の <b>権限と責任</b> について、機関内で合意を形成し、 <b>明確に定めて</b> 理解を共有する。 ② 業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。 ③ 各段階の関係者の職務権限を明確化する。 ④ 職務権限に応じた明確な決裁手続を定める。	<b>(実施上の留意事項)</b> ① 不正を防止するためには、適切なチェックが必要であることについて研究者の理解を促進し、 <b>現場でのチェックが適切に行われる体制</b> を構築することが重要である。 ② 業務の実態が変化しているにもかかわらず、職務分掌規程等が改定されないまま実態と乖離して空文化し、責任の所在が曖昧になっていないかという観点から必要に応じ適切に見直す。 ③ <b>決裁が形式的なものでなく責任の所在を反映した実効性のあるものとなるよう</b> 、決裁手続を簡素化する。その際、決裁者の責任を明確にするためにも、決裁者の人数を少数に絞ることが望ましい。 ④ 研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、 <b>一定金額の範囲内で研究者による発注を認める場合には、その権限と責任(例えば、研究者本人に、発注先選択の公平性、発注金額の適正性の説明責任、弁償責任等の会計上の責任が帰属すること)を明確化し、当該研究者にあらかじめ理解してもらうことが必要である。</b>

<p><b>(3) 関係者の意識向上</b> (機関に実施を要請する事項)</p> <p>① 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らのどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるため、<b>コンプライアンス教育(機関の不正対策に関する方針及びルール等)を実施</b>する。</p> <p>② 実施に際しては、受講者の受講状況及び<b>理解度について把握</b>する。</p> <p>③ これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、<b>受講の機会等に誓約書等</b>の提出を求める。</p> <p>④ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。</p>	<p>(実施上の留意事項)</p> <p>① <b>コンプライアンス教育では、不正防止対策の理解や意識を高める内容として、具体的な事例を盛り込み、機関への影響、運用ルール・手続・告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の機関の懲戒処分・自らの弁償責任、配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置、機関における不正対策等について説明する。</b> また、効果を高めるため、これらについて<b>具体的な事案を基に懲戒処分等の内容や機関の不正対策としてモニタリング等を行っていることを説明することや、自らの過去の不正について機関に自己申告した場合には、懲戒処分等において情状が考慮されることがあること</b>なども説明することが考えられる。コンプライアンス教育の内容は、責任者、研究者、事務職員などの職域や常勤、非常勤の雇用形態等の権限や責任・職務に応じて適切に実施すること及びその内容を定期的に見直し、更新した内容を周知徹底することも望まれる。</p> <p>② <b>これらの教育を実施していない機関は、管理責任を問われること</b>や、不正を行った者の責任を追及できないことにもなりかねない。このため、実効性ある取組とするために、例えば、大学の学部等の教授会を活用して周知徹底することや、受講機会を確保するため、複数回の説明会の開催や機関内のe-learningを活用することも考えられる。</p> <p>③ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員から、誓約書等を求めていると、受講内容等を遵守する義務があることの意識付けや不正を行った者に対する懲戒処分等が厳正に行えないことにもなりかねない。このため、<b>内部規程等により、誓約書等の提出、内容等について明確化</b>し、受講の機会等(新規採用者、転入者等についてはその都度)に提出を求め、遵守事項等の意識付けを図ることが必要である。 また、実効性を確保するため、<b>誓約書等の提出を競争的資金等の申請の要件とすること</b>や提出がない場合は競争的資金等の運営・管理に関わることができないこととするなど、併せて内部規程等により明示することも必要である。 誓約書等は、<b>原則として本人の自署</b>によることとし、盛り込むべき事項を以下に示す。当該誓約書等が確実に履行可能なものとなるよう、構成員と協議するなどしてコンセンサスを形成した上で実施することが望ましい。 <b>&lt;誓約書等に盛り込むべき事項&gt;</b> ・<b>機関の規則等を遵守すること</b> ・<b>不正を行わないこと</b> ・<b>規則等に違反して、不正を行った場合は、機関や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること</b></p> <p>④ 行動規範の内容は、研究者や事務職員など、それぞれの問題意識を反映させたものとする。構成員の意識向上のため、個々の事象への対応ではなく、機関の構成員としての取組の指針を明記し、上記の教育の中で周知徹底するものとする。</p> <p>⑤ 機関は、これらの教育は、不正を事前に防止するための取組の一つであることを十分認識した上で、第4節や第6節に掲げる日常的な取組やモニタリング等の活動と複合的に実施していくことが求められる。</p>
---	--

<p><b>(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</b> (機関に実施を要請する事項)</p> <p>① 機関内外からの告発等(機関内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など)を受け付ける窓口を設置する。</p> <p>② 不正に係る情報が、窓口の担当者等から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。</p> <p>③ 以下の(ア)から(オ)を含め、不正に係る調査の体制・手続等を明確に示した規程等を定める。</p> <p>(ア) 告発等の取扱い</p> <p><b>告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。</b></p> <p>また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。</p> <p><b>(イ) 調査委員会の設置及び調査</b></p> <p>調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査を実施する。調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。</p> <p>(ウ) 調査中における一時的執行停止</p> <p>被告発者が所属する研究機関は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。</p> <p>(エ) 認定</p> <p>調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。</p> <p>(オ) 配分機関への報告及び調査への協力等</p> <p>1) 機関は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。</p> <p>2) <b>告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。</b>期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する(付属資料1)</p> <p>3) また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。</p> <p>4) 上記のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。</p> <p>5) また、調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。</p> <p>④ 不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。</p> <p>⑤ 懲戒の種類及びその適用に必要な手続等を明確に示した規程等を定める。</p>	<p>(実施上の留意事項)</p> <p>① 不正の告発等の制度を機能させるため、機関の構成員に対しては、コンプライアンス教育等で具体的な利用方法を周知徹底する。</p> <p>また、取引業者等の外部者に対しては、相談窓口及び告発等の窓口の仕組み(連絡先、方法、告発者の保護を含む手続等)について、ホームページ等で積極的に公表し、周知を図る。その際、告発等の取扱いに関し、告発者の保護を徹底するとともに、保護の内容を告発者に周知することが必要である。</p> <p>このほか、告発者保護の観点から、第三者機関等に窓口を設置することも望まれる。</p> <p>② 誹謗中傷等から被告発者を保護する方策を講じる。</p> <p>③ 顕名による告発の場合、原則として、受け付けた告発等に基づき実施する措置の内容を、告発者に通知する。</p> <p>④ 不正に係る調査の体制・手続等の規程は、原則として、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」の手続(再実験に係る部分等を除く。)に準じて整備・見直しを行う。</p> <p><b>不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、当該機関に属さない第三者(弁護士、公認会計士等)を含む調査委員会を設置することが必要である。この調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。</b></p> <p>⑤ 懲戒規程等は、不正の背景、動機等を総合的に判断し、悪質性に応じて処分がなされるよう、適切に整備する。</p> <p>例えば、不正を行った者又はその管理監督に適正を欠いた者に対する懲戒処分等が内部規程に明確に位置付けられていない場合は、処分等が公正かつ厳正に行えないことにもなりかねない。</p> <p>このため、研究者の役割や責任(告発等に対する説明責任を含む)を明確にすることはもとより、機関としての責任や役割について、第1節の各責任者の役割や責任の範囲を定めた必要な規程や体制を整備した上で、懲戒規程等の内部規程に明確に位置付け、構成員に周知徹底しておくことが必要である。</p> <p>さらに、私的流用など、行為の悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟があり得ることなど、法的な手続に関しても内部規程上、明確に位置付け、構成員に周知徹底しておくことも必要である。</p> <p>⑥ <b>機関は、調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。</b>公表する内容は、少なくとも不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、機関が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれているものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。</p> <p>また、これらの公表に関する手続をあらかじめ定め、構成員に周知徹底しておくことが必要である。</p> <p>⑦ 機関において発生した不正の調査結果は、再発防止の観点から、処分も含めて、構成員に周知することも必要である。</p>
--	---

(参考)

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)改正

<p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施</p> <p>不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止することが必要である。</p>	
<p>(1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定</p> <p>(機関に実施を要請する事項)</p> <p>① 不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。</p> <p>② 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。</p>	<p>(実施上の留意事項)</p> <p>① 不正を発生させる要因の把握に当たっては、一般的に以下のようなリスクに注意が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(ア)ルールと実態の乖離(発注権限のない研究者が発注、例外処理の常態化など)。</li><li>(イ)決裁手続が複雑で責任の所在が不明確。</li><li>(ウ)予算執行の特定の時期への偏り。</li><li>(エ)業者に対する未払い問題の発生。</li><li>(オ)競争的資金等が集中している部局・研究室。</li><li>(カ)取引に対するチェックが不十分(事務部門の取引記録の管理や業者の選定・情報の管理が不十分)。</li><li>(キ)同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始した業者への発注の偏り。</li><li>(ク)データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分。</li><li>(ケ)検収業務やモニタリング等の形骸化(受領印による確認のみ、事後抽出による現物確認の不徹底など)。</li><li>(コ)業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用。</li><li>(サ)非常勤雇用者の管理が研究室任せ。</li><li>(シ)出張の事実確認等が行える手続が不十分(二重払いのチェックや用務先への確認など)。</li><li>(ス)個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境(特定個人に会計業務等が集中、特定部署に長い在籍年数、上司の意向に逆らえないなど)や、牽制が効きづらい研究環境(発注・検収業務などを研究室内で処理、孤立した研究室など)。</li></ul> <p>② 不正には複数の要因が関わる可能性があることに留意する。</p> <p>③ 具体的な要因を把握するに当たっては、組織全体の幅広い関係者の協力を求め、実際に不正が発生する危険性が常にどこにでもあることを認識させ、自発的な改善の取組を促す。</p> <p>④ 不正を発生させる要因に対する不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行うことが必要である。</p> <p>⑤ 不正防止計画の策定に当たっては、経理的な側面のみならず、ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面についても検討する。</p> <p>⑥ 不正防止計画への取組に部局等によるばらつきが生じないように機関全体の観点からのモニタリングを行う。</p>

(参考)

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)改正

<p>(2)不正防止計画の実施 (機関に実施を要請する事項)</p> <p>① 研究機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署(以下、「防止計画推進部署」という。)を置き、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。</p> <p>② 最高管理責任者が率先して対応することを機関内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。</p>	<p>(実施上の留意事項)</p> <p>① 防止計画推進部署は、最高管理責任者の直属として設置するなどにより、機関全体を取りまとめることができるものとする。なお、機関の規模によっては既存の部署を充て、又は既存の部署の職員が兼務することとしても差し支えない。</p>
	<p>② 防止計画推進部署には、研究経験を有する者を含むことが望ましい。</p>
	<p>③ 防止計画推進部署は機関の内部監査部門とは別に設置し、密接な連絡を保ちつつも内部監査部門からのチェックが働くようにすることが望ましい。</p>
	<p>④ 不正防止計画の着実な実施は、最高管理責任者の責任であり、実際に不正が発生した場合には、最高管理責任者の対応が問われることとなる。</p>
	<p>⑤ 部局等は、機関全体で不正が生じにくいように、防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。</p>

(参考)

## 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)改正

### 第4節 研究費の適正な運営・管理活動

第3節で策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理することが必要である。

(機関に実施を要請する事項)

① **予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。** 予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。

② **発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。**

③ 不正な取引は研究者と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、**不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績(回数、金額等)や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。**

(実施上の留意事項)

① 予算執行が年度末に集中するような場合は、執行に何らかの問題がある可能性があることに留意し、事務職員は必要に応じて研究者に対して執行の遅れの理由を確認するとともに必要な場合は改善を求める。

② 取引業者に求める誓約書等に盛り込むべき事項を以下に示す。

**<誓約書等に盛り込むべき事項>**

- ・機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- ・内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ・不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- ・構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

また、取引業者が過去の不正取引について、機関に自己申告した場合には、情状を考慮し、取引停止期間の減免を行うことがあることなどを含めた処分方針の周知徹底を図る。

(参考)

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)改正

<p>④ 発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。</p> <p>⑤ ただし、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用する。その際、研究者本人に、第2節(2)の「実施上の留意事項」④に示す権限と責任についてあらかじめ理解してもらうことが必要である。</p> <p>⑥ また、物品等において発注した当事者以外の検収が困難である場合であって、一部の物品等について検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的に抽出による事後確認を実施することが必要である。</p> <p>⑦ 特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用する。</p>	<p>③ 発注・検収業務を含む物品調達に係るチェックシステムは、不正の防止と研究の円滑かつ効率的な遂行を両立させるよう配慮する。上記「機関に実施を要請する事項」⑤の取扱いとする場合であっても、事務部門の牽制が実質的に機能する仕組みとして、発注に関し、定期的に予算執行・取引状況・内容の検証(是正指導)することが必要である。</p> <p>また、検収業務についても、上下関係を有する同一研究室・グループ内での検収の実施などは避け、発注者の影響を完全に排除した実質的なチェックが行われるようにしなければならない。</p> <p>このほか、過去に業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などによる不正が認められた機関においては、それらを防止するための具体的な対策(例:業者の入出構管理、納品物品へのマーキング、シリアル番号の付記など)を講じることも必要である。</p> <p>④ 書面によるチェックを行う場合、形式的な書類の照合ではなく、ルールや研究内容等との整合性を確認するように実施し、必要に応じて照会や現物確認を行う。</p> <p>⑤ 発注業務を柔軟にすることを目的として一定金額以下のものについて研究者による直接の発注を認める場合であっても、従来 of 慣行に関わらず、発注の記録方法や発注可能な金額の範囲等について、機関として可能な限り統一を図る。</p> <p>⑥ 納品伝票は納品された現物と照合した上で機関の定めた期間保存し、後日の検証を受けられるようにする。</p> <p>⑦ 正当な理由により、研究費の執行が当初計画より遅れる場合等においては、繰越制度の積極的活用等、ルールそのものが内蔵する弾力性を利用した対応を行う。</p> <p>また、研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを周知徹底することも必要である。</p> <p>⑧ 上記「機関に実施を要請する事項」⑦の特殊な役務に関する検収についても検収対象とし、原則として、有形の成果物がある場合には、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックする。</p> <p>また、成果物がない機器の保守・点検などの場合は、検収担当者が立会い等による現場確認を行うことが必要である。</p>
---	--

(参考)

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)改正

<p>⑧ 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部門が実施する。</p>	<p>⑨ <b>非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、研究室任せにならないよう</b>、事務部門が採用時や定期的に、面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行うことが必要である。</p>
<p>⑨ 換金性の高い物品については、適切に管理する。</p>	<p>⑩ <b>換金性の高い物品については、競争的資金等で購入したことを明示</b>するほか、物品の所在が分かるよう記録することなどにより、適切に管理する。特にパソコンについては適切に管理することが望ましい。</p>
<p>⑩ 研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制とする。</p>	<p>⑪ 研究者の<b>出張計画の実行状況等の把握・確認</b>については、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書等の提出を求め、重複受給がないかなども含め、用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行う。</p>
	<p>⑫ このほか、コンプライアンス推進責任者等は、自己の管理監督する部局等において、<b>研究者と業者の関係が過度に緊密にならないよう、オープンなスペースでの打合せを推奨することや、孤立又は閉鎖的な環境とならないよう、業務支援を推進する体制や相談しやすい環境の醸成に努め、円滑なコミュニケーションが図られるような仕組み</b>を組織的に推進することが望まれる。</p>

(参考)

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)改正

第5節 情報発信・共有化の推進

ガイドラインの趣旨に沿って、多様な機関がそれぞれの規模や特性に応じた実効性ある体制を整備する上では、機関内での情報共有はもとより、各機関の取組や事例の主体的な情報発信による機関間での情報共有が必要かつ有効である。また、このことは、競争的資金等に対し、広く国民の理解と支援を得る上でも必要不可欠である。

(機関に実施を要請する事項)

- ① 競争的資金等の使用に関するルール等について、**機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。**
- ② **競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表する。**

(実施上の留意事項)

- ① 不正を事前に防止するためには、**研究者が日常的な研究活動において、自らの行為がルール等に抵触するの可否を事前に相談できる体制**(相談窓口の設置など)を整備することが必要である。また、これらの窓口が適切に機能し、統一的な対応が行われるよう、担当者間の情報共有・共通理解の促進のための研修の実施など、組織的な取組を推進することが望まれる。  
また、日常の相談を通じて蓄積された事例を整理・分析し、構成員間で共有する仕組みを整備するとともに、必要に応じ、モニタリングの結果などとともに、最高管理責任者に報告し、基本方針・内部規程の見直しやコンプライアンス教育の内容にフィードバックできる体制も必要である。
- ② 機関の不正への取組に関する基本方針等の公表は、機関の不正防止に対する考え方や方針を明らかにするものであり、社会への説明責任を果たす上でも重要である。  
このため、「行動規範」、「管理・運営体制」はもとより、**機関間での情報共有の観点から、「マニュアル」、「不正防止計画」、「相談窓口」、「通報窓口」、「処分(取引停止等の取扱いを含む。）」、「機関における諸手続」などとともに、これらに関する諸規程を内外の利用者の視点に立って、分かりやすく体系化・集約化してホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行うことが求められる。**
- ③ 企業等において、企業活動上、社内規程等を外部に公表することが困難な場合は、配分機関への報告をもって公表に代えることができる。

## 第6節 モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小にすることを旨とし、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施することが重要である。また、これらに加え、機関の実態に即して、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査(リスクアプローチ監査)を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図ることが必要である。

<p>(機関に実施を要請する事項)</p> <p>① 競争的資金等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。</p> <p>② 内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、競争的資金等の管理体制の不備の検証も行う。</p> <p>③ 内部監査部門は、上記②に加え、第3節(2)の防止計画推進部署との連携を強化し、同節(1)「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、機関の実態に即して要因を分析した上で、<b>不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施</b>する。</p> <p>④ 内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与するための内部規程等を整備する。</p> <p>⑤ 内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化する。</p> <p>⑥ 機関は、第7節(1)「文部科学省が実施すべき事項」③に掲げる調査について協力することとする。</p>	<p>(実施上の留意事項)</p> <p>① 内部監査部門を強化するため、高い専門性を備え、機関の運営を全体的な視点から考察できる人材を配置することや公認会計士等の外部有識者を加えて内部監査を実施することも望まれる。</p> <p>② 内部監査は、機関全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか否かを確認・検証するなど、機関全体の見地に立った検証機能を果たすことが重要である。 調達業務を例にとると、発注・検収・支払の現場におけるチェック及び防止計画推進部署によるそれらのモニタリングがともに機能しているか否かを内部監査により確認する。また内部監査には、ルールそのものにも改善すべきことがないか検証することも必要である。</p> <p>③ <b>リスクアプローチ監査の具体的な方法については、以下のような手法が考えられる。</b>  <b>(ア) 研究者の一部を対象に、当該研究者の旅費を一定期間分抽出して先方に確認、出勤簿に照らし合わせるほか、出張の目的や概要について抜き打ちでヒアリングを行う。</b>  <b>(イ) 非常勤雇用者の一部を対象に勤務実態についてヒアリングを行う。</b>  <b>(ウ) 納品後の物品等の現物確認。</b>  <b>(エ) 取引業者の帳簿との突合。</b></p> <p>④ 監査の質を一定に保つため、監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用する。</p> <p>⑤ 財政上の制約から、独立した専属の内部監査部門を設置することが困難な場合、以下のような対応を行うことも考えられる。  <b>(ア) 経理的な側面に対する内部監査は、担当者を指定し、その取りまとめ責任の下に、複数の組織から人員を確保してチームとして対応する。</b>  <b>(イ) ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面に対する内部監査は、防止計画推進部署等が兼務して実施する。</b></p> <p>⑥ 防止計画推進部署から不正発生要因の情報を入手した上で、監査計画を適切に立案する。</p> <p>⑦ 監査報告の取りまとめ結果について、コンプライアンス教育の一環として、機関内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する。</p> <p>⑧ 監事及び会計監査人と内部監査部門が、それぞれの視点から、機関内の不正発生要因や監査の重点項目について情報や意見の交換を行い、効率的・効果的かつ多角的な監査を実施できるようにする。</p> <p>⑨ <b>監事</b>は、業務監査の観点から、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法について実効性の面から検証し、<b>最高管理責任者に意見を述べる</b>ことが求められる。</p> <p>⑩ 内部監査部門は、機関のコンプライアンスを包括する部署や外部からの相談を受ける窓口等、機関内のあらゆる組織と連携し、監査の効果を発揮できるようにする。</p> <p>⑪ 内部監査の実施に当たっては、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し効率化・適正化を図る。</p>
---	---

## (参考)

# 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)改正

### 第7節 文部科学省による研究機関に対するモニタリング等及び文部科学省、配分機関による体制整備の不備がある機関に対する措置の在り方

文部科学省は、機関が、第1節から第6節に記載した対策の実施状況について、次のように確認、評価及び措置を行う。

#### (1) 基本的な考え方

文部科学省は、資金配分先の機関においても研究費が適切に使用・管理されるよう所要の対応を行う責務を負っている。文部科学省は、機関における管理体制について、ガイドラインの実施状況を把握し、所要の改善を促す。

#### (文部科学省が実施すべき事項)

① 有識者による検討の場を設け、ガイドラインの実施等に関してフォローアップするとともに、必要に応じてガイドラインの見直し等を行う。

② 文部科学省は、機関側の自発的な対応を促す形で指導等を行う。管理体制の改善に向けた指導や措置については、緊急の措置が必要な場合等を除き、研究活動の遂行に及ぼす影響を勘案した上で、段階的に実施する。

③ 上記①・②を実施するため、**調査機能の強化を図り、機関に対し、以下の調査(書面、面接、現地調査を含む)を実施する。**

- 1) 履行状況調査(毎年、一定数を抽出)
- 2) 機動調査(履行状況調査以外に、緊急・臨時の案件に機動的に対応)
- 3) フォローアップ調査(履行状況調査、機動調査における改善措置状況をフォローアップし、必要に応じ措置を講じる)
- 4) 特別調査(不正発覚後の状況把握・指導)

④ 上記③の調査結果等により収集した不正防止のための実効性ある取組事例を活用し、研修会の開催やコンテンツ教材の作成等を行い、機関における研究費の管理・監査体制の構築に向けた支援を行う。

#### (実施上の留意事項)

① 従来も配分機関により額の確定調査やその他の確認が個別の競争的資金等で行われている。文部科学省はそれらの手段を有効に組み合わせ、研究者及び機関の負担を可能な限り増やさずに効率的・効果的な検証を行うよう努める。

② 機関の問題は、個別の部局等にある場合もあるが、部局等も含めた体制整備の責任は、機関の長にある。したがって、体制整備の不備に関する評価、及び評価結果に基づき行われる措置の対象は原則として機関全体とする。

<p><b>(2)具体的な進め方</b>  (文部科学省、配分機関、機関が実施すべき事項)</p> <p>I. 実態把握のためのモニタリング  文部科学省は、ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況について、書面による報告を機関に求め、機関は、書面による報告を文部科学省に提出する。</p> <p>II. 措置のためのモニタリング等</p> <p>① 文部科学省は、毎年度、履行状況調査の実施方針等を定め、一定数を抽出し、機関におけるガイドラインに基づく体制整備等の状況について調査を実施し、ガイドラインの「機関に実施を要請する事項」等について確認する。また、配分機関において、不正の認定を受けた機関も当該調査の対象とする。</p> <p>② 文部科学省は、上記①の調査以外にも、緊急・臨時の案件に機動的に対応するため、必要に応じて機動調査を実施し、ガイドラインに基づく体制整備等の実態把握を行う。</p> <p>③ 文部科学省が有識者による検討も踏まえ、上記①、②の調査の結果において機関の体制整備等の状況について不備があると判断する場合は、当該機関に対して、文部科学省は以下の(ア)の措置を講じ、その結果を受けて、配分機関は(イ)及び(ウ)の順に段階的な措置を講じる。また、文部科学省は調査結果及び措置の状況を公表する。</p> <p>ただし、文部科学省が機関全体における体制整備に重大な不備があると判断した場合又は機関全体における体制整備の不備による不正と認定した場合は、必要に応じて、段階的な措置によらず、文部科学省が(ア)を講じると同時に、配分機関は(イ)の措置を講じることとする。</p> <p>なお、措置の検討に当たっては、機関からの弁明の機会を設けるものとする。</p> <p><b>(ア)管理条件の付与</b>  文部科学省は、機関に対し、体制整備等の不備について、改善事項及びその履行期限(1年)を示した管理条件を付す。また、文部科学省は、管理条件の履行状況について毎年度フォローアップ調査を実施し、調査結果を機関及び配分機関に通知する。</p> <p><b>(イ)間接経費の削減</b>  配分機関は、文部科学省がフォローアップ調査の結果において、管理条件の履行が認められないと判断した場合は、当該機関に対する競争的資金における翌年度以降の間接経費措置額を一定割合削減する。</p> <p>間接経費措置額の削減割合については、フォローアップ調査の結果に応じて、段階的に引上げ、上限を間接経費措置額の15%とする。</p> <p><b>(ウ)配分の停止</b>  間接経費を上限まで削減する措置を講じている間においても文部科学省が管理条件の履行が認められないと判断した場合は、配分機関は、当該機関に対する翌年度以降の競争的資金の配分を停止する。</p> <p>④ ③の(ア)から(ウ)の措置の解除は、以下によるものとする。</p> <p>(ア)の措置は、機関において管理条件を着実に履行していると文部科学省が判断した時点で、文部科学省が解除する。</p> <p>(イ)の措置は、機関において管理条件を着実に履行又は履行に進展があると文部科学省が判断した場合、配分機関がその翌年度に解除する。</p> <p>(ウ)の措置は、機関において管理条件を着実に履行又は履行に進展があると文部科学省が判断した時点で、配分機関が解除する。</p>	<p>(実施上の留意事項)</p> <p>① 管理条件を付与した翌年度に、機関において当該管理条件を着実に履行していると文部科学省が判断した場合は、当該機関に対するフォローアップ調査を終了する。また、機関において当該管理条件の着実な履行に至らずとも、文部科学省が履行に進展があると判断した場合は、経過観察として、継続的にフォローアップ調査を実施する。</p> <p>② 間接経費措置額の削減割合の基準については、文部科学省が別に定めることとする。</p>
--	---

**第8節 文部科学省、配分機関による競争的資金制度における不正への対応**

機関が告発等を受理し、配分機関が機関から調査の要否の報告を受けた際は、機関に対して当該事案の速やかな全容解明を要請し、機関から提出される報告書等を踏まえ、当該機関に対して改善を求めることが必要である。また、本ガイドラインでは、研究費の管理は機関の責任において行うこととしているため、文部科学省及び配分機関は、競争的資金における不正を確認した場合は、研究者だけでなく、機関に対しても措置を講じることとする。

(配分機関が実施すべき事項)

- ① 配分機関は、機関から調査実施の要否について報告を受けた場合は、機関に対して必要な指示を行うこととする。
- ② 配分機関は、機関における調査が適切に実施されるよう、調査方針、調査対象及び方法等の報告を受け、必要に応じて指示を行うとともに、当該事案の速やかな全容解明を要請する。
- ③ 配分機関は、調査の過程であっても、機関から不正の一部が認定された旨の報告があった場合は、必要に応じ、不正を行った研究者が関わる競争的資金について、採択又は交付決定の保留、交付停止、機関に対する執行停止の指示等を行う。
- ④ 配分機関は、機関から不正を認定した最終報告書が提出され、それを確認した場合は、当該報告書の内容を踏まえ、以下の措置を講じることとする。

(ア) 機関に対する措置

- ・第7節(2)Ⅱ参照

(イ) 機関・研究者に対する措置

- ・不正に係る競争的資金の返還等

不正があった競争的資金において、配分機関は、機関又は研究者に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、また、研究費の一部又は全部の返還を求める。

(ウ) 研究者に対する措置

- ・競争的資金への申請及び参加資格の制限

不正があった競争的資金において、配分機関は、不正を行った研究者及びそれに共謀した研究者等に対し、事案に応じて、競争的資金への申請及び参加資格を制限する。

- ⑤ 配分機関は、機関が告発等を受理した日から210日以内に最終報告書の提出がない場合、当該機関に対して、状況に応じて、報告遅延に係る以下の措置を講じることとする。

ただし、報告遅延に合理的な理由がある場合は、当該理由に応じて配分機関が別途、最終報告書の提出期限を設けるものとする。

(ア) 配分機関は、当該機関の不正に関する告発等があった競争的資金における翌年度以降の1か年度の間接経費措置額を一定割合削減する。

間接経費措置額の削減割合については、提出期限を過ぎた日数に応じて、段階的に引上げ、上限を間接経費措置額の10%とする。

(イ) 被告発者が自らの責任を果たさないことにより最終報告書の提出が遅延した場合、配分機関は、当該研究者が関わる競争的資金について、採択又は交付決定の保留、交付停止、機関に対する執行停止の指示等を行う。

(実施上の留意事項)

① 配分機関は、研究者の責任により最終報告書の提出が遅延した場合をもって、直ちに機関の責任を問うものではない。

② 配分機関は、研究者に対する措置として、競争的資金への申請及び参加資格の制限を行う場合は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、措置を講じることとする。

③ 機関から提出された最終報告書について、配分機関との必要な協議を経なかったことなどにより、調査方法及び報告書の内容等に重大な問題があった場合は、配分機関は、機関に対し、最終報告書の再提出を求めることとする。

④ 報告遅延に係る合理的な理由としては、研究者の機関に対する申立てにより、機関内の再調査が必要となる場合、捜査当局により関連資料が押収されている場合や、不正を行った研究者が関連資料を隠蔽するなど調査への協力を拒否する場合等が該当する。

⑤ 最終報告書の報告遅延に係る間接経費措置額の削減については、原則、翌年度の当該競争的資金における間接経費を対象とするが、最終報告書が、翌年度の当該競争的資金の交付決定後に機関から提出された場合など、翌年度の当該競争的資金における間接経費を削減することが困難な場合は、配分機関は、翌々年度の当該競争的資金における間接経費を削減することとする。

⑥ 間接経費措置額の削減割合の基準については、文部科学省が別に定めることとする。※参考資料1「新旧対照表」中「改正理由及び考え方」に案を記載。

⑦ 最終報告書の提出以外に、第2節(4)における必要な手続を行わなかった場合は、配分機関は機関に対し、その他の必要な措置を講じることとする。

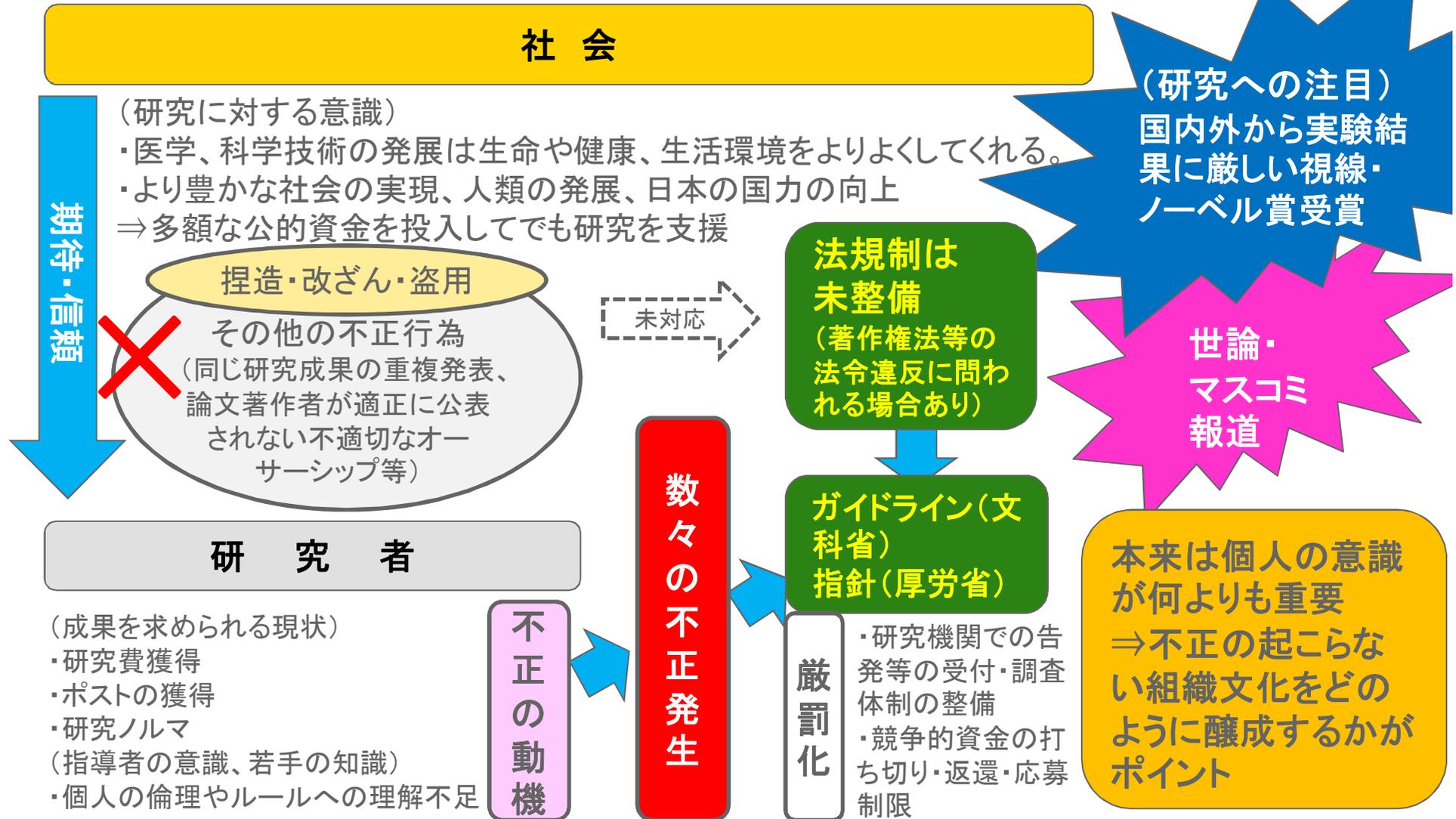
---

---

I	大学に今何が起きているのか？
II	研究費の不正使用、及び教職員の処分の実例
III	コンプライアンスの本質
IV	タスクフォース中間とりまとめ
V	公的研究費の管理・監査のガイドライン(改正)
VI	研究活動の不正行為への対応のガイドライン(改正)
VII	まとめ

# 社会からの要請や期待と法規制・コンプライアンス:研究活動における不正行為

- ✓ なぜ研究成果の捏造や改ざん、盗用が起こるのでしょうか？
- ✓ 一人で悩んでいませんか？



# 研究活動における不正行為 海外発生事例

## 物理学者シェーンの「改ざん・ねつ造」事件:2002年

物理学者ヘンドリック・シェーン(1970～)は、米国のベル研究所の研究者として、有機物の超伝導を全く新しい仕組みで実現した。

そして自身の研究成果を計63本の論文にまとめ、うち「ネイチャー」誌に7本、「サイエンス」誌には9本もの論文がわずか3年のうちに掲載されるというとても快挙を成し遂げる。

しかし、シェーンの論文の多くに意図的な不正行為が見られるとの告発を受けて同研究所が調査を行ったところ、16の論文で不正が行われていたことが判明、シェーンは解雇される。

人は、「機会」、「動機」、「正当化」の3つがそろった時にルール違反、さらには不正行為を行うと考えられている(米国犯罪学者D.R.グレッシー氏が提唱した不正のトライアングル理論)。

シェーンの事件では、論文のチェック機能が働いていなかったなどの「機会」、不正の証明は真実の証明よりも難しいなどの「正当化」については語られているが、なぜ不正行為を行ってしまったのかといった「動機」については同研究所の調査委員会の調査でも明らかにされていないと言われている。

研究者が行う不正行為について書かれた文献はあまり多くないが、カリフォルニア工科大学・物理学教授グッドシュタイン氏が、研究者としての視点から以下の指摘をしていることから、参考までに取り上げる。

研究者にとってのキャリアは、昇進、研究費、弟子、受賞に影響する。したがって、一流の研究者は良い評判を得るため、あるいは現在の一流を保ち続けるために不正を行う。また、科学界には「論文を書かなければ失職する」との格言もあって、失職を恐れる二流・三流の研究者も不正を行う。

「昇進しなければ」、「論文を書かなければ」といったプレッシャーは、不正の動機ともなり、責任感が強く、まじめな方ほど、「多少のルールの逸脱は仕方がない」と不正を正当化させかねない。

是非この機会に、不正を他人事と思わず、自分も動機を持っていたり、正当化させやすい心を持っていたりしないか、振り返って頂きたい。

# 研究活動における不正行為 国内発生事例(1)

発生時期／機関	研究活動における不正行為概要
<p>2013年 京都府立医科大学や慈恵医科大学など5大学</p>	<p><b>ノバルティスファーマ社ディオバンの臨床研究不正事件</b> 京都府立医科大学の教授らが行った高血圧治療薬(降圧剤)バルサルタン(商品名「ディオバン」)の臨床研究において、その薬に有利になるようにデータが人為的に操作されていた。一例を挙げるとカルテには記載がなかった病気が論文データには作為的に書きこまれており、そうした捏造によって「他の降圧剤に比べ脳疾患や心臓病のリスクが減る」などと虚偽の結論を導きだしていた。この問題の教授は2月に辞職となった。薬の販売元の製薬会社であるノバルティスファーマの日本法人社員が、その肩書を伏せて研究にかかわっていた。そしてこの問題の社員は京都府立医科大学の臨床研究だけでなく慈恵医科大学、千葉大学、名古屋大学、滋賀医科大学で行われた臨床研究にも、ノバルティス社所属という身分を隠して参加し、論文作成にも関与していた。イギリスの一流医学誌『ランセット』は、大学による調査によってデータの操作が明白になったことなどを受けて「研究の信頼性を疑うのに十分だ」とし、以前に同誌に掲載した、慈恵医大などが作成した論文などの撤回措置を取るようになった。</p>
<p>2013年 東京大学分子細胞生物学研究所</p>	<p><b>論文不正事件</b> 東京大学分子細胞生物学研究所における論文不正に関する、科学研究行動規範委員会による調査の中間報告において、1996～2011年に発表された51報の論文に科学的な適切性を欠いた画像データの使用がされていたと判断され、合計210カ所の画像の流用、転用、貼り合わせ、不掲載、消去、過度な調整など認められることが発表された。また、そのうち43報には、画像編集ソフトで複数の画像を貼り合わせ一つの画像に見せかけるなどの操作があり、研究不正(改ざん)と判断され、残り8論文は不注意によるものだとされた。平成25年12月11日現在で、既に13報の論文が当事者らにより撤回されている。</p>

各調査報告書等より

## 研究活動における不正行為 国内発生事例(2)

発生時期／機関	研究活動における不正行為概要
2012 東京大学医学部附属病院	<b>IPS細胞を使った手術実施に関する虚偽の発表</b> 医学部附属病院特任研究員が、iPS細胞から作った心筋細胞を重症の心不全患者に移植する手術を6人の患者に実施したとの発表を行ったが、少なくともそのうち5件については虚偽の発表であった。同特任研究員の行為は、就業規則第38条第5号に定める「大学法人の名誉又は信用を著しく傷つけた場合」に該当するとして、東京大学は、医学部附属病院特任研究員に対し、懲戒解雇の懲戒処分を行った。
2012 東邦大学	<b>19年にわたる論文捏造</b> 日本麻酔科学会所属の医師が、8論文の研究について倫理委員会の承認を得ずに実施した件、海外の複数の麻酔科関連ジャーナルが論文の捏造疑惑に関する論説を発表したことを受け、同学会特別委員会による調査が行われた。212本の論文のうち、171編に捏造があったとし、捏造は19年にわたって行われたと公表した。 この医師が准教授として在籍していた東邦大学は、8本の論文について臨床研究に関する倫理規範に悖反する事実があったと認定し、諭旨退職処分にした。
2010 東京大学	<b>東京大学教授らによる論文の再現性問題</b> 大学院工学系研究科建築学専攻助教の学位請求論文において、他人による既発表の論文やウェブ上の記事から出典を明記しないまま使用された部分が論文全体にわたり多くの箇所でもた大量に存在し、かつ学位請求者本人の文章であるかのように見せかけるための修正も施されていて、悪質な盗用等の不正が存在すると判明。大学が授与した博士(工学)について取消しを行い、懲戒解雇相当と決定・公表された。 指導教官は、大学院における課程担当を免じられ(指導教員及び論文審査委員としない)、懲戒等の在り方については引き続き調査するとされた。

各調査報告書等より

## 研究活動における不正行為 国内発生事例(3)

発生時期／機関	研究活動における不正行為概要
2005 東京大学	<p><b>東京大学教授らによる論文の再現性問題</b></p> <p>東京大学大学院工学研究科教授らの論文12編に関する実験再現性について、日本RNA学会会長からの調査依頼。同研究科内に再現性の確認に関する調査委員会を設置。4論文に関する再実験を要請。調査委員会は、再実験結果報告を受け、4論文の正当性を裏付ける科学的なデータの存在を確認することは出来なかったと結論。教授と助手を、懲戒解雇とした。</p>
2005 大阪大学	<p><b>大阪大学学生による論文のデータ捏造</b></p> <p>医学部学生が、肥満に関係するとされる酵素をめぐる米医学誌に発表した論文に、作為的に処理されたデータが使われていたとの疑義が生じ、当該論文を取下げると発表。調査委員会を設置し当該論文及び共著論文の精査、教員の指導性等について調査。調査委員会報告を踏まえ、教員等を処分。</p>
2004 理化学研究所	<p><b>理化学研究所研究員による研究論文の不正</b></p> <p>研究所の研究員2名が発表した研究論文に不正の疑惑があるとの指摘を内部研究員から受け、調査を実施。論文3編のうち2編はデータ改ざん(そのうち1編は論文記載内容と異なる材料を使用)が認められ、他1編については、データ改ざんの可能性が極めて高い事が認められた。同研究所は研究員に対して論文の取下げを勧告。その後研究員は辞職。</p>
2000 東北旧石器文化研究所	<p><b>旧石器発掘捏造事件</b></p> <p>研究者が、自ら収集した数千年前の縄文時代石器を数万から数十万年前の地層に埋め、旧石器時代の遺跡を次々に発見したというもの。25年間に180ヶ所以上の遺跡捏造が判明。この事件は、考古学に対する社会的信頼を失墜させることとなった。同研究所は2004年に解散。</p>

「研究活動における不正行為の代表的事例」／文科省科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会(第1回)資料5 2006.3.17) 他

## 研究上の不正への対応

【2006年2月】

「研究上の不正に関する適切な対応について」／総合科学技術会議

「研究上の不正は、科学技術及びこれに関わる者に対する信頼性を傷つけるとともに、研究活動の停滞をもたらすなど、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものである」研究者コミュニティ、関係府省、大学・研究機関等に対し、倫理指針や研究上の不正に関する規程の策定等を求めた

【2006年8月】

「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」

／文科省 科学技術・学術審議会 特別委員会

研究成果の捏造・盗用等の不正は「科学の本質に反するものであり、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げ、冒涇するものであって、許すことのできないもの」

【2006年10月】

「科学者の行動規範」／日本学術会議

・すべての学術分野に共通する必要最小限の行動規範

「科学者の行動規範の自律的実現を目指して」／同会議

・すべての教育・研究機関、学協会等に対して、具体的な取組事項の例として「不正行為などの疑義があった場合には、定められた制度に沿って迅速に事実の究明に努め、必要な対応を公正に行い、その結果を公表すること。特に、データの捏造・改ざん及び盗用には、厳正に対処すること」等を要請

【2013年9月】

「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース 中間とりまとめ」

・研究不正は研究活動に対する信任を失墜させ、科学技術・学術の健全な発展を阻害

・研究不正には、研究における「不正行為」と研究費の「不正使用」の2つがあり、それぞれへの対応を図ってきているが、不正事案は後を絶たない状況

・基本方針「不正を事前に防止する取組」、「組織の管理責任の明確化」、「国による監視と支援」

## 不正行為のガイドライン改正(1/4)

- 平成26年2月3日「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議により、公表されている。

### 公正な研究活動の推進に向けた 「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善について (審議のまとめ)概要

#### 背景

平成25年9月に公表された「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」中間取りまとめを踏まえ、ガイドラインの見直し・運用改善や研究倫理教育の強化など、研究活動における不正行為の防止に向けた方策の検討・実施が必要。

#### <ガイドライン見直しの必要性>

- 文部科学省では、関係機関に対して、平成18年度に策定したガイドラインに基づく厳格な対応を求めてきたが、依然として不正事案が後を絶たない。
- 従来、研究活動の不正行為の防止が研究者個人の責任に委ねられている傾向にあったことを踏まえ、今後は国による支援等も行い、各研究機関が責任を持って不正行為に対応できるようにすることが必要（組織としての管理責任の明確化、不正を事前に防止する取組の推進）。
- 大学院生や研究者、研究支援人材の年齢・経歴の多様化など、我が国の研究現場の実情に対応した、不正行為防止のための体制整備や研究倫理教育の強化が必要。

## 不正行為のガイドライン改正(2/4)

### ガイドラインの見直し・運用改善に関する基本的な考え方

- 研究活動における不正行為は科学そのものに対する背信行為であり、まずは、研究者自らの規律や大学等の各研究機関、研究者コミュニティの自律に基づく自浄作用として対応すべきであるとの基本姿勢、不正行為の定義(「捏造、改ざん及び盗用」)については現行ガイドラインを踏襲。  
(定義の示し方は改善が必要)
- その上で、タスクフォース中間取りまとめを踏まえ、従来、不正行為の防止に係る対応が個々の研究者の自己規律と責任に委ねられている側面が強かったことに鑑み、今後は、各研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わるよう、組織としての管理責任の明確化や不正行為の事前防止を図る取組の推進を促すとともに、研究機関に対して国による適切な支援を行うことが必要。
- 各研究機関に対して必要な体制整備等を求める現行ガイドラインの第2部を中心に、具体化・補完・再周知。
- ガイドラインの対象とする不正行為の範囲を、「文部科学省及び同省所管の独立行政法人の競争的資金を活用した研究活動の不正行為」のみならず、「競争的資金の配分を受けていない、国内に所在する大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関、文部科学省の直轄研究機関及び同省所管の独立行政法人等における研究活動の不正行為」も追加。

## 不正行為のガイドライン改正(3/4)

新たに盛り込むべき事項等(案)

※赤字が新規事項

### (I) 組織の管理責任の明確化

#### 【組織としての責任体制の確立】

○各研究機関における規程・体制の整備及び公表

※責任者の役割・責任の範囲を明示した規程の整備、研究倫理教育責任者の設置もきむ

○告発窓口の設置・周知 ※告発窓口の第三者への業務委託（学外の法律事務所等）もあり得る

#### 【調査の迅速性・透明性・秘密保持の担保】

○各研究機関における調査期間の目安又は上限の設定

○調査等への第三者的視点の導入

※告発窓口の第三者への業務委託（学外の法律事務所等）、調査委員会に外部有識者を半数以上を入れる等

○告発者の秘密保持の徹底

#### 【各研究機関に対する管理責任の追及】

○各研究機関に対する措置の発動（間接経費の削減）

##### ＜間接経費を削減する場合＞

- ・ 国による調査等の結果、体制不備が認められた研究機関や、文部科学省及び同省所管の独法の競争的資金の配分を受けている研究活動において不正行為が認定された研究機関に対して「**管理条件**」を付したが、履行が認められない場合
- ・ 文部科学省及び同省所管の独法の競争的資金の配分を受けている研究活動において不正行為の疑いのある事案が発覚したにも関わらず、正当な理由なく調査が遅れた場合

出典：文科省HP

URL：[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2014/02/05/1343915\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/02/05/1343915_01.pdf)

## 不正行為のガイドライン改正(4/4)

### (Ⅱ)不正を事前に防止する取組

#### 【研究活動における不正行為を抑止する環境整備】

- 各研究機関における一定期間の研究データの保存・公開の義務付け
- 研究倫理教育の着実な実施

※各研究機関において、教員、研究者（共同研究を行う海外・民間企業からの出向者等含む）、研究支援人材、学生、留学生等を対象に実施。ガイドラインで定義されている不正行為のほか、研究倫理に反する行為（二重投稿や不適切なオーサiership等）、利益相反や守秘義務などへの理解も促進。

#### 【不正事案の公開】

- 研究活動における不正行為の疑いのある事案が発覚した場合の文部科学省への報告 ※少なくとも本調査の要否が決定した段階で報告
- 不正事案の一覧化公開

### (Ⅲ)国等による支援と監視

- 各研究機関における調査体制への支援

※各研究機関において十分な調査を行える体制にない場合は、日本学術会議等と連携し、専門家の選定・派遣等を検討。

- 研究倫理教育プログラムの開発への支援
- 新たなガイドラインに基づく各研究機関の履行状況調査の実施
- 各研究機関に対する措置の発動（間接経費の削減）【再掲】

#### 見直し後のガイドラインの実効性の向上に向けて

- ・研究現場（特に各研究機関の研究担当部局教職員、研究者）への周知徹底
- ・各研究機関に対するガイドライン履行状況調査（年1回程度）の実施及び調査結果に基づく指導・助言等（管理条件の付与も含む）

出典:文科省HP

URL:[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2014/02/05/1343915\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/02/05/1343915_01.pdf)

## 新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」概要(1/6)

- 平成26年2月3日「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議の審議まとめ等を踏まえ、ガイドラインを見直し、公表。

### 新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」概要

#### 背景

○文部科学省では、これまで「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月 科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会)を踏まえて、大学等の研究機関に対して必要な対応を実施。

○しかしながら、研究活動における不正行為の事案が後を絶たないことから、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」の取りまとめ(平成25年9月)、及び「「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議」の審議のまとめ(平成26年2月)等を踏まえ、ガイドラインを見直し。

#### 見直しの基本的方向

- ◆ 文部科学大臣決定として、新たなガイドラインを策定。
- ◆ 従来、研究活動における不正行為への対応が研究者個人の責任に委ねられている側面が強かったことを踏まえ、今後は、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、対応を強化

〔赤字: 新たなガイドラインで規定  
黒字: 従来のガイドライン規定を踏襲〕

#### 新ガイドライン

出典: 文科省HP

URL: [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/\\_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568\\_01\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_01_2.pdf)

## 第1節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

### 【不正行為に対する基本姿勢】

- 研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為。個々の研究者はもとより、大学等の研究機関は、不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要。

### 【研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律】

- 不正に対する対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。

### 【大学等の研究機関の管理責任】

- 上記に加えて、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう対応の強化を図る必要。特に、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組を推進。
  - ◆共同研究における個々の研究者等の役割分担・責任の明確化
  - ◆複数の研究者による研究活動の全容を把握する立場の代表研究者が研究成果を適切に確認
  - ◆若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援助言（メンターの配置等）

出典：文科省HP

URL:[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/\\_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568\\_01\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_01_2.pdf)

## 第2節 不正行為の事前防止のための取組

### 【不正行為を抑止する環境整備】

#### 1 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上

- 大学等の研究機関：「研究倫理教育責任者」の配置など必要な体制整備を図り、広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施
- 大学：学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進
- 配分機関：競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認

#### 2 大学等の研究機関における一定期間の研究データの保存・開示

### 【不正事案の一覧化公開】

- 不正行為が行われたと確認された事案について、文部科学省にて一覧化し、公開

出典:文科省HP

URL:[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/\\_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568\\_01\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_01_2.pdf)

### 第3節 研究活動における特定不正行為への対応（組織の管理責任の明確化）

#### 【対象とする不正行為(特定不正行為)】

- 捏造、改ざん、盗用（注：従来どおり）

#### 【大学等の研究機関、配分機関における規程・体制の整備及び公表】

- 研究活動における特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程等を整備し、公表
  - ◆不正行為に対応するための責任者の明確化、責任者の役割や責任の範囲を定めること
  - ◆告発者等の秘密保持の徹底、告発後の具体的な手続きの明確化
  - ◆特定不正行為の調査の実施などについて、文部科学省等への報告義務化

#### 【特定不正行為の告発の受付、事案の調査】

- 特定不正行為の告発の受付から、事案の調査（予備調査、本調査、認定、不服申立て、調査結果の公表等）までの手続き・方法
  - ◆告発・相談窓口の設置・周知 ※告発・相談窓口の第三者への業務委託も可能
  - ◆大学等の研究機関における調査期間の目安の設定
  - ◆調査委員会に外部有識者を半数以上入れること（利害関係者の排除についても規定）
  - ◆調査委員会が必要と認める場合、調査委員会の指導・監督の下に再現実験の機会を確保
  - ◆調査の専門性に関する不服申立ては、調査委員を交代・追加等して審査

出典：文科省HP

URL:[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/\\_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568\\_01\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_01_2.pdf)

## 第4節 特定不正行為及び管理責任に対する措置

### 【特定不正行為に対する研究者、大学等の研究機関への措置】

- 特定不正行為に係る競争的資金等の返還（※）
- 競争的資金等への申請及び参加資格の制限（※）

（※競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基盤的経費により行われた研究活動の不正行為も対象とする。）

### 【組織としての管理責任に対する大学等の研究機関への措置】

#### 1 組織としての責任体制の確保

- 研究活動における不正行為への対応体制の整備等に不備があることが確認された場合、文部科学省が「管理条件」を付与
- 管理条件の履行が認められない場合、機関に対する「間接経費」を削減等の措置

#### 2 迅速な調査の確保

- 正当な理由なく特定不正行為に係る調査が遅れた場合、「間接経費」の削減措置

出典:文科省HP

URL:[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/\\_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568\\_01\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_01_2.pdf)

## 第5節 文部科学省による調査と支援

### 【研究活動における不正行為への継続的な対応】

- 文部科学省に有識者による検討の場を設け、フォローアップ等を継続的に実施

### 【履行状況調査の実施】

- 大学等の研究機関に対し、本ガイドラインを踏まえた履行状況調査を実施し公表

### 【研究倫理教育に関するプログラムの開発推進】

- 文部科学省は、日本学術会議や配分機関と連携し、研究倫理教育に関する標準的なプログラムや教材の作成を推進

### 【大学等の研究機関における調査体制への支援】

- 大学等の研究機関において十分な調査を行える体制にない場合は、日本学術会議や配分機関と連携し、専門家の選定・派遣等を支援

## 今後の予定

- 新ガイドラインの周知徹底。新ガイドラインに基づく導入準備(規程・体制整備など):**「集中改革期間」**
- 新ガイドラインの適用:平成27年4月1日

出典:文科省HP  
URL:[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/\\_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568\\_01\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_01_2.pdf)

---

---

I	大学に今何が起きているのか？
II	研究費の不正使用、及び教職員の処分の実例
III	コンプライアンスの本質
IV	タスクフォース中間とりまとめ
V	公的研究費の管理・監査のガイドライン(改正)
VI	研究活動の不正行為への対応のガイドライン(改正)
VII	まとめ

まとめ. グレーが黒とされる時代  
 ~社会の期待の変化とコンプライアンス

社会環境の急激な変化  
 人口減少  
 IT化、情報社会  
 震災復興  
 原発問題  
 社会保障問題  
 景気回復  
 国際競争の激化

社会全般  
 ステークホルダー



大学のイメージ: 知的、誠実、レベルが高い



任せておけば大丈夫

触れてはいけない

日本を支える大学の  
 教育、研究、医療への期待の高まり

- ・国際化、グローバル人材育成
- ・技術立国のための研究成果
- ・高度医療、医学の進歩

マスコミ  
報道

自分を守る・組織を守る...隠ぺい、見て見ぬふり

マスコミ  
報道

不正  
使用

昔からあった  
皆がやっていた



社会の期待や常識に反する行為となれば  
 ↓  
 コンプライアンスの失敗  
 ↓  
 黒と認定

---

## まとめ. 社会の期待の変化とコンプライアンス 個人に必要なこと

---

### (個人に必要なこと)

食品の表示偽装、カネボウの白斑問題、パロマガス湯沸かし器、三菱自動車のリコール隠し

→グレーだったものが黒とされる時代

まず、背景を知ること、何が起きているか、環境変化に敏感になること

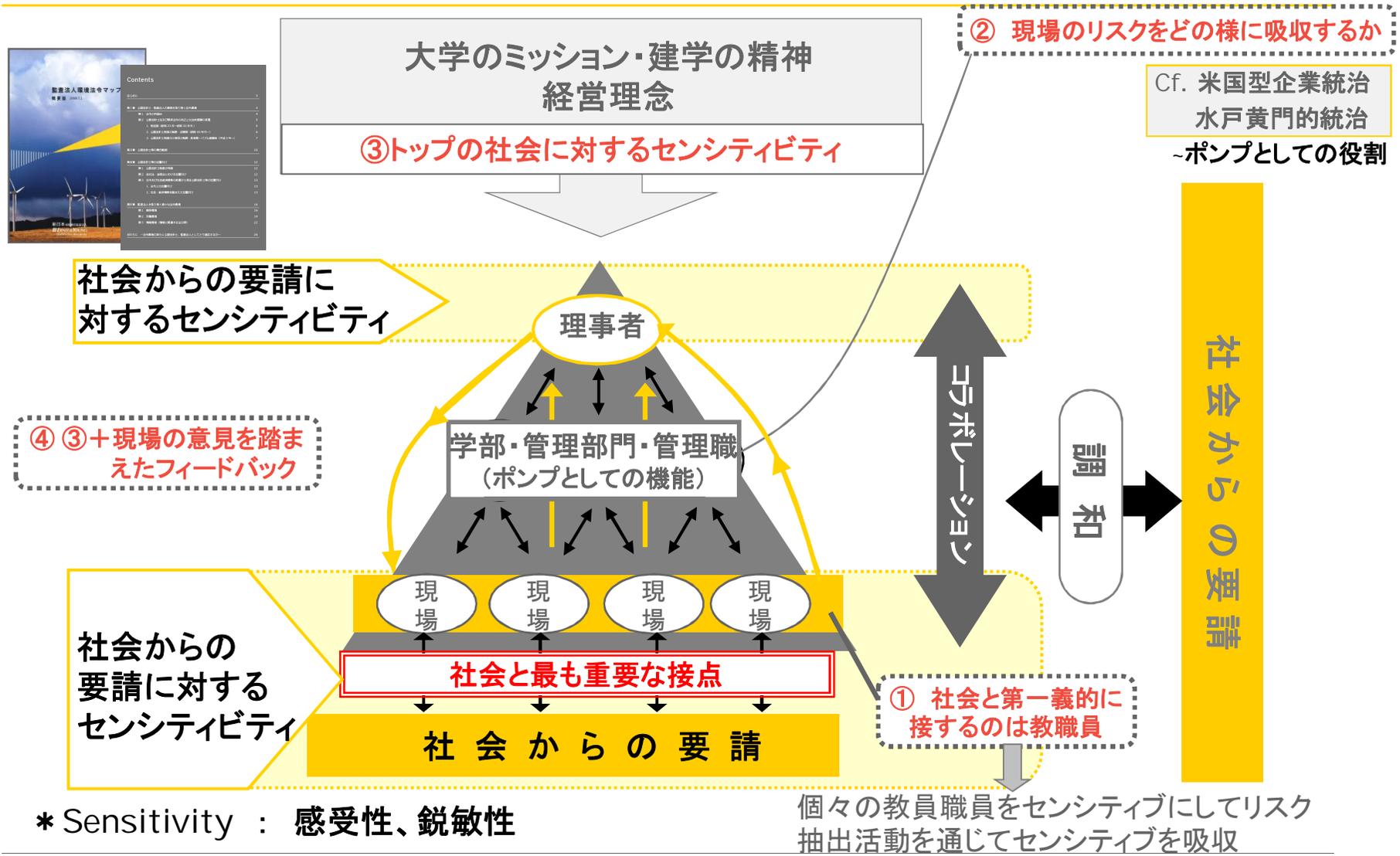
→公的資金を使っているということを認識(決して自分の金ではない)

→不正は隠し通せないという事実 (内部告発、外部告発、様々な調査や監査)

→発覚した後、身に降りかかるものの重たさ(懲戒解雇、罰金、研究の中断、汚名)

→周りの人がやっても同じ思いをする(マスコミ報道、大学のブランド毀損)

まとめ. コンプライアンスを推進していくためには  
組織に必要なこと



おわりに

→コンプライアンスは、社会の環境変化への適応

It is not the strongest of the species that survive , nor the most intelligent, but the ones most responsive to change.

生き残るのは最強の種ではない。最も高い知能を有している種でもない。

最も敏感に変化に反応する種である。

チャールズ・R・ダーウィン

(処方箋)

- ▶ 古生代カンブリア紀初頭(約5億4千万年前)
- ▶ 生物の爆発的進化 …… (眼を持つ)
- ▶ その後の生物の進化と金融危機



確固たる信念を持ちつつ環境変化に適応していくこと

出典:「眼の誕生」草思社 アンドリュー・パーカー  
「法令遵守が日本を滅ぼす」新潮新書 郷原 信郎

---

---

# ご清聴ありがとうございました。

c 2014 Ernst & Young ShinNihon LLC All Rights Reserved.

本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料を利用することで発生したトラブルや損失、損害に対して、新日本有限責任監査法人を含むアーンスト・アンド・ヤングのいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも一切責任を負いません。